

地方創生特別委員会

産業部産業振興課

**浜松市中心市街地活性化基本計画の申請及び
浜松市中心市街地活性化ビジョンの策定について（素案）**

1 中心市街地活性化基本計画

(1) 協議経過

ア 中心市街地活性化委員会

- | | |
|-------|----|
| ① 委員会 | 3回 |
| ② 幹事会 | 3回 |
| ③ 部会 | 8回 |

イ 浜松まちなかにぎわい協議会

- | | |
|-------|----|
| ① 理事会 | 4回 |
| ② 幹事会 | 3回 |
| ③ 部会 | 8回 |

ウ 内閣府ヒアリング等

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 現地調査 | 1回 |
| ② ヒアリング | 3回（対面 1回、WEB 2回） |

(2) スケジュール

ア 申請 | 令和8年1月末

イ 認定 | 令和8年3月（予定）

(3) 内容

ア 計画期間 | 令和8年4月～令和13年3月 【5年間】

イ 目次 | 1 中心市街地活性化に関する基本的な方針

2 中心市街地の位置及び区域

3 中心市街地の活性化の目標

4 土地区画整理、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備

5 都市福利施設を整備する事業に関する事項

6 公営住宅などを整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

7 中中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

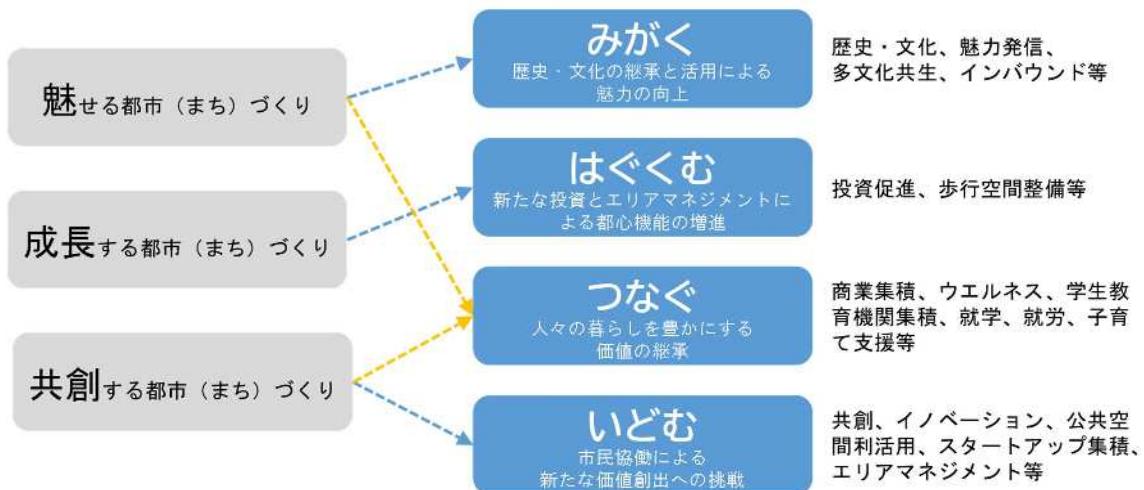
9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

11 その他中心市街地の活性化に資する事項

ウ 主な修正点（令和7年4月提出「原案書」との比較）

① 基本方針



■ 基本方針1 「みがく」歴史・文化の継承と活用による魅力の向上

- ✓ 地域資源の活用、企業との連携、クリエイティブ活動の拠点化や世界水準のまちづくりを推進することにより歴史・文化を継承し、地域資源として活用することで、都市の魅力を向上させる。

■ 基本方針2 「はぐくむ」新たな投資とエリアマネジメントによる都心機能の増進

- ✓ 民間投資の促進、民間投資と連携した公共投資、エリアマネジメントの強化や回遊性の向上などにより、新たな投資とエリアマネジメントにより都市機能を増進させ、良質な都市環境を整える。

■ 基本方針3 「つなぐ」人々の暮らしを豊かにする価値の継承

- ✓ 市民の Well-Being (ウェルビーイング) につながる中心市街地の価値を守り、次代へ継承するとともに、暮らし、働き、学び、楽しむ、全ての人が安心・安全に過ごすことができるまちづくりを進める。

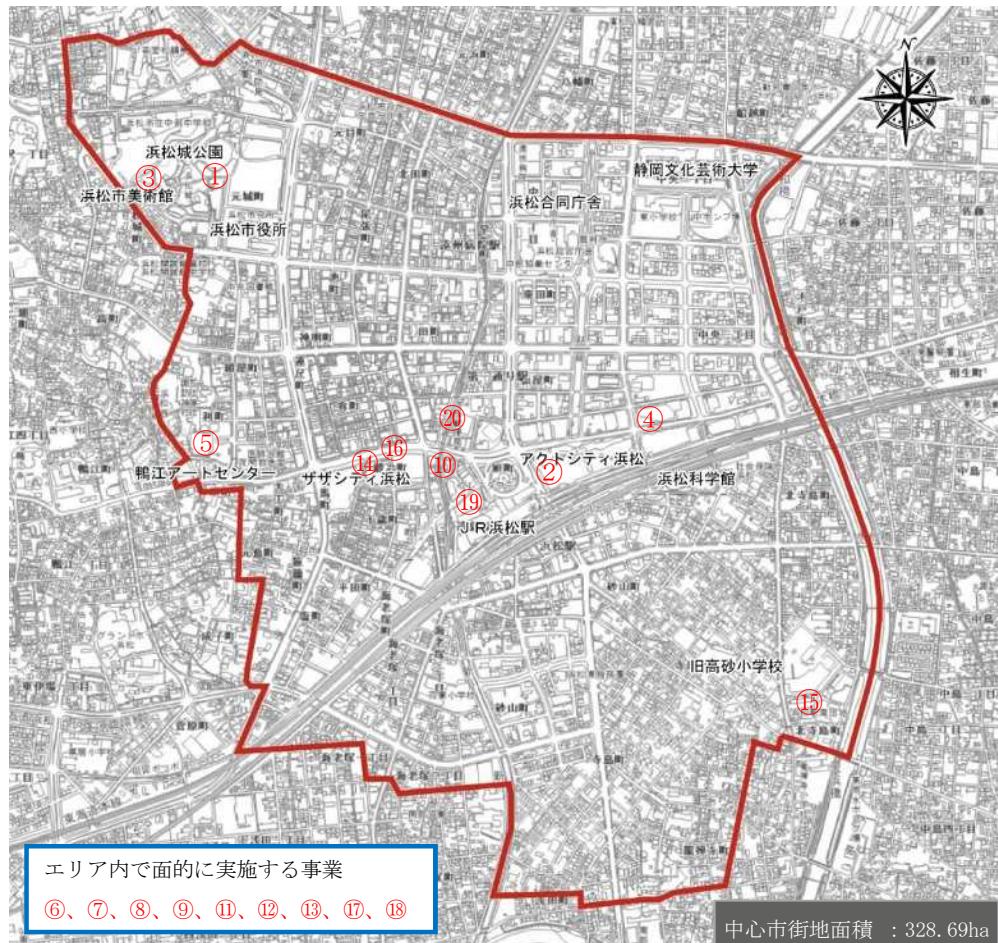
■ 基本方針4 「いどむ」市民協働による新たな価値創出への挑戦

- ✓ エリアマネジメント活動の支援、まちづくり人材の発掘・育成、公共空間利活用制度の促進などにより、まちづくりに取り組む市民や企業の活動を支え、中心市街地の新たな価値創出に挑戦する

② 計画目標と数値

目標	目標指標	基準値	推計値 (R12)	目標値 (R12)
来街者の増加	①公共施設利用者数	1,492,986 人	1,612,670 人	1,648,000 人
	(参考) 中心市街地の滞在者数	294,740 人	309,776 人	325,400 人
回遊性の向上	②低未利用地面積	21,980.1 m ²	19,742.9 m ²	19,460.0 m ²
	(参考) 中心市街地の滞在時間	50.35 分/日	41.05 分/日	50.35 分/日
民間投資の促進によるエリア価値向上	③中心市街地の居住人口	21,753 人	22,100 人	24,000 人
	④新規出店数	64 件	114 件	139 件
滞在空間の快適性の向上	⑤まちなか公共空間活用数	70 件	74 件	81 件
居住人口の増加・維持				
経済活動の活性化・雇用の創出				
交流人口・コミュニティ活動の増加				
若者世代が参画する活動の増加				

③ 主な事業



事業名	みがく	はぐくむ	つなぐ	いどむ
① 浜松城公園(鹿谷地区)整備事業(4-3)	○		○	
② アクトシティ浜松施設整備事業(5-1)	○			
③ 新美術館整備事業(5-2)	○			
④ 浜松市楽器博物館管理運営事業(5-4)	○			
⑤ 鴨江アートセンター管理運営事業(5-5)	○			
⑥ ハママツ・ジャズ・ウィーク開催事業(7-2)	○			○
⑦ 中心市街地の情報を発信するオウンドメディアの開設事業(7-12)	○			
⑧ MICE 推進事業(7-16)	○			
⑨ 浜松駅周辺自転車等駐車場再整備事業(4-1)		○		
⑩ The GATE HAMAMATSU 跡地再整備事業(4-2)		○		
⑪ 浜松市空き店舗利活用事業(7-9)		○	○	
⑫ ICT 企業誘致戦略事業(7-34)		○		
⑬ 若者が考えるまちプロジェクト(7-38)		○		○
⑭ 浜松こども館管理運営事業(5-6)			○	
⑮ 浜松調理菓子専門学校 新校舎移転(5-8)			○	
⑯ 軽トラはまつ出世市開催事業(7-10)			○	○
⑰ 次世代スタートアップ育成事業(7-22)				○
⑱ 浜松市地域力向上事業(7-23)				○
⑲ 浜松市ギャラリーモール管理運営事業(7-28)				○
⑳ 新川モール管理運営事業(7-29)				○

※ 令和8年度当初予算編成を踏まえ、事業の追加等を予定

2 中心市街地活性化ビジョン

(1) 協議経過

中心市街地活性化基本計画に関する協議と併せて実施

(2) スケジュール

ア パブリックコメント

- ① 意見募集 | 令和7年12月19日（金）～令和8年1月19日（月）
- ② 市の考え方公表 | 令和8年3月予定
- ③ 施行時期 | 令和8年4月予定

イ 地方創生特別委員会

- ① 素案 | 令和7年12月12日（金）
- ② 市の考え方 | 令和8年3月予定

(3) 内容

ア 計画期間 | 令和8年4月～令和27年3月 【19年間】

イ 構成 | MVV（ミッション、ビジョン、バリュー）を骨子とし、平易な文章とイラストで構成

ウ 策定の意義 | 以下のとおり整理

- ✓ 浜松市は、これまで「やらまいか精神」と称される開放的で何事にも恐れずに前向きに挑む市民気質のもと発展してきた都市であり、多くのグローバル企業を輩出してきた。
- ✓ また、中心市街地は発展を支える人々が交わり、つながることで新たなモノ、コトを生み、はぐくみ、つなぐ、いわば苗床として機能してきた。
- ✓ 一方、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、変化が激しく不確実性が高まる社会経済環境などを背景に、中心市街地に求められる役割や機能が多様化しているが、その要求に十分に応えることができず、都市における中心性や求心力が相対的に低下している状況にある。
- ✓ このような中、中心市街地が引き続き、浜松市の発展を支える苗床として機能していくためには、中心市街地が有する普遍的な価値や存在意義を改めて確認し、未来へ紡いでいくことが重要であるとの認識のもと、その指針となるビジョンを策定するものである。

エ MVV ■ミッション | 使命・存在意義

未来へ紡ぐ“CREATIVE HUB”

多様な人の交流と、それによるイノベーションにより、地域経済の成長を支える「Creative City」の中心地

■ビジョン | 理想の将来像

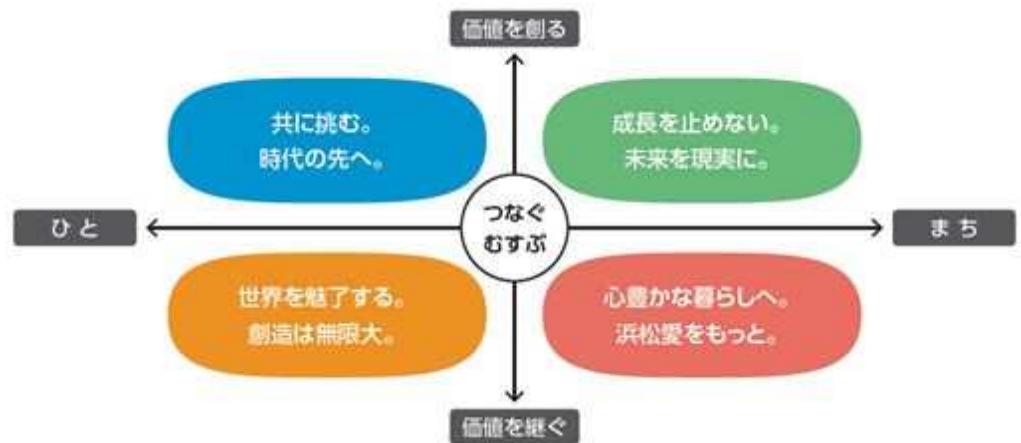
歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち

市民の暮らしを支える都市機能が充実し、国内外からの来訪者が歴史、文化、技術など浜松市特有の魅力に触れ、豊かさを実感できる質の高い環境が整備されていく。

中心市街地が結び目となり、創造都市・浜松を舞台とした世界の多様な人々や企業が交わることにより生み出されるアイデアや挑戦が新しい価値を創造し、地域経済の成長を実現する。

市民が誇りを持てるより良い未来を描きます。

■バリュー | 價値観・行動指針



世界を魅了する。創造は無限大。

- 創造都市浜松を象徴する文化芸術活動や市民活動が活発なまち
- グローバル企業や人材が惹かれ、集まる、世界水準の暮らしや働き方を実現するまち
- 歴史、文化、クリエイティブな人材や活動など都市の魅力を世界に発信するまち

成長を止める。未来を現実に。

- 活発な民間投資によるエリアリノベーションにより新たな価値が創出されるまち
- 民間投資を誘発する公共投資やインフラ整備が活発なまち
- 駅の南北が共存し、互いの魅力を補完する回遊性の高いまち

心豊かな暮らしへ。浜松愛をもっと。

- 魅力的な店舗やサービスが市民の Well-being を支える健康で文化的なまち
- 暮らし、働き、学び、楽しむ、全ての人が豊かさを実感する便利で快適なまち
- 浜松の魅力がつまったシビックプライドを満たすまち

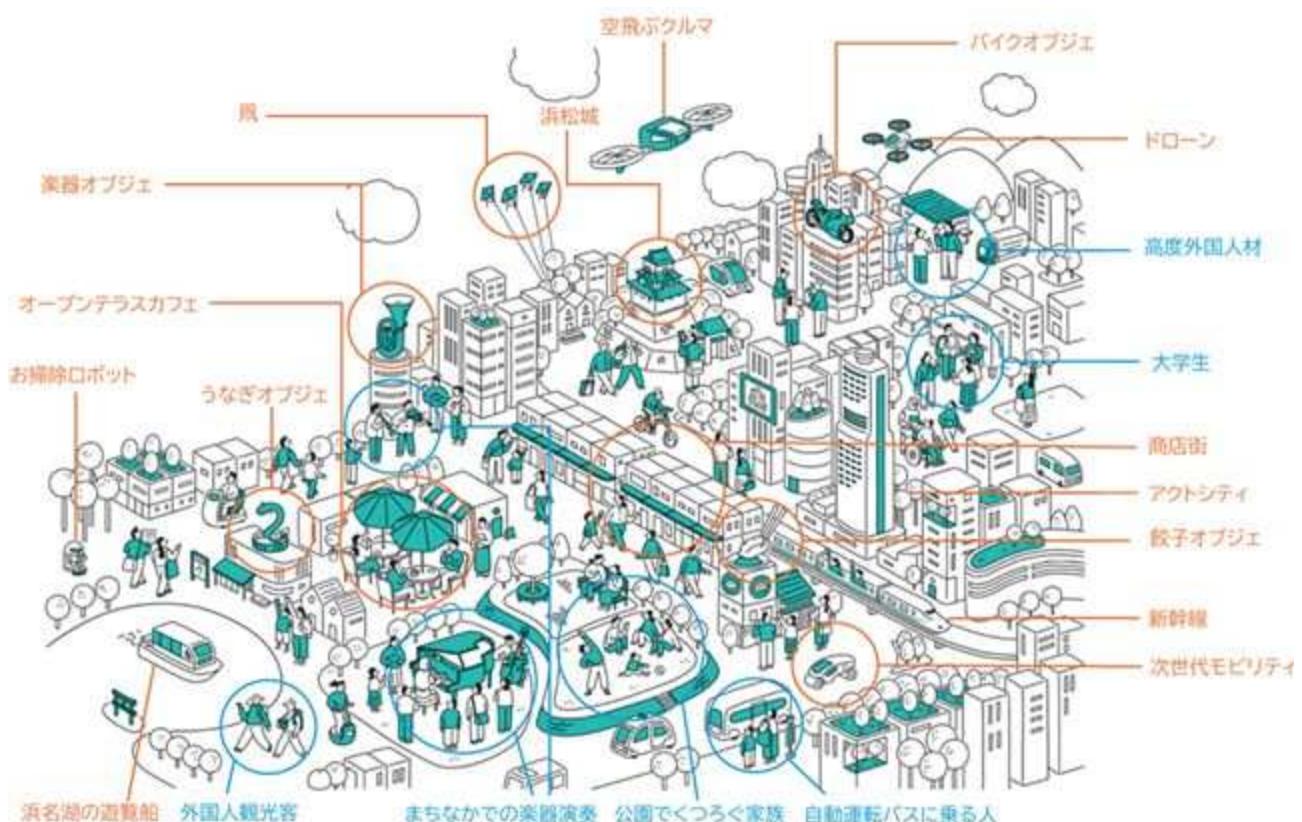
共に挑む。時代の先へ。

- まちづくりを担う人材やエリアマネジメント団体が活躍するまち
- 企業や市民のチャレンジを応援し、先端技術や先進的な活動を都市の発展につなげるまち
- 日本初、世界初へ果敢に挑戦する文化が根付くまち

ウ イラスト

① ビジョン

- ✓ 20年後の浜松市中心市街地の姿として、他の都市とは異なる「浜松らしさ」を持つ中心市街地を描きました。4つのバリューを踏まえ、実現したい価値観や行動指針をビジョンにも反映させることで、これまで浜松が育んできた価値を継承しつつ、未来の浜松市に必要な要素を加えています。そのため、バリューを構成する視点である「ひと(青字)」と「まち(オレンジ字)」の両面から中心市街地の姿を表現しています。
- ✓ まず、「ひと」の視点では、中心市街地に暮らす人や訪れる人の姿を通じて、将来の中心市街地の使い方を示しています。暮らす人が利便性や居心地の良さを実感でき、誇りを持てるまち、訪れる人にとって憧れとなる豊かさを表現しました。また、国内外から多様な人々が行き来することで生まれる交流や挑戦が形となり、人が集まることによるエネルギーに満ちた活動の様子も垣間見ることができます。
- ✓ 次に、「まち」の視点では、中心市街地が備えるさまざまな都市機能を示しています。「ひと」の視点で描かれた暮らしや活動を支える基盤となる都市環境が官民双方の投資や仕掛けによって実現していく、好循環の中心地としての姿を描きました。一方で、すべてを新しくするのではなく、過去から受け継いできた資産を活用し、時代に合った形へと変化させている様子も表現しています。



② バリュー

世界を魅了する。創造は無限大。

- ✓ 浜松市の中心市街地は、芸術や文化が日常に溶け込み、個性豊かな人々が集い、互いに刺激し合いながら新しい価値を生み出す場所です。
- ✓ 多様な企業や人材が活躍し、国際的な視点を持った暮らしや働き方が広がるこのまちでは、歴史や伝統、クリエイティブな活動が魅力となって人々を惹きつけます。まちなかから浜松の輝きが世界へと広がっていきます。



成長を止めない。未来を現実に。

- ✓ 浜松市の中心市街地は、民間と公共が連動し、次々と新しい価値が生まれる舞台です。
- ✓ 活発な投資とインフラ整備が、エリア全体の可能性を引き出し、駅の南北がつながることで、まち全体がひとつの大きな魅力となって広がります。まちなかでは、挑戦と成長が止まることなく、描いた未来が着実に現実となっていきます。



心豊かな暮らしへ。浜松愛をもっと。

- ✓ 浜松市の中心市街地では、新しいお店と歴史ある老舗が肩を並べ、日々の暮らしに彩りを添えています。多彩なサービスや人との出会いが新鮮な発見と心地よさをもたらし、誰もが自分らしく過ごせる場所です。
- ✓ まちなかで過ごすうちに、浜松への愛着と誇りが自然と育まれていきます。



共に挑む。時代の先へ。

- ✓ 浜松市の中心市街地は、挑戦する人や団体が集い、まちの未来を切り拓くエネルギーに満ちた場所です。
- ✓ 企業や市民の新たなチャレンジが次々と生まれ、先端技術や先進的な取り組みが都市の成長と共に歩みを進めています。日本初、世界初を目指す果敢な精神が息づき、まちなかから時代の一歩先を行くまちづくりが動き出しています。



静岡県浜松市

中心市街地活性化基本計画概要

【3期計画：令和8年4月～令和13年3月】

【目指す中心市街地の都市像】

歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち

【自治体の概要】 人口：781,011人(R7.4.1・住民基本台帳)、面積：1,558.11km²

本市は首都圏と関西圏のほぼ中間に位置する我が国の交通の要衝である。中部圏において名古屋市に次ぐ人口規模を誇り、市域は全国の市町村で2番目に広く「国土縮図都市」ともいわれる。また、数多くの世界的企業発祥の地として、我が国の発展を支えてきた産業都市である。

【中心市街地の課題等】

1)まちなか全体の回遊性の向上

1年を通じた様々な休日イベント開催により、休日の歩行者通行量が増加したもの、JR浜松駅周辺のエリア中心であるため、まちなか全体へと波及させていく必要がある。集客力のある拠点を増やし、駅周辺エリアとそれを結び回遊性を向上させることで、にぎわいの継続と創出を図る必要がある。

※歩行者通行量の状況(H15→R5)：平日▲38.7% 休日▲36.8%

2)平日昼間ににぎわい創出

休日のにぎわい創出を平日昼間ににぎわいへとつなげていくことが必要である。スタートアップ企業の創出、新たなオフィスの進出、大学等の移転などにより昼間人口を増やし、平日昼間ににぎわい創出へとつなげる必要がある。

※昼間人口の状況(H24→R3)：事業所数▲17.9% 従業者数▲7.9%

【計画目標と数値】

目標	目標指標	基準値	推計値(R12)	目標値(R12)
来街者の増加 回遊性の向上	①公共施設利用者数 (参考指標)中心市街地の滞在者数	1,492,986人 (R6) 294,740人 (R6)	1,612,670人 309,776人	1,648,000人 325,400人
	②低未利用地面積 (参考指②)中心市街地の滞在時間	21980.1m ² (R6) 50.35 分/日(R6)	19742.9m ² 41.05 分/日	19460.0m ² 50.35 分/日
民間投資の促進によるエ リア価値向上 滞在空間の快適性の向上	③中心市街地の居 住人口 ④新規出店数	21,753人 (R7) 64件 (R6)	22,100人 114件	24,000人 139件
	⑤まちなか公共空 間活用数	70件 (R6)	74件	81件

【中心市街地活性化の方針】

【基本方針1】「みがく」歴史・文化の継承と活用による魅力の向上

地域資源の活用、企業との連携、クリエイティブ活動の拠点化や世界水準のまちづくりを推進することにより歴史・文化を継承し、地域資源として活用することで、都市の魅力を向上させる。

→目標：来街者の増加、回遊性の向上【公共施設利用者数】

【基本方針2】「はぐくむ」新たな投資とエリアマネジメントによる都心機能の増進

民間投資の促進、民間投資と連携した公共投資、エリアマネジメントの強化や回遊性の向上などにより、新たな投資とエリアマネジメントにより都市機能を増進させ、良質な都市環境を整える

→目標：民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上【低未利用地数】

【基本方針3】「つなぐ」人々の暮らしを豊かにする価値の継承

市民のWell-Being（ウェルビーイング）につながる中心市街地の価値を守り、次代へ継承するとともに、暮らし、働き、学び、楽しむ、全ての人が安心・安全に過ごすことができるまちづくりを進める

→目標：居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出【中心市街地の居住人口、新規出店数】

【基本方針4】「いどむ」市民協働による新たな価値創出への挑戦

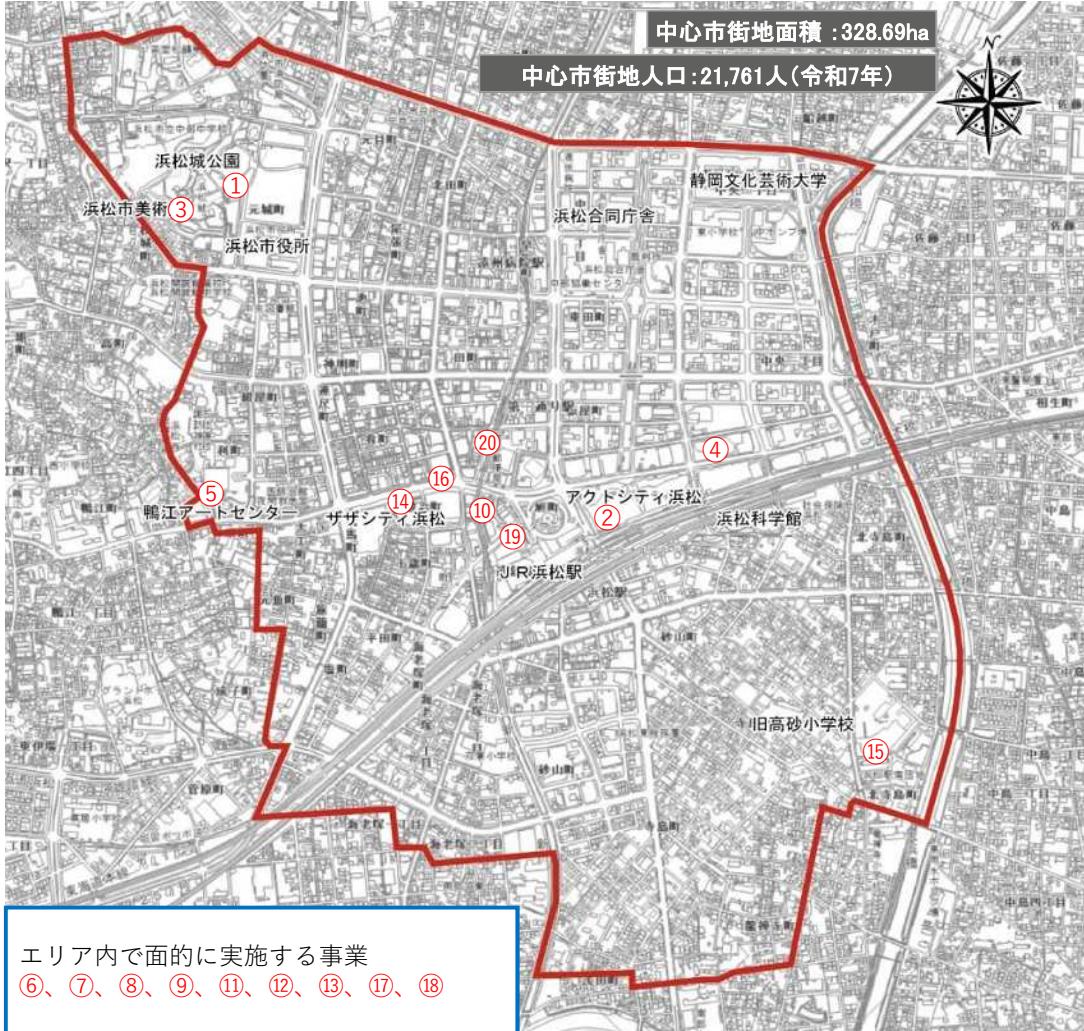
エリアマネジメント活動の支援、まちづくり人材の発掘・育成、公共空間利活用制度の促進などにより、まちづくりに取り組む市民や企業の活動を支え、中心市街地の新たな価値創出に挑戦する

→交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加【まちなか公共空間活用数】

【前期計画目標と数値】

目標	目標指標	基準値(H26)	目標値(H31)
来たい都心 ～にぎわいのある魅力あふれる空間の創出～	歩行者通行量	99,392人/日	109,300人/日
	公共施設入場者数	1,493,078人(H25)	1,550,000人
住みたい都心 ～快適な都心生活空間の創出～	居住人口	11,359人	13,100人
	空き店舗区画数	71区画	53区画

浜松市中心市街地活性化基本計画の主な事業



事業名	み が く	は ぐ く む	つ な ぐ	い ど む
① 浜松城公園(鹿谷地区)整備事業(4-3)	○		○	
② アクシティ浜松施設整備事業(5-1)	○			
③ 新美術館整備事業(5-2)	○			
④ 浜松市楽器博物館管理運営事業(5-4)	○			
⑤ 鴨江アートセンター管理運営事業(5-5)	○			
⑥ ハママツ・ジャズ・ウィーク開催事業(7-2)	○			○
⑦ 中心市街地の情報を発信するオウンドメディアの開設事業(7-12)	○			
⑧ MICE推進事業(7-16)	○			
⑨ 浜松駅周辺自転車等駐車場再整備事業(4-1)		○		
⑩ The GATE HAMAMATSU跡地再整備事業(4-2)		○		
⑪ 浜松市空き店舗利活用事業(7-9)		○	○	
⑫ ICT企業誘致戦略事業(7-34)		○		
⑬ 若者が考えるまちプロジェクト(7-38)		○		○
⑭ 浜松こども館管理運営事業(5-6)			○	
⑮ 浜松調理菓子専門学校 新校舎移転(5-8)			○	
⑯ 軽トラはままつ出世市開催事業(7-10)			○	○
⑰ 次世代スタートアップ育成事業(7-22)				○
⑱ 浜松市地域力向上事業(7-23)				○
⑲ 浜松市ギャラリーモール管理運営事業(7-28)				○
⑳ 新川モール管理運営事業(7-29)				○

浜松市中心市街地活性化基本計画

＜案＞

令和 7 年 11 月 28 日
浜松市

【目 次】

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	1
[2] 中心市街地活性化の課題	7
[3] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	10
2. 中心市街地の位置及び区域	12
[1] 位置	12
[2] 区域	12
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	14
3. 中心市街地の活性化の目標	20
[1] 中心市街地活性化の目標	20
[2] 計画期間の考え方	21
[3] 目標指標の設定の考え方	21
4. 土地区画整理、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備	38
[1] 市街地の整備改善の必要性	38
[2] 具体的事業の内容	39
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	44
[1] 都市福利施設の整備の必要性	44
[2] 具体的事業の内容	45
6. 公営住宅などを整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	49
[1] まちなか居住の推進の必要性	49
[2] 具体的事業の内容	50
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	52
[1] 経済活力の向上の必要性	52
[2] 具体的事業の内容	53
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	74

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	74
[2] 具体的事業の内容	75
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 ...	79
[1] 本市の推進体制の整備等	79
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	81
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	83
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 ...	86
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	86
[2] 都市計画手法の活用	87
[3] 都市機能の集積のための事業等	87
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	88
[1] 都市計画等との調和	88

【参考資料】

- 基本計画の名称：浜松市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：浜松市
- 計画期間：令和 8 年 4 月から令和 13 年 3 月まで（5 年 0 か月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

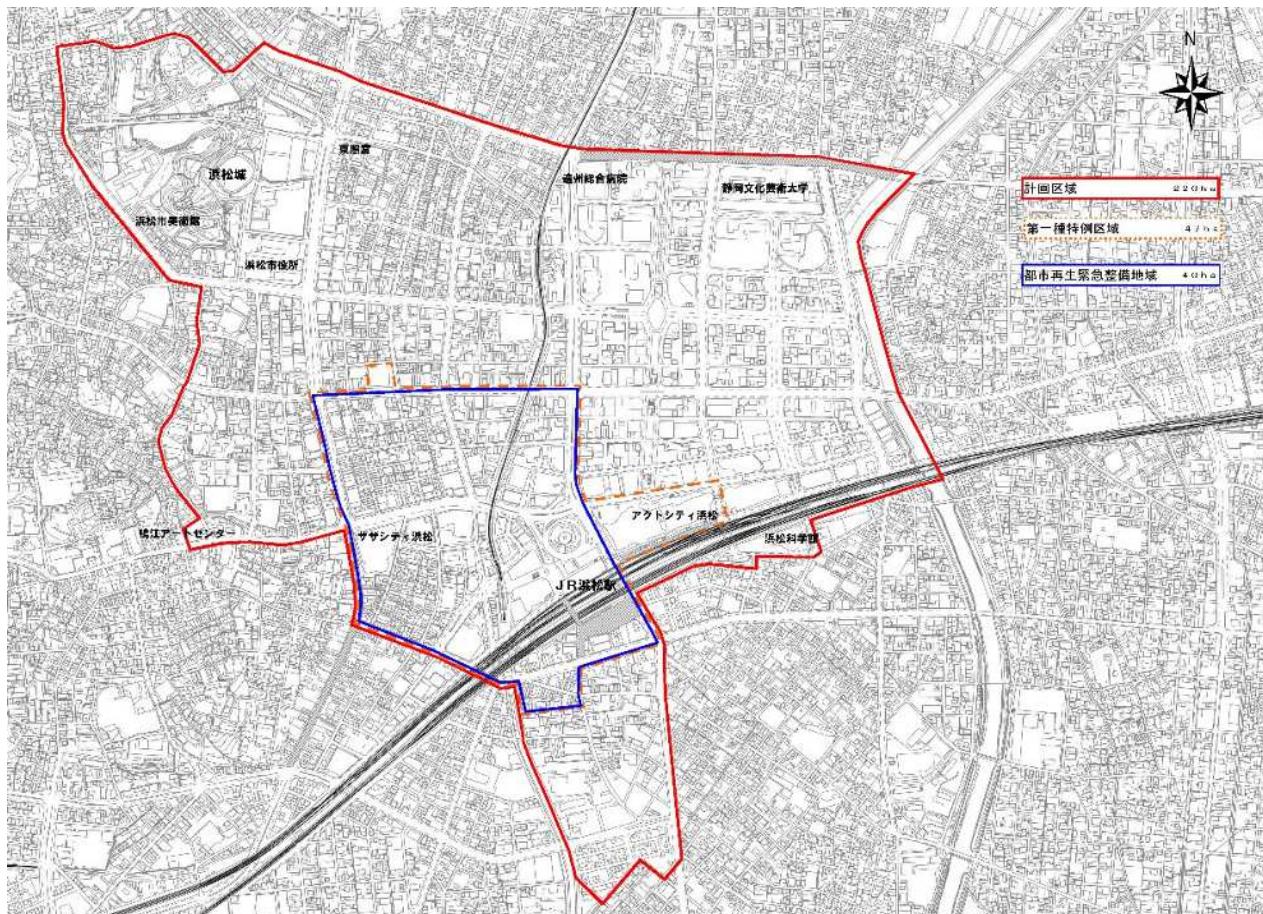
本市においては、平成 27 年 4 月に「浜松市中心市街地活性化基本計画」を策定したが、計画期間は既に終了し、継続した基本計画は策定していない。ただし、令和 2 年度以降は、前期計画の基本的な方針及び区域を引き継ぐ本市独自の「中心市街地活性化の方針」を定め、取り組みを進めてきた。

① 前期認定計画等の概要

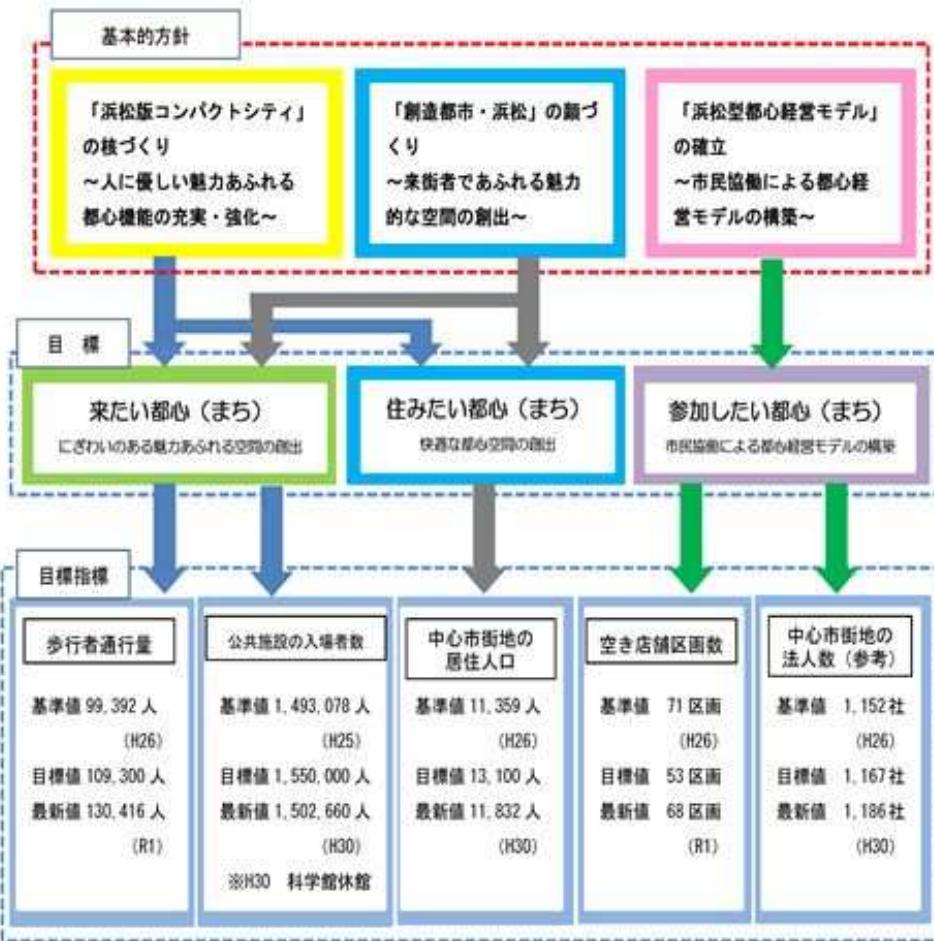
【計画名称】浜松市中心市街地活性化基本計画（平成 27 年 1 月 22 日認定）

【計画期間】平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月

【区域面積】220.1ha



【基本的な方針及び目標】



② 事業等の進捗状況

平成 27 年 1 月以降、認定基本計画に基づき、「来たい都心（まち）」「住みたい都心（まち）」「参加したい都心（まち）」の 3 つの基本目標を設定し、計 67 事業に取組み、計画は概ね順調に完了した。各事業を実施してきたことで、特に、休日における歩行者通行量は上昇基調に転じ、公共施設の入場者数の増加等、まちなかのにぎわい創出へつなげることができた。

その要因として、平成 22 年 4 月に民間主導で設立されたまちづくり団体「浜松まちなかにぎわい協議会」がまちなかの多くの商店と協力して、各種イベントを地道に開催し続けるとともに、平成 27 年 11 月にオープンしたコミュニティースペース「Any」で起業希望者の掘り起こしや新たな人材を発掘してきたことにより、積極的にまちづくりへ参加する、または主催する関係者が増えてきていることがあげられる。また、まちなか公共空間利活用制度による市民活動やイベントの開催、商店街と地域住民が連携したイベントの開催等、活性化を担うプレイヤーの発掘や市民主体のまちづくり機運の醸成を図るなど、民間活力を最大限に活かした体制構築が進展していることも要因としてあげられる。

主な事業の実施状況（最終フォローアップに関する報告[令和2年6月]）

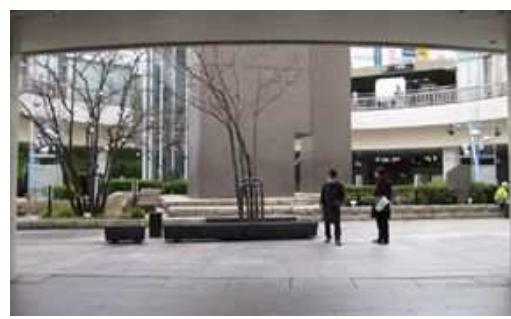
分野	事業数	完了	実施中	廃止	未実施
市街地の整備改善のための事業	12	4	8	-	-
都市福利施設を整備する事業	10	1	9	-	-
住宅の供給のための事業	2	1	1	-	-
経済活力の向上のための事業	43	10	32	1	-
一体的に推進する事業	6	-	5	1	-

※再掲含む

- 旭・板屋 A 地区第一種市街地再開発事業
- 都心既存ストックの利活用事業
- 公共空間の利活用促進事業
- 鍛冶町大通り利活用調査検討事業
- 創造都市推進事業
- 「出世の街 浜松」プロモーション事業



【旭・板屋 A 地区第一種市街地再開発事業】



【公共空間の利活用推進事業】

③ 目標の達成状況

前期計画が掲げていた目標指標のうち、「来たい都心（まち）」については、歩行者通行量、公共施設入場者（利用者）数とも、目標を達成した。理由として、中心市街地の活性化を目的に設立された「浜松まちなかにぎわい協議会」が、商店街と連携したイベントを地道に開催し続けるとともに、起業希望者の掘り起しや新たな意欲溢れた人材を発掘してきたことや、まちなか公共空間利活用制度により、1年を通じ、休日には、中心市街地の様々な場所でイベントが開催されている環境が整い、来街が促進されたことが大きい。

他方、「住みたい都心（まち）」「参加したい都心（まち）」については、計画した事業は概ね予定通り進捗・完了したものの、目標指標はいずれも目標値の80%には及ばなかった。

その主な要因として、「住みたい都心（まち）」の目標指標「中心市街地の居住人口」については、再開発事業のタワーマンションの入居が計画期間中に間に合わなかつたことなどがあげられ、目標値に達することができなかつた。ただし、駅前周辺のマンション需要が堅調であることから、今後も居住人口の増加は期待できる。また、「参加したい都心（まち）」の目標指標「空き店舗区画数」については、高齢化による閉店や老朽化によるビルの取り壊しなどにより事業効果が追いつかず、目標とする空き店舗区画数まで改善す

ることができなかった。

なお、参考指標である「法人数」は、ベンチャー企業の支援、サテライトオフィスの設置、市外からのオフィス出店補助等により、目標を達成している。

図表 1 前計画の数値指標と実績値

基本目標	数値指標	基準値	目標値	実績値(R1)	達成状況
来たい 都心（まち）	歩行者通行量	99,392 人 (H26)	109,300 人 (R1)	130,416 人	完了
	公共施設入場者 (利用者) 数	1,493,078 人 (H25)	1,550,000 人 (R1)	1,685,230 人	完了
住みたい 都心（まち）	中心市街地の 居住人口	11,359 人 (H26)	13,100 人 (R1)	11,974 人	80%には 及ばず
参加したい 都心（まち）	空き店舗区画数	71 区画 (H26)	53 区画 (R1)	68 区画	80%には 及ばず

④ 中心市街地活性化の方針（市町村独自の計画）の概要

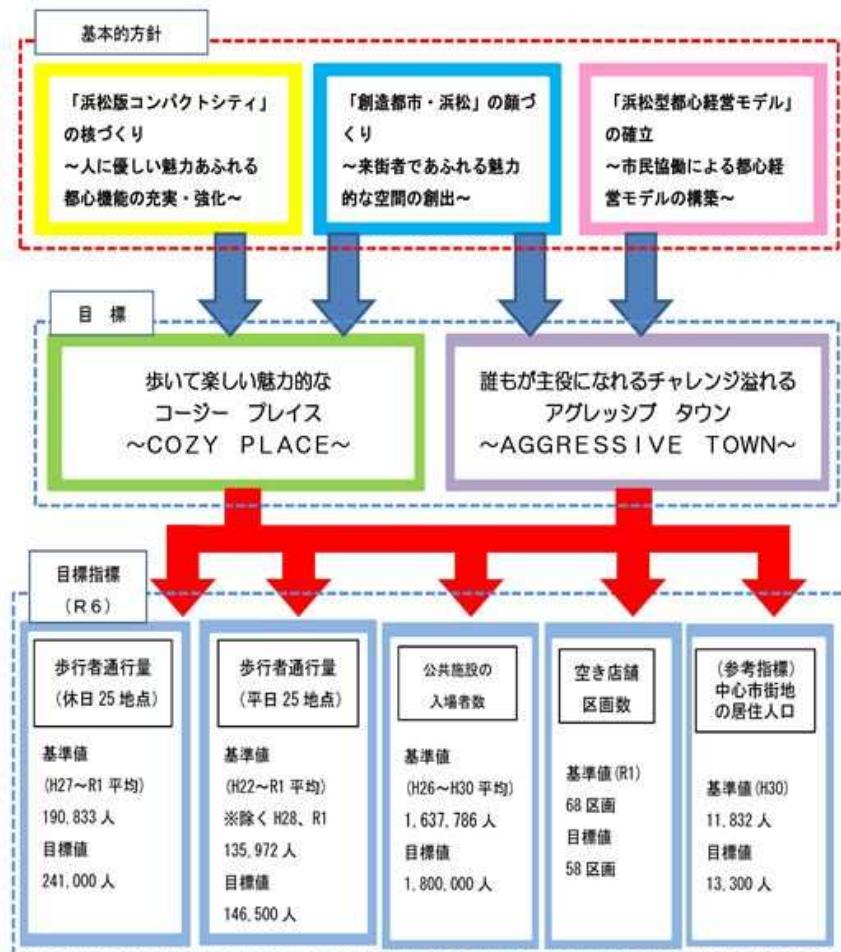
【名称】令和2年度以降の浜松市中心市街地活性化の方針について

【策定年月】令和2年4月

【区域面積】220.1ha

※中心市街地活性化基本計画（平成27年1月22日認定）と同区域

【基本的な方針及び目標】



⑤ 定性的評価

a. 中心市街地活性化に対する住民意向について

令和5年度に実施した市民アンケートによると、将来的にも中心市街地が活性化していく必要があると思うと回答した市民は83.5%（そう思う+ややそう思う）であった。また、中心市街地へ行くことに対して魅力を感じないとする割合が38.0%であり、その理由として行きたい店が少ないが48.6%と最も高かった。

中心市街地の魅力を高め、活性化していくためには、空き店舗や空き地などの対策推進（61.8%）、イベントの実施（44.2%）があげられ、魅力的な店舗（44.5%）があれば外出機会が増える、1日中心市街地で過ごすため、歩いて巡ることのできる環境整備（32.0%）を望むなど、活性化に向けて、遊休不動産等を活用した魅力ある店舗の集積やイベントの

実施、まち全体の回遊性の向上などが必要な状況である。

令和6年度に実施したwebアンケートによると、中心市街地に対する満足度(総合評価)において満足していると回答した市民は39.7%（とても満足している+満足している）であった。また、中心市街地へ居住意向がある市民が20.8%、既に住んでいる市民が14.0%であり、就業意向がある市民が14.4%、既に働いている市民が17.4%であった。

中心市街地への交通手段としては自家用車が最も多くなった(63.7%)が、中心市街地の満足度において不満が相対的に多かった(あまり満足していない+全く満足していない)項目として、中心市街地までの公共交通機関でのアクセス(33.4%)、中心市街地までの車でのアクセス(30.5%)、まちなかの移動(31.7%)となっており、訪れやすさや移動のしやすさの改善が必要な状況である。

b. 前期計画及び市独自の方針の総括を踏まえた今期計画の必要性とその内容概略

前期計画までは「まちなかに人を増やす」ことを目標として、様々な事業を地道に展開してきたことで、休日における歩行者通行量は上昇基調に転じ、また、公共施設の入場者数もそれぞれの施設ごとに入場者数を独自の努力で増加させる等、「ヒト、モノ、カネ」が活発に動き、中心市街地活性化におけるまちなかにぎわい創出について、一定程度の成果があった。

一方、令和2年春以降、新型コロナウイルス感染症の拡大という外的要因が発生したことにより、中心市街地への人出が急減し、来街者の減少や退店舗等による空き店舗が増加した。現在は、都心エリアの居住人口・世帯数ともに増加し、新たなマンションの建設などが進む一方、コロナ禍を契機として、居住者及び来街者の行動が変容したことなどから、まちなかへの人出は、コロナ禍からの回復の兆しはみえるものの、コロナ禍前の水準に至るには、やや足取りが重い状況がみられる。

このような中、常葉大学浜松キャンパスや浜松調理菓子専門学校の中心市街地への移転計画が決定したことから、今後、学生を中心としたまちなかへの人出の増加に伴う中心市街地活性化に対する好影響が期待される。また、異業種が集うコワーキングスペースの開設により、スタートアップ企業の集積が図られるなど、業務機能の集積に向けた新たな動きも進んでいる。

わが国の人口は減少に転じて久しく、本市人口も同様に減少が進んでいるが、中心市街地の人口は集積が進み、本市における拠点性が相対的に高まっている状況にあるといえる。このような状況を好機と捉え、中心市街地のにぎわいを図っていくためには、これまで中心市街地が担ってきた役割や存在意義を改めて確認した上で、これまでの方針を踏襲しつつ、さらに踏み込んだ事業を展開していくことが重要である。

本市は、これまで「やらまいか精神」と称される、開放的で何事にも恐れずに前向きに挑む市民気質のもと、発展してきた歴史があり、中心市街地は、その発展を支える人々が交わり、つながることで、新たなモノ、コトを生み、はぐくみ、つなぐ、いわば源泉とし

て機能してきた。

このような中心市街地の役割・意義を十二分に踏まえ、魅力の発信による滞在時間の増加、エリア価値の向上による経済活動の活性化、活動拠点とする団体の増加による公共空間の利活用促進などにより、日常的にぎわいのある中心市街地の実現を目指し、まちの創生へと繋げていく。

[2] 中心市街地活性化の課題

① 【課題1】まちなか全体の回遊性の向上

1年を通じた様々な休日イベントの開催により、休日の歩行者通行量が増加し、にぎわい創出につながったが、JR浜松駅周辺のエリアが中心であり駅から離れるほど通行量は減っているため、まちなか全体へと波及させていく必要がある。

また市民アンケートやヒアリング等によると、歩いて巡ることのできる環境整備や魅力的な店舗、公園広場等のゆっくり過ごせる場所、サードプレイスへのニーズが高いことが確認された。産業や音楽がまちなかで感じられることや歴史・文化的資源の活用、インバウンドを含む観光振興の強化などの意見もあった。

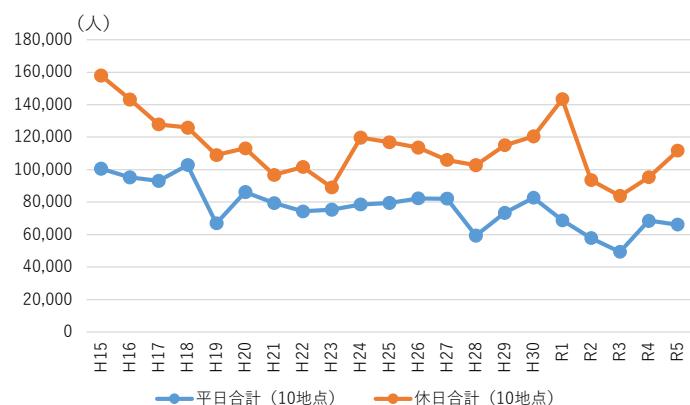
- 歴史・文化的な都市ストックを結び交流機会の拡大
- 公共空間の利活用や資源の活用によるイベントやマルシェの開催などにより来街動機となる取組みを行う
- 低未利用地となっているエリアを整備し、居心地のいい空間として魅力的な空間を創出する

以上により駅前のみならずそれぞれの拠点を結び中心市街地全体で回遊性を向上させることで、にぎわいの継続と創出を図ることが求められる。

ア 歩行量調査

中心市街地の来訪者数は、減少傾向にあり、歩行量調査の結果を見ると、平成15年に比べ令和5年は平日歩行量が38.7%減、休日歩行量は36.8%減となっている。

【歩行量の推移】



② 【課題2】平日昼間にぎわい創出

休日イベントの開催を通じて、休日にぎわい創出が図られたが、それを平日昼間にぎわいへとつなげていくことが求められる。リノベーション等による遊休不動産の活用を引き続き進め、店舗など商業機能とともに、起業・創業を目指すクリエイターや起業家を発掘し、その活動拠点となる機能の整備を進めるなど中心市街地の新たな価値を創出し、平日昼間にぎわい創出へとつなげていくことが求められる。

また、市民アンケートやヒアリング等によると商業・業務などの多機能が集積された利便性の高いまちや若者が集まり働く環境づくり、若者・学生向けの都市環境の創出に対するニーズが高いことが確認された。その他、にぎわいのあるまち、あらゆる世代が住みたくなるまちなどの意見もあった。

近年、まちなかの居住者は増加しているが、浜松市は「ものづくりのまち」として発展し、製造業が産業を占めるため、中心市街地ではなく郊外に工場や事業所を構える傾向がある。そのため、製造業の生産拠点が集中する郊外に就業者が多く、まちなかの就業人口が少ないため、平日の昼間の賑わいが乏しい状況にある。スタートアップ企業の創出、市内企業による新たなオフィス進出計画、大学・専門学校の中心市街地への移転などにより平日の昼間人口の増加が期待できることから、平日でも交流できる仕組みづくりが求められる。

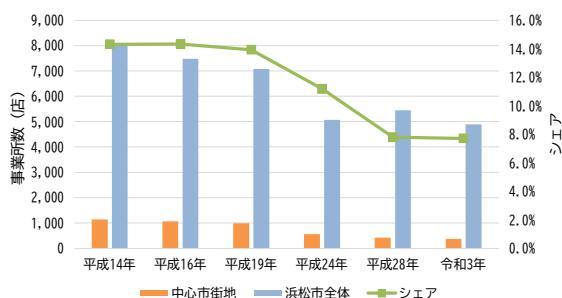
- 公民が連携したまちなかの魅力的な店舗の出店や大学・専門学校の進出に合わせた生活環境・地域コミュニティ機能等の集積の促進
- スタートアップ企業の進出、若者によるまちなか公共空間の活用したイベントなどの創出、支援
- 商業施設やホテル、オフィスの整備や進出支援による事業所及び従業者数の増加
- 浜松アート＆クリエイションと連携した文化芸術活動の促進

以上により平日昼間にぎわい創出を向上させることで、中心市街地の活性化を目指す。

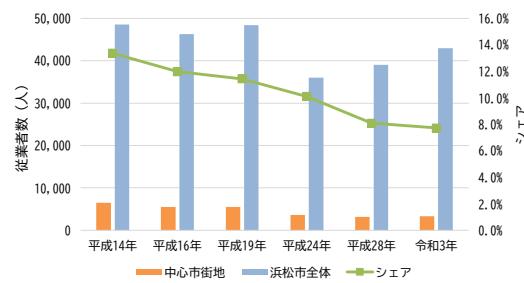
ア 事業所数・従業者数

- ・中心市街地の昼間人口を構成する事業所数と従業者数も減少しており、平成24年に比べ令和3年は事業者数が17.9%減、従業者数は7.9%減となっている。

【事業所数】



【従業者数】

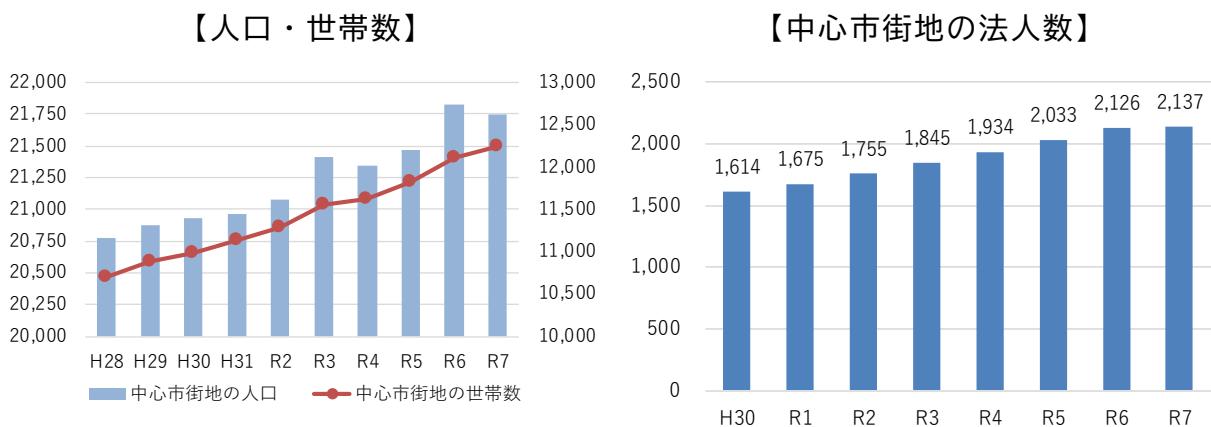


イ 人口・世帯

- 中心市街地の人口・世帯数は、ともに継続して増加傾向にある。令和6年は人口が21,827人、世帯数が12,104世帯と最大になっている。

ウ 法人数

- 中心市街地の法人数は、毎年増加している。



エ スタートアップ企業創業数（市内全域）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	累計
創業者数（年間）	16	24	18	22	25	105
市外からのスタートアップ進出数	4	25	19	19	14	81

- 2015年11月に浜松まちなかマネジメント株式会社がAny（コミュニティースペース）を開設。
- 2020年6月に浜松磐田信用金庫がザザシティ浜松にオープンしたFUSE（オープンイノベーション拠点）にはスタートアップ企業や新規事業の立ち上げをめざす中小企業など約250社が入居している。
- その他民間主体によるまちなかのシェアオフィス、コワーキングスペース等の開設が進んでいる。

<スタートアップ企業への期待>

- 市内への経済波及効果
- 新たな産業の創出や既存産業の高度化
- 市内での雇用の創出、働き方の選択肢の拡充 等

[3] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

中心市街地活性化に関する前期計画までの取り組みは一定の成果をあげてきた。そのため、中心市街地活性化に向けた基本的な方針は、前期計画を踏襲・発展させるものとする上位計画である総合計画や都市計画マスタープランを踏まえるとともに、都心エリアの居住人口・世帯数の増加、市内企業による新たなオフィス進出計画、教育機関の中心市街地への移転、コワーキングスペースの開設、スタートアップ企業の進出など、中心市街地を取り巻く環境の変化も考慮する。

今回、中心市街地活性化基本計画を新たに策定するに当たり、中心市街地活性化に向けた指針となるグランドデザインの策定を求める声が多くあった。そこで 10 年、20 年後を見据えた中長期的な目標を理想の将来像として描き、市民をはじめ官民が連携して取り組むため、「中心市街地活性化ビジョン」を策定することとした。

中心市街地活性化ビジョンでは、中心市街地のミッション（使命・存在意義）を「創造の中心地=Creative Hub」と定義し、「歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち」をビジョン（理想の将来像）として描き、その実現に向けたバリュー（価値観・行動指針）を示しており、本計画は、同ビジョンの実現に向けたものと位置付けている。

中心市街地活性化に向けては、それらに関わる市民、事業者、団体などが、柔軟にかつ機動的に、必要に応じて連携を図りながら、回遊性の向上や平日昼間にぎわい創出といった課題へ主体的に取り組むことが重要であることから、これまでの活性化の取組をさらに前進させるための基本方針として、以下を設定する。

<中心市街地の将来像>

中心市街地活性化基本計画では、中心市街地活性化ビジョンで定める中心市街地のミッション（使命・存在意義）及びビジョン（理想の将来像）を踏まえ、

（ミッション（使命・存在意義）
未来へ紡ぐ“CREATIVE HUB”

ビジョン（理想の将来像）
歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち

を中心市街地の将来像と位置づけ、これまで中心市街地が培ってきた価値を継承・発展させるとともに、新たな価値の創出に向け、次の 4 つの基本方針のもと、中心市街地活性化への取組を進める。

<中心市街地の基本方針>

① 基本方針1 「みがく」歴史・文化の継承と活用による魅力の向上

【目指す方向】

中心市街地に有する歴史的・文化的な地域資源の活用や、創造都市・浜松を象徴する芸術文化等のクリエイティブ活動の拠点化を推進することにより中心市街地に多くの人が集まり、交流できる機会を増やし、新しい価値を創造するとともに、都市の魅力を向上させる。また、中心市街地の魅力を情報発信することにより、市内外からの中心市街地への誘客力を高める。

② 基本方針2 「はぐくむ」新たな投資とエリアマネジメントによる都心機能の増進

【目指す方向】

中心市街地への民間投資の促進や公共空間の再整備により都市機能を増進させる。

また、エリアマネジメントの強化により、来街者が安心して快適に利用できる駐輪場の整備や、快適な歩行者空間の整備など滞在環境を改善し、良質な都市環境を整える。

③ 基本方針3 「つなぐ」人々の暮らしを豊かにする価値の継承

【目指す方向】

既存の商店会活動の支援や中心市街地の空き店舗対策、リノベーション事業と連携した創業支援を行うことで魅力ある店舗等の出店により、商業機能の維持、まちなかの活性化を目指す。

大学や専門学校の進出に伴う地域との連携や子育て支援、外国人住民や留学生の就労支援を行うことで暮らし、働き、学び、楽しむ、全ての人が安心・安全に過ごすことができるまちづくりを進める。

④ 基本方針4 「いどむ」市民協働による新たな価値創出への挑戦

【目指す方向】

賑わいワークショップ・実証事業を実施することでまちづくり人材の発掘・育成を行う。駅前周辺や道路空間等の公共空間利活用制度の拡充により、市民や企業等が主催するイベントが増え、中心市街地の賑わいづくりを目指す。スタートアップ企業や学生との連携などにより、まちづくりに取り組む市民や企業の活動を支えるとともに、エリアマネジメント活動の支援により中心市街地の新たな価値創出に挑戦する。

2. 中心市街地の位置及び区域

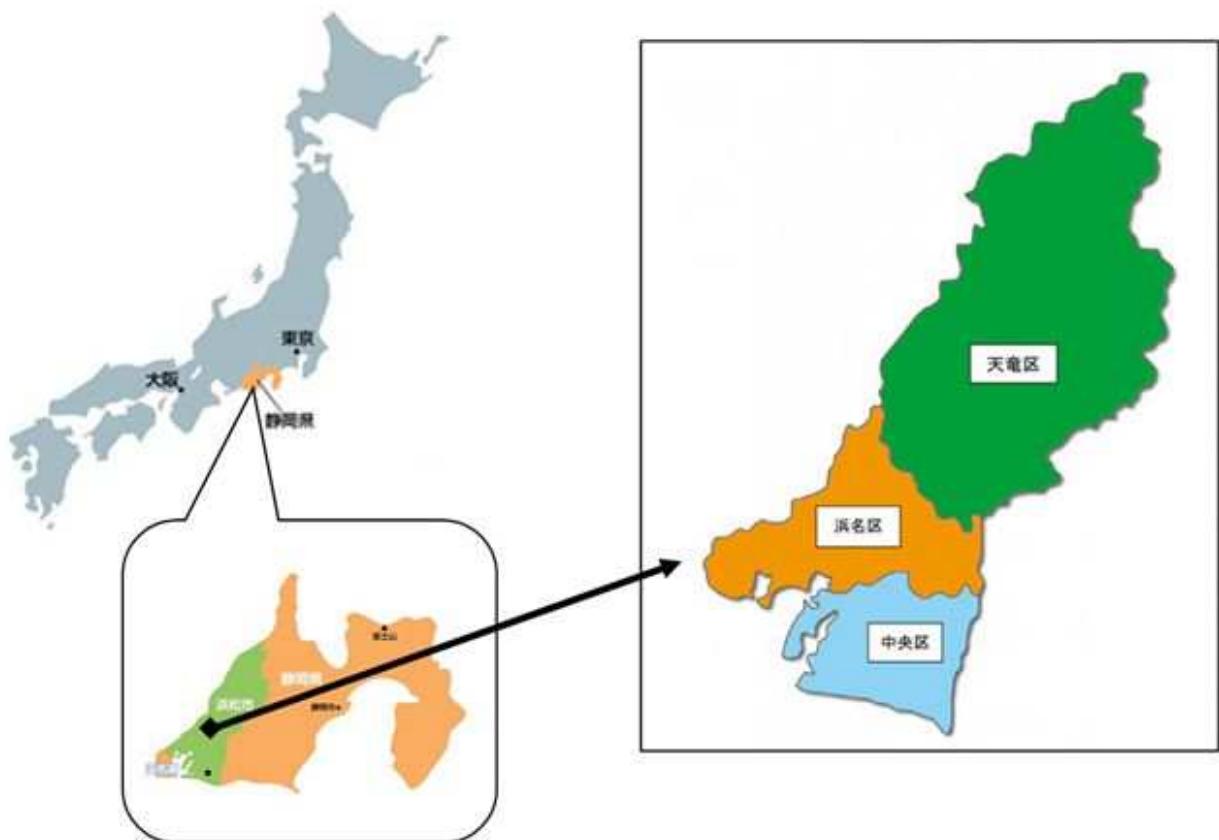
[1] 位置

本市は、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置し、江戸時代には浜松城の城下町として、東海道有数の宿場町として栄え、現在では、東海道新幹線や東名高速道路、新東名高速道路が通る我が国の交通の要衝である。

人口は、約78万人（中部圏において名古屋市に次いで2番目）を有し、遠州地域はもとより愛知県東三河地域、長野県南信州地域で構成される三遠南信広域都市圏における拠点都市である。

これより、本市の中心市街地は、古くから本市のみならず、三遠南信広域都市圏の行政・経済・文化の中心的な役割を担ってきたJR浜松駅を中心に、行政機能や商業機能、業務機能、居住機能が集積するエリアで設定する。

【位置図】



[2] 区域

JR浜松駅周辺は、商業・業務機能をはじめ、様々な都市機能が集積し、今後も一定の機能集積を見込める静岡県西部地域の中核である。

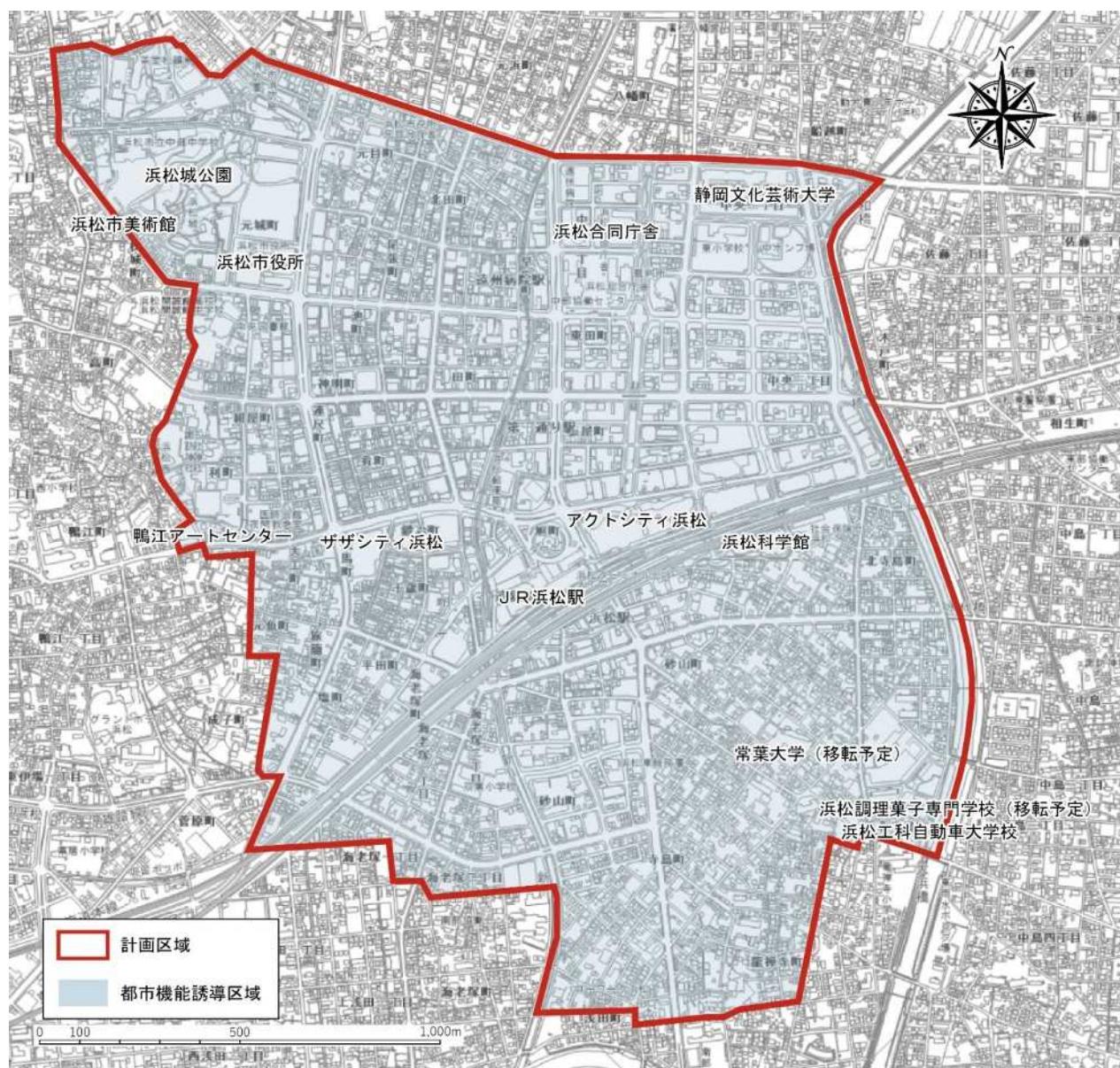
浜松駅周辺地域では、40haの区域を対象に、令和3年9月まで都市再生緊急整備地域の指定を受け、民間活力を導入した都市再生が進められてきた。また、同地域東側では、シビックコア地区整備事業等による行政機関の集約が図られているとともに、静岡文化芸術大学や遠州病院などの公共公益機関の集約も見られ、高層マンションの整備が進み、業務、

居住機能の中心となる区域を形成している。

また、同区域には、浜松城や元城町東照宮、五社神社などの歴史文化遺産、浜松市美術館、浜松城公園などの集客施設等が立地している。

本市では、浜松駅周辺を拠点ネットワーク型都市の中核と位置づけ、立地適正化計画における都市機能誘導区域を定めている。前回計画では、一部のみが区域となっていた駅南地区において、浜松工科自動車大学校の開校、常葉大学浜松キャンパス及び浜松調理菓子専門学校の移転計画や市内企業による新たなオフィス進出計画、マンションの建設等が予定されており、新たな賑わいの創出が見込まれることから、拠点ネットワーク型都市の中核拠点に相応しい都市機能の集積を図るため、前期計画の区域を拡大し、立地適正化計画の都市機能誘導区域と同一の 328.69ha を計画区域として設定する。

【計画区域】 328.69ha



[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

⑤ 第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。



本市の中心市街地は、商業や事務所、都市機能が相当程度集積するとともに、業務、医療・福祉、文化、学校などの高次の都市機能が集積する等の本市のみならず、県西部地域を代表する行政都市の中心的な役割を果たしているため、第1号要件に適合している。

a. 小売業の集積状況

中心市街地の面積は本市の面積 1,558.11 km²の約 0.2%であるが、小売事業所 4,888 事業所の 7.7%、従業者数 42,930 人の 7.7%を占める商業集積地となっている。

図表 2 小売業の集積状況

	中心市街地 (A)	浜松市 (B)	シェア (A/B)
事業所数 (店)	377	4,888	7.7%
従業員数 (人)	3,318	42,930	7.7%
年間商品販売額 (億円)	596	8,727	6.8%
売場面積 (m ²)	91,448	991,901	9.2%

出典：令和3年経済センサス活動調査

b. 都市機能の集積状況

中心市街地には、浜松市役所、静岡県浜松総合庁舎をはじめとした官公庁施設、浜松科学館、浜松市楽器博物館、浜松市立中央図書館、浜松城、五社神社などの文化・観光施設、救急医療など地域医療の中核を担う遠州病院などの医療・福祉関連施設、静岡文化芸術大学や各種専門学校をはじめとした教育施設など、様々な都市機能が立地し、本市のみならず、遠州地域での中心的な役割を担っている。

⑥ 第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。



本市の中心市街地は、未利用地面積が増加していることや商業の都市活動の面での衰退がみられることから、今後もこの傾向が続いた場合、本市の機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障を生じるおそれがあることから、第2号要件に適合している。

a. 土地利用等の状況

中心市街地の平面駐車場の面積は減少傾向にあるが、空き地面積は令和2年度より増加へ転じており、中心市街地における未利用地面積が増加していることが伺える。

また、建物棟数が減る一方で、空き床数、空き床数割合が増加傾向にあり、近年は21%台で高止まりしている。

図表3 平面駐車場を含む低未利用地の状況

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
平面駐車場	面積 (m ²)	18,682.03	17,789.34	17,540.53	-	-	16753.32
	区画数 (台)	825	783	773	-	-	528
空き地面積	面積 (m ²)	7,251.97	7,251.97	7075.06	-	-	5226.78
空き区画	区画数	68	107	109	113	95	95

出典：浜松市産業振興課調べ

図表4 中心市街地の空き床数

内容	H30.12	R1.12	R2.12	R3.10	R4.10	R5.5	R6
① 建物棟数	817	812	811	808	807	808	805
② 空き床数 (全体床数)	462 (2,836)	458 (2,825)	544 (2,848)	612 (2,850)	622 (2,854)	603 (2,861)	635 (2,855)
③ 空き床数割合	16.29%	16.21%	19.10%	21.47%	21.79%	21.07%	22.24%

出典：浜松市産業振興課調べ

b. 中心市街地の商業活動の状況

本市全体に対する中心市街地の小売業の占める割合（シェア）は、事業者数、従業者数、年間商品販売額、売場面積とも減少傾向にある。

事業所数、従業者数のシェアは、平成 24 年から平成 28 年にかけて大きく減少し、年間商品販売額も平成 28 年から令和 3 年にかけて大きく減少している。

図表 5 本市及び中心市街地の小売業の動向

		事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売 額 (億円)	売場面積 (m ²)
平成14年	中心市街地	1,142	6,484	1,295	135,209
	浜松市全体	7,987	48,551	9,185	923,678
	シェア	14.3%	13.4%	14.1%	14.7%
平成16年	中心市街地	1,070	5,542	1,371	131,069
	浜松市全体	7,476	46,311	8,789	925,212
	シェア	14.3%	12.0%	15.6%	14.2%
平成19年	中心市街地	985	5,528	1,167	117,123
	浜松市全体	7,081	48,385	9,377	1,018,047
	シェア	13.9%	11.4%	12.5%	11.5%
平成24年	中心市街地	565	3,631	807	93,975
	浜松市全体	5,071	35,968	7,707	927,522
	シェア	11.1%	10.1%	10.5%	10.1%
平成28年	中心市街地	425	3,150	1,051	88,413
	浜松市全体	5,447	39,025	9,334	952,300
	シェア	7.8%	8.1%	11.3%	9.3%
令和3年	中心市街地	378	3,313	596	91,329
	浜松市全体	4,888	42,930	8,727	991,901
	シェア	7.7%	7.7%	6.8%	9.2%

出典：平成 19 年までは商業統計調査、平成 24 年以降は経済センサス・活動調査

⑦ 第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。



本市の中心市街地の活性化は、本市の総合計画の目指すべき都市像を実現していくための方針や都市マスタープランの都市づくりの方針に整合するものであり、本計画を実現することが本市のみならず、県西部地域の発展に寄与することから、第3号要件に適合している。

a. 浜松市総合計画

- 平成26年12月に策定した浜松市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成している。基本構想では、長期的な展望に立って課題を認識した上で、希望に満ちた未来を創造すべく、30年後（1世代先）の理想の姿を示すとともに、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げている。また、12の浜松市の理想の姿が描かれた「1ダースの未来」のうち、「つなぐ【繋ぐ】」では、「『まちなか』は、創造都市・浜松の顔」として、創造性豊かな文化を感じられること、歩いてショッピングを楽しめること、居住人口の拡大により都市機能が集積していることなどが挙げられている。

○第2期基本計画<令和6年12月策定> 令和7年度から令和16年度まで

「ウェルビーイング」の視点を取り入れ、一人ひとりが幸福を実感できるくらしを実現する計画とし、10年間の総合的な政策を定めている。中心市街地に関する取組の方向としては、多様な人々が集い、交流し、滞在できる、魅力ある地域づくりの促進や拠点ネットワーク型都市構造の実現をめざし、都市機能の集積や居住エリアが集約したコンパクトな拠点をつなぐにぎわいのあるまちづくりを推進することとしている。



「まちなか」は、創造都市・浜松の顔

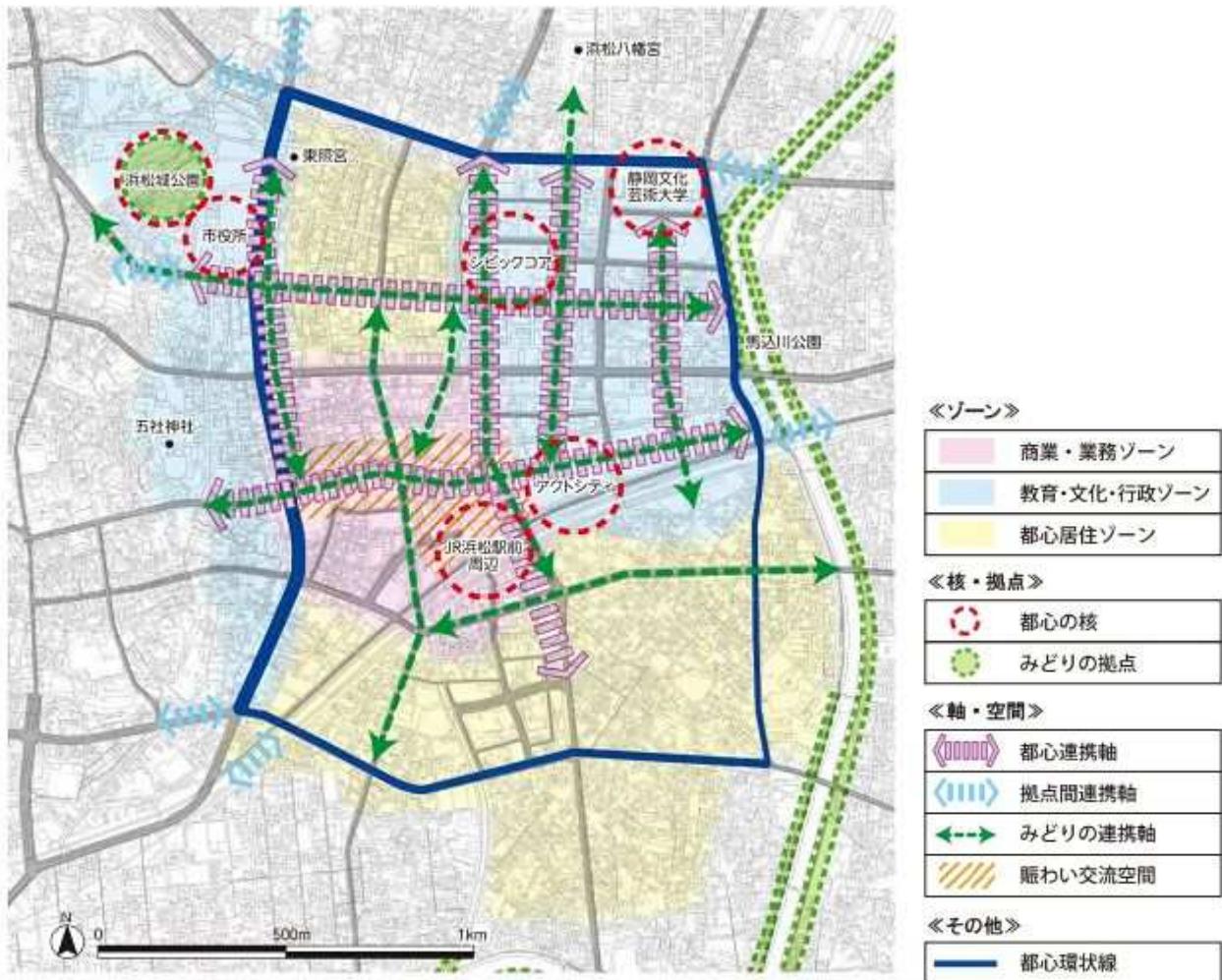
b. 浜松市都市計画マスタープラン

- 平成22年5月に策定し、令和3年に見直しを行った浜松市都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的な視点に立ち、都市計画の目標や都市づくりの方向性を示すものとなっている。基本理念に、「多彩に輝き、持続的に発展する都市」を掲げている。その中で、全体構想をもとに中心市街地を概ねの対象エリアとする都心について、都市づくりの基本方向や分野別の方針として以下を掲げている。

都心づくりの基本方向

- 多様な高次都市機能の集積と連携強化による賑わいと活力ある都心づくり
- 多様な資源を活かして新たな価値や交流を生み出す都心づくり
- 創造都市の顔としてふさわしい魅力的な空間形成による歩きたくなる都心づくり
- みどりによる魅力ある空間創出と環境負荷の小さな都心づくり
- 安全・安心な災害に強い都心づくり

【将来の都心構造図】

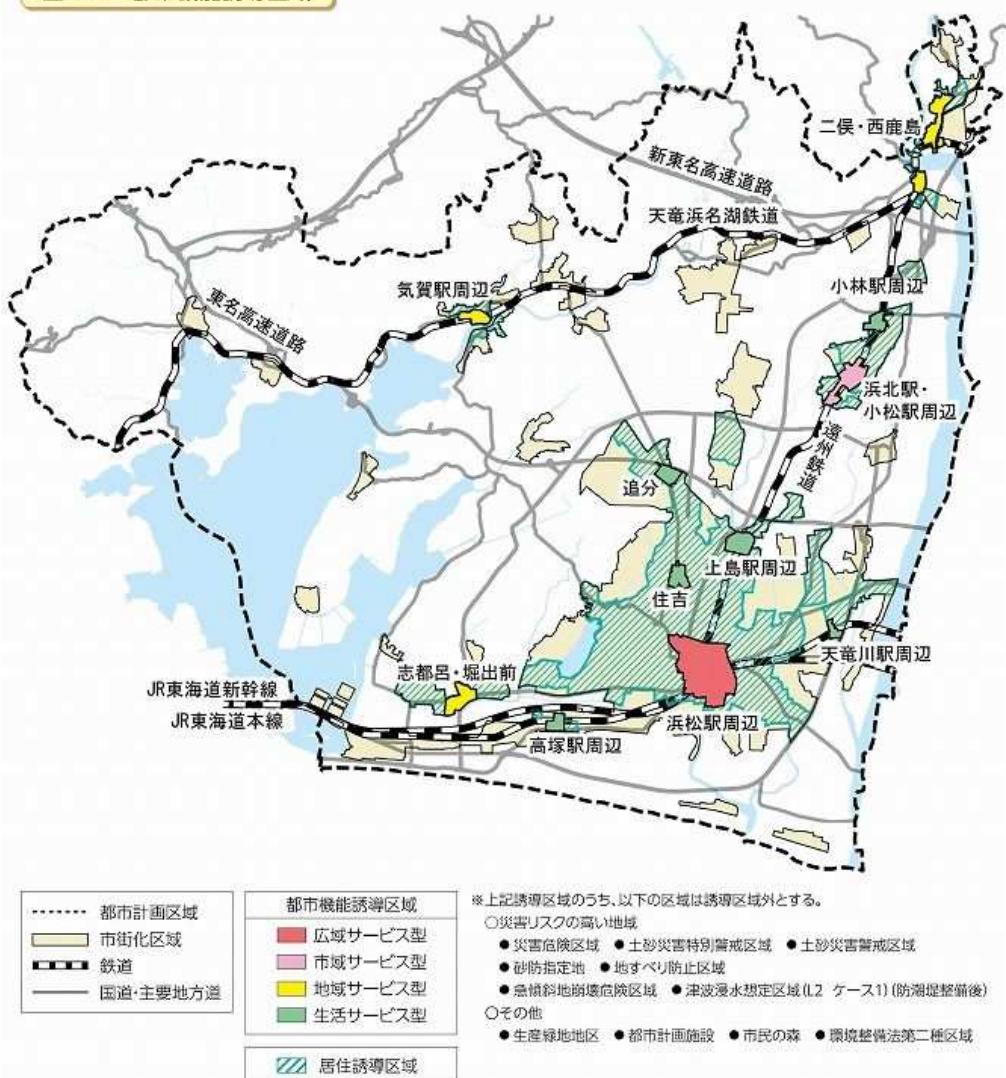


c. 浜松市立地適正化計画

- 平成31年1月に策定した浜松市立地適正化計画は、人口減少・少子化・超高齢社会に対応した「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」の実現を目指し、都市計画区域を対象とした、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとなっている。中心市街地を概ねの対象エリアとする広域サービス型区域について、都市機能と居住を誘導するための取り組みとして、以下が挙げられている。
- 浜松駅周辺を都市誘導区域（広域サービス型）と定め、広域な公共交通ネットワークを生かして、交流や賑わい創出に資する商業・文化等の機能を集積し、創造都市の顔としてふさわしい都市機能の向上や維持を図る区域と位置付けている。

2 都市機能誘導区域

図 4-2 都市機能誘導区域



d. 浜松市地域公共交通網形成計画

- 令和3年3月に策定した浜松市地域公共交通網形成計画は、暮らしやすく、持続可能でコンパクトなまちづくりと、公共交通を中心とした交通ネットワークの構築を目指すための計画となっている。公共交通サービスの基本方針は「浜松市の魅力を高める、使いやすい公共交通ネットワーク・市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスの提供」、公共交通体系の運営、維持、管理する仕組みに関する基本方針は「地域が主役となって育てる、持続可能な公共交通」を掲げている。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地の将来像「歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち」の実現を目指し、4つの基本方針を掲げるとともに基本方針に基づく目標を設定し、取組を計画的に推進する。



[2] 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、令和8（2026）年4月から令和13（2031）年3月までの5年間とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	基準値	推計値 (R12)	目標値 (R12)
「みがく」 歴史・文化の継承と 活用による魅力の 向上	来街者の増加 回遊性の向上	①公共施設利 用者数	1,492,986 人 (R6)	1,612,670 人	1,648,000 人
		(参考指標①) 中心市街地の 滞在者数	294,740人 (R6)	309,776人	325,400人
「はぐくむ」 新たな投資とエリ アマネジメントに による都心機能の増 進	民間投資の促進 によるエリア価 値向上 滞在空間の快適 性の向上	②低未利用地 面積	21,980.1 m ² (R6)	19,742.9 m ²	19,460.0 m ²
		(参考指標②) 中心市街地の 滞在時間	50.35 分/日	41.05 分/日	50.35 分/日
「つなぐ」 人々の暮らしを豊 かにする価値の継 承	居住人口の増 加・維持 経済活動の活性 化・雇用の創出	③中心市街地 の居住人口	21,761人 (R7)	22,100人	24,000人
		④新規出店数 (累計)	64件 (R6)	114件	139件
「いどむ」 市民協働による新 たな価値創出への 挑戦	交流人口・コ ミュニティ活動の 増加 若者世代が参画 する活動の増加	⑤まちなか公 共空間活用数	70件 (R6)	74件	81件

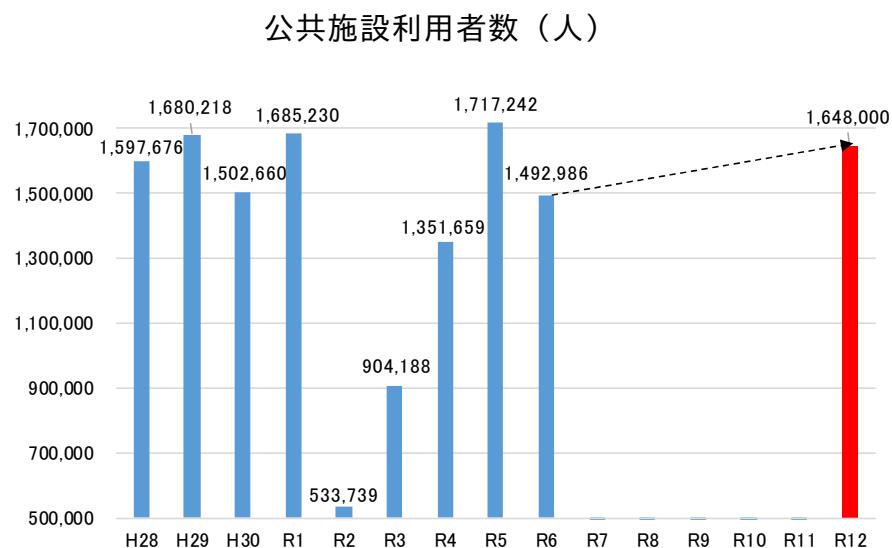
① 「来街者の増加、回遊性の向上」の達成状況を表す指標

- 本市は世界的な楽器メーカーの創業地として「音楽のまち」づくりに取り組み、中心市街地には音楽ホールなどの拠点施設を整備して市民の音楽活動を支えてきた。音楽は本市の重要なアイデンティティであり、その活動を活性化することで中心市街地の拠点性向上と市内外からの来訪促進を図り、にぎわい創出につなげることが期待される。
- 本市は東京と大阪の2大都市のほぼ中間地点であり交通アクセスがスムーズであることから、歴史・文化的資源を多く有する中心市街地において、地域資源を活かし、来街者の増加や消費拡大に繋がるようなコンテンツを活用したイベント連携を実施することにより、市内外の来街者や外国人観光客の更なる誘客につなげる。
- 本市中心市街地においては、市民をはじめ来街者にも歴史・文化の魅力を感じる場所として認識されており、これからも継承すべき資源である。また、中心市街地は公共交通機関も充実しており文化芸術活動や学術発表、研修会、セミナー、展示イベントなどで利用する人も多いことから市内外の来街者を把握するため「公共施設利用者数」を目標指標として設定する。

目標指標① 公共施設利用者数

【基準値】
(令和6年度)
1,492,986人

【目標値】
(令和12年度)
1,648,000人



a. 目標値の設定

新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度～令和4年度を除外した、平成28年度～令和元年度及び令和5年度、令和6年度の平均値から令和12年度の推計値を1,612,670人とする。目標値は基準値をもとに、事業を実施した際の増加率を年2.0%とし、1,648,000人とする。

[フォローアップの考え方]

計画期間中、毎年、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度終了後についても再度検証を行う。

b. 計測方法

調査方法	各施設の利用者数を集計
調査月	通年
調査主体	浜松市
調査対象	浜松城、浜松科学館、楽器博物館、浜松こども館、浜松市美術館、アクトタワー展望回廊、アクシティ（ホール・会議室）
算出方法	年間を通しての利用者数を計上

c. 目標値への効果が見込まれる事業

以下の事業を実施することにより約 36,000 人の増加を見込む

推計値 1,612,670 + 事業実施による増 36,000 人 = 1,648,000 人

ア. **浜松城** 6,000 人増

- ・ 浜松城公園（鹿谷地区）整備事業
- ・ 出世の街 浜松 家康公祭り開催事業
- ・ 家康公ゆかりの地誘客イベント実施事業
- ・ 直虎ゆかりの地推進事業
- ・ 食と農の地域ブランド推進事業
- ・ 建設のしごと体験イベント事業

イ. **浜松科学館** 5,000 人増

- ・ 浜松科学館管理運営事業

ウ. **楽器博物館** 2,000 人増

- ・ 浜松市楽器博物館管理運営事業
- ・ まちなか（プロムナード）コンサート開催事業

エ. **浜松こども館** 5,000 人増

- ・ 浜松こども館管理運営事業

オ. **浜松美術館** 2,000 人増

- ・ 新美術館整備事業

カ. **アクシティ浜松** 15,000 人増

- ・ アクト施設整備事業（改修）
- ・ アクトシティ浜松管理運営事業
- ・ 浜松国際ピアノコンクール開催事業 ※3年に1度の開催
- ・ 静岡国際オペラコンクール開催事業 ※3年に1度の開催

- ・ ハママツ・ジャズ・ウィーク開催事業 ※毎年 10 月開催
- ・ 浜松吹奏楽大会開催事業
- ・ アクトシティオルガンミニコンサート開催事業

キ. 各施設への来場者の増加に資する事業・・・1,000 人増

- ・ 中心市街地の情報を発信するオウンドメディアの開設・・・600 人
オウンドメディアの開設後、魅力発信のために WEB 広告を実施する。WEB 広告の閲覧数を 20,000 人と想定し、うち 3% (600 人) が各施設へ来場するものと見込む。
- ・ その他関連する事業・・・400 人
位置情報を活用した来街促進実証事業、浜松まつり事業、アニメコンテンツを活用した観光誘客事業、MICE 推進事業

<参考指標> 中心市街地の滞在者数

基本方針「「みがく」歴史・文化の継承と活用による魅力の向上」を踏まえ、「来街者の増加」の効果を検証するため「中心市街地の滞在者数」を参考指標として設定する。



目標値については、デジタル活用による人流データ調査において確認された年間の滞在者数を元に基準値を設置し、事業による効果の増加率を算出。

令和 6 年の人流データ調査数値を基準値とし、令和元年度～令和 6 年度の平均値に対する上昇率 = 1.0% から算出した数値 309,776 人を推計値とする。

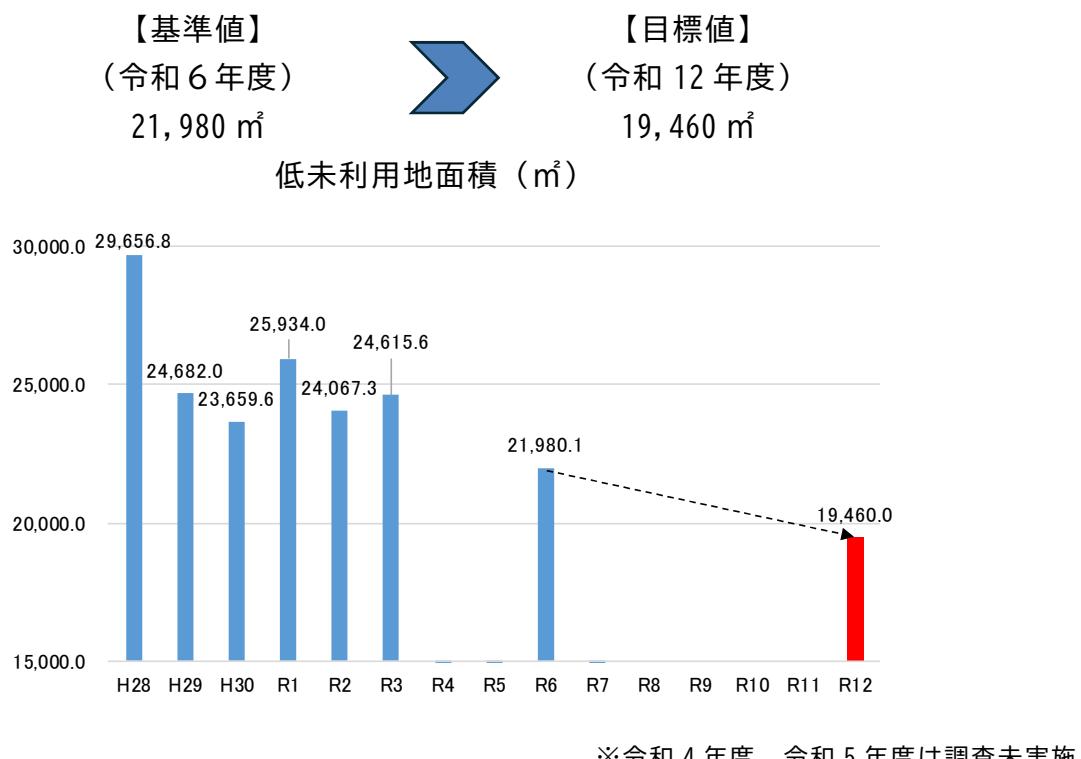
デジタル活用による人流データ調査

携帯電話のアプリから取得した GPS データを基に推計を行い、エリアごとの滞在者数、滞在時間を把握するもの。滞在人口については行動履歴から居住者及び勤務者を除外して計測。滞在時間単位：分/日・人（滞在者 1 人あたりの滞在時間の平均）。

② 「民間投資の促進によるエリア価値向上 滞在空間の快適性の向上」の達成状況を表す指標

- 中心市街地の空き床数の割合はコロナ禍以降、20%程度で高止まりしている状況がみられる。一方、オフィス需要はコロナ禍の影響が多少みられたものの、需給バランスは概ね安定していることから、空き床数の改善に向けては、新たな需要創出を図っていくことが求められる。
- 一方、中心市街地の空き地面積についても、増加傾向にあることが伺える。中心市街地の地価は、コロナ禍で一旦下落したものの、その後は反転していることから、資産価値の向上につながるよう、未利用地の有効活用を図っていくことが求められる。
- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在しており、都市の密度が低下することで、サービス産業の生産性の低下、行政サービスの非効率化、風景・景観の悪化、ごみなどの不法投棄を誘発、防災や防犯機能の低下によるまちの魅力の低下などの様々な悪影響を及ぼすことが懸念される。
- 民間活力の向上を目指すものとして「低未利用地面積」を目標指標として設定する。

目標指標② 低未利用地面積



a. 目標値の設定

平成 29 年度～令和 3 年度の平均値から基準値（令和 6 年度）の減少率 = 10.6%（年平均 2.1%）とし、基準値から年 2.1% の減少した場合の令和 12 年度の推計値を 19,743 m² とする。

推計値をもとに、事業を実施した際、年間 2.3%（2 区画 504 m² 程度）減少するものとし、目標値を 19,460 m² とする。

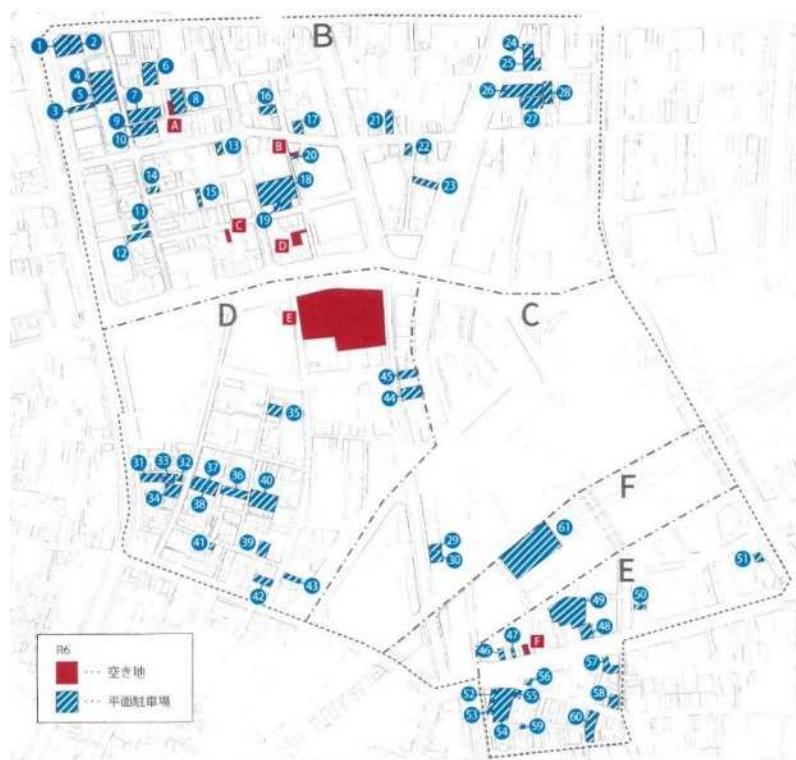
[フォローアップの考え方]

計画期間中、毎年、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度終了後についても再度検証を行う。

b. 計測方法

調査方法	中心市街地空き区画調査により確認
調査月	10月頃
調査主体	浜松市（委託業者による）
調査対象	旧都市再生緊急整備地域（40ha）
算出方法	調査範囲の空き地面積を現地調査し、土地台帳にて面積を算出

【空き地・平面駐車場位置図（令和6年度調査時点）】



c. 関連する各事業

以下のア、イの事業実施により 504 m^2 （年2区画相当）の低未利用地の解消を見込む。

$$21,980\text{ m}^2 - (504\text{ m}^2 \times 5\text{ 年間}) = 19,460\text{ m}^2$$

ア. The GATE HAMAMATSU 跡地の再整備

- ・JR 浜松駅から中心市街地のメインストリートである鍛冶町通りへの動線となる歩行空間として整備する。
- ・中心市街地の都市機能として不足している憩いの場として整備するとともに、ソフト事業を実施することで、来街者の利便性や回遊性を向上させ、「通る場所」から「滞在する場所」へと変革し、滞在空間の快適性の向上及び滞在時間の増加につなげる。

- ・市が The GATE HAMAMATSU 跡地を整備することにより、民間事業者等が周辺区域の空き地活用に向けた検討が行われる等中心市街地への投資を促し、低未利用地の解消を見込む。

■にぎわいワークショップ実証事業（令和7年度）の様子

「The GATE HAMAMATSU 跡地の再生」

内容	低未利用地の活用を検討するため、行政、民間、大学、専門学校等の連携により広場の使い方を試すための実証実験として、憩いの場「POP UP FOREST」（森）の整備、子どもが遊べる場所の設置や、トークイベント、芸術展示（アート）などを開催。まちなかで、誰もが気軽に集い、楽しめる空間を目指した。
参画団体等	企画運営：株式会社 HACK、浜松まちなかにぎわい協議会 遠州鉄道株式会社、株式会社静岡銀行、有限会社春華堂、株式会社鈴木組、常葉大学浜松キャンパス、浜松いわた信用金庫、浜松調理菓子専門学校 他（五十音順）
準備期間	令和7年6月～令和7年10月
実証期間	令和7年10月30日～11月30日（1か月）



【The GATE HAMAMATSU 跡地の現在の様子】



【実証期間中の様子】

イ. 民間投資促進に向けた制度

■財政的支援

- ・商業施設、ホテル、スマートオフィスの整備を対象とした補助制度の創設を検討し、中心市街地における民間投資を促進。低未利用地面積の低減とエリア価値の向上を目指す。
- ・事業の詳細は、令和7年度に実施する投資可能性調査の結果を踏まえて決定。
- ・併せて、老朽化建物の建て替えや店舗のリノベーションなどに活用できる補助制度の創設も検討。

■制度的支援

- ・都市機能誘導を図る制度の緩和や市街地再開発事業への支援制度の見直しなど、民間開発を促進する取り組みについて検討。
- ・公共貢献の内容を明確な定義・基準で評価し、容積率を緩和。

<参考指標> 中心市街地の滞在時間

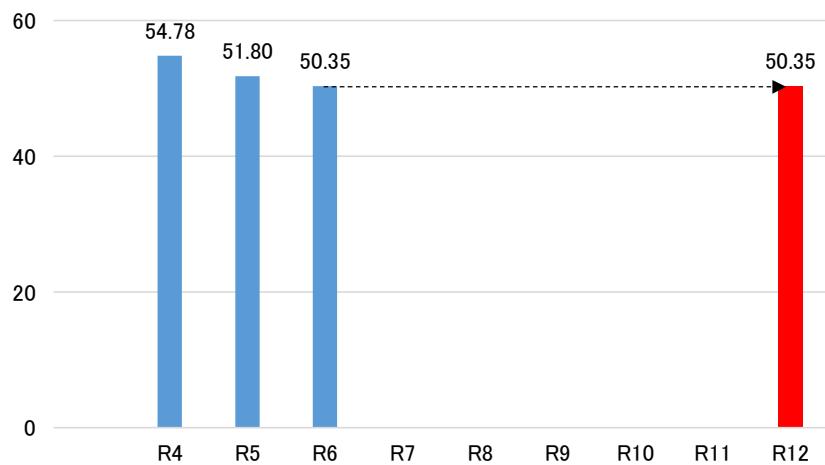
基本方針「「はぐくむ」新たな投資とエリアマネジメントによる都心機能の増進」を踏まえ、「滞在空間の快適性の向上」の効果を検証するため「中心市街地の滞在時間」を参考指標として設定する。

【基準値】
(令和 6 年度)
50.35 分/日

【目標値】
(令和 12 年度)
50.35 分/日

※基準値を維持する

中心市街地の滞在時間



目標値については、デジタル活用による人流データ調査において確認された年間の滞在時間を元に基準値を設置し、事業による効果の増加率を算出。

令和 6 年の調査数値を基準値とし、令和元年度～令和 6 年度の平均値に対する減少率 = 4% から算出した数値 41.05 分/日を推計値とする。

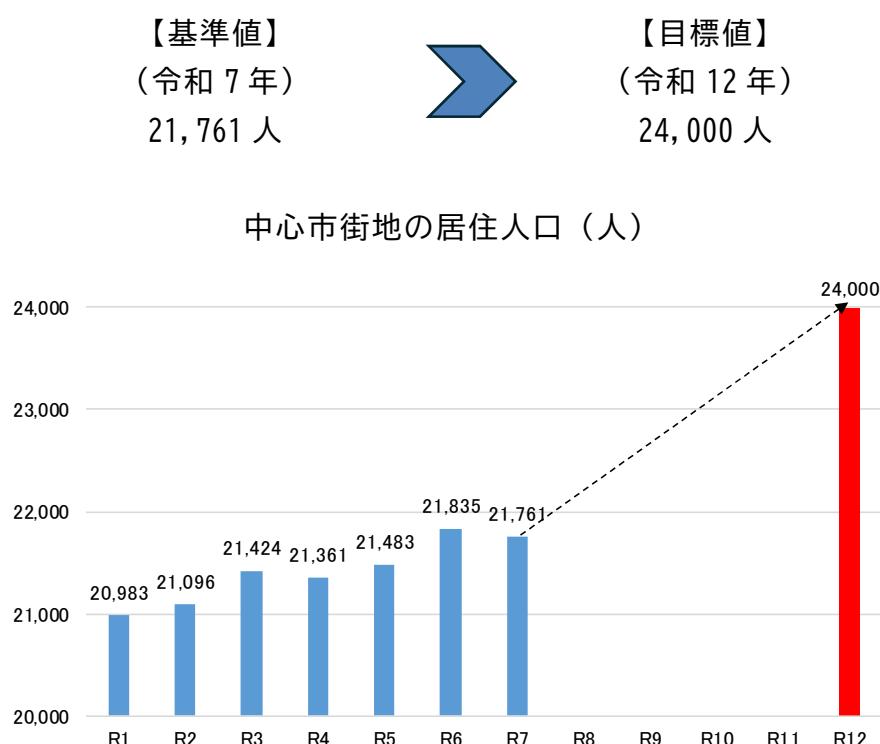
デジタル活用による人流データ調査

携帯電話のアプリから取得した GPS データを基に推計を行い、エリアごとの滞在者数、滞在時間を把握するもの。滞在時間については行動履歴から居住者及び勤務者を除外して計測。滞在時間単位：分/日・人（滞在者 1 人あたりの滞在時間の平均）。

③ 「居住人口の増加・維持 経済活動の活性化・雇用の創出」の達成状況を表す指標

- 中心市街地のにぎわい創出には人が住むこと、働くことが大前提であり、暮らしやすいまちなか居住の促進を目指している。また、民間事業者へのヒアリング等でマンションやオフィスの建設設計画も進められていることから「中心市街地の居住人口」を目標指標として設定する。
- また、経済活力向上やにぎわい創出のために魅力的な店舗を増やすことを目的に、新たな事業活動の動きを継続的に把握することができる「新規出店数」を目標指標として設定する。

目標指標③ 中心市街地の居住人口



a. 目標値の設定

令和 3 年～令和 7 年の平均値から基準値（令和 7 年度）の増加率 = 0.31% の 22,092 人を推計値とし、基準値から年 2.0% の増加した場合の 24,000 人を目標値とする。

[フォローアップの考え方]

計画期間中、毎年、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度終了後についても再度検証を行う。

b. 計測方法

調査方法	住民基本台帳登録人口数により確認
調査月	各年 1月 1日
調査主体	浜松市
調査対象	対象区域内に住所を要する市民
算出方法	対象区域内の町別人口に対し、町面積を掛け合わせ算出

c. 関連する各事業

以下の事業を実施することにより、業務機能の集約や子育てしやすい環境が整い、居住者の利便性の向上へと繋がり、まちなかへの居住人口が増加する。

ア. 子育て支援ひろば事業

気軽に立ち寄れ育児相談・遊び指導を行い、安心して子育てができる環境を整備する。

イ. 浜松こども館管理運営事業

浜松の特色を生かした遊び・創造・展示が体験できる文化施設として、子どもたちが幅広く交流できる機会を創出することや子育て支援機能を提供することで、地域子育て拠点として運営するもの。

ウ. 都心業務機能集積促進助成事業

中心市街地区域内へ進出するオフィスの賃料を補助し、中心市街地への業務機能の集積を促し、雇用機会の多様化を図るもの。

エ. 外国人就労支援事業

中心市街地に有する公益財団法人浜松国際交流協会（HICE）と連携し、外国人の雇用・就労に関する相談窓口の設置や外国人留学生に対する就職支援の実施することにより、外国人労働者が気軽に安心して暮らし、働く環境を整えるもの。

オ. ICT 企業誘致戦略事業

持続可能な地域産業の発展のために、ICT 企業の集積により雇用機会の多様化を図るもの。

カ. 浜松調理菓子専門学校 新校舎移転

今回計画の拡大区域エリアである北寺島町に新校舎の移転を計画しており、新校舎を学校と言う位置づけだけでなく、誰でも気軽に立ち寄れる”フードパーク”として校舎を開放するとともに地域住民と浜松の「食」に関する講座を開設するなど地域との交流を通じて豊かな食文化の発展に寄与するもの。

<補足事項>

民間事業者へのヒアリング等では、マンションやオフィスの建設計画も進められており、今後、計画期間中に事業化へと至ることがあれば、目標に資する事業として掲載することも検討している。

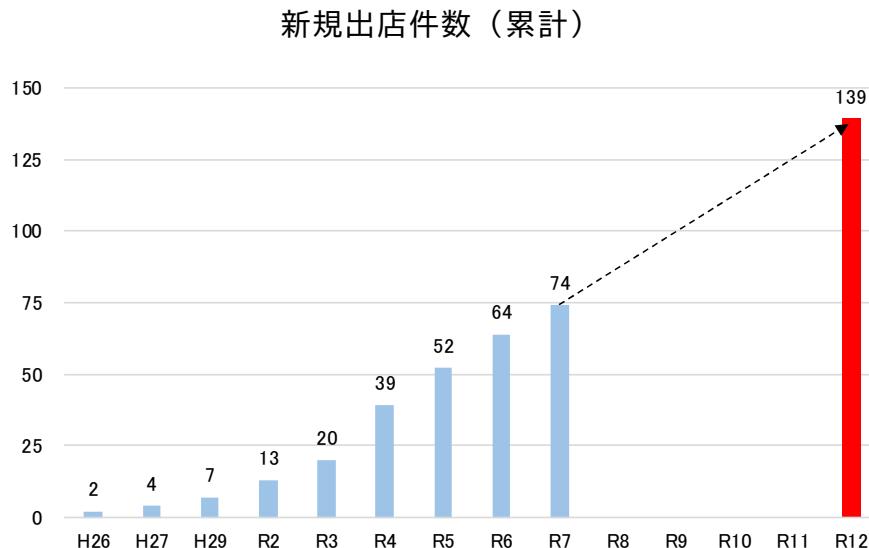
1年に1棟（100戸 2人世帯）のマンション建設を見込む

$$\underline{100\text{戸} \times 2\text{人} \times 5\text{年} = 1,000\text{人}}$$

目標指標④ 新規出店件数（累計）

【基準値】
(令和 6 年)
70 件

【目標値】
(令和 12 年)
139 件



a. 目標値の設定

平成 26 年～令和 6 年の平均値を基準値（令和 6 年度）に加算した 114 件を推計値とし、基準値から事業を実施した場合の年間目標件数 13 件を加算した 139 件を目標値とする。

※令和 7 年度については 10 件程度の出店を見込む

[フォローアップの考え方]

計画期間中、毎年、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度終了後についても再度検証を行う。

b. 計測方法

調査方法	空き店舗利活用補助金実績、起業家カフェ創業支援数
調査月	年度末
調査主体	浜松市
調査対象	中心市街地エリア内に出店または開業した店舗
算出方法	中心市街地エリア内に出店した店舗または開業した店舗を算出

c. 目標値へ効果が見込まれる事業

令和 4 年度から令和 6 年度の申請状況から、年度の目標件数 10 件よりも非常に多くの利用者からの相談・申請があったため、より多くの出店支援を目指し、令和 7 年度に「浜松市空き店舗利活用事業」の要綱を見直した。令和 2 年度において新型コロナウィルス感

染拡大の影響を受け、賃料の補助を拡充したが、コロナ禍からの回復も見込まれたため、賃料補助を削減し、路面店への出店を誘導する支援策へと拡充したところ、令和7年度の利用件数は伸び悩んでいる状況である。引き続き中心市街地への新規出店の促進を行うとともに、はままつ起業家カフェの創業支援事業やリノベーション事業との連携、商店会との情報共有により、新規出店者への創業支援、フォローアップを行うことで、年間13件の新規出店を見込む。

空き店舗に新規事業者が出店することにより、中心市街地の更なる魅力向上による来街意欲の促進、来街者の回遊性を高めることでにぎわいを創出し、経済活力の向上を図る。

ア. 空き店舗リノベーション利活用事業

令和7年度から補助内容を見直し、路面店への活用を誘導する支援策とした。商店会との情報共有やオウンドメディアを通じた魅力的な店舗の紹介等により、新規出店者への支援、フォローアップを行うことで、年間10件の出店が見込まれることから、5年間で50件の新規出店が見込まれる。

イ. リノベーション事業

はままつ起業家カフェとの連携によるリノベーションスクールビジネス講座を実施し、支援することにより、年間2件の出店が見込まれることから、5年間で10件の新規出店が見込まれる。

ウ. 浜松市商店街課題解決事業

本事業を実施することにより、まちなかの商店街活動が活発化され、商店街の魅力発信となり、当該商店街の空き店舗への出店機会に繋がることから年間1件の出店を見込む。

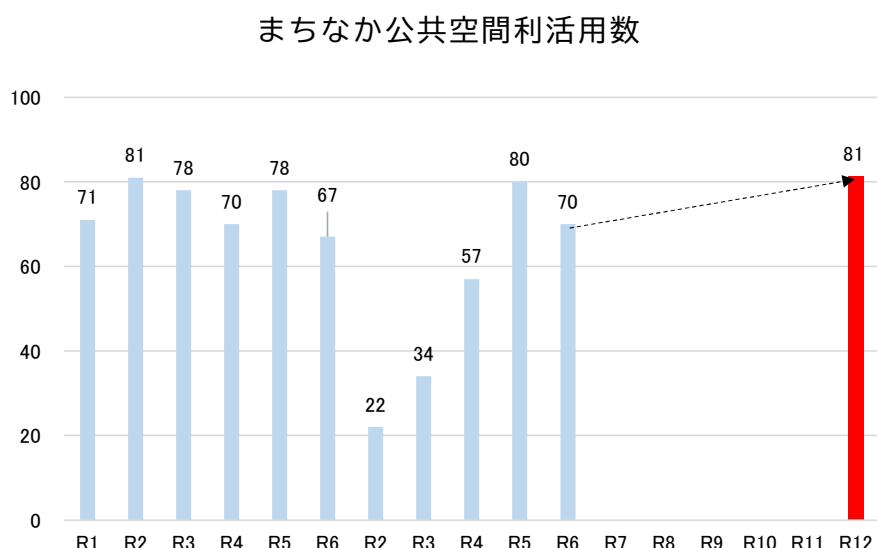
④ 「交流人口・コミュニティ活動の増加 若者世代が参画する活動の増加」の達成状況を表す指標

- にぎわい創出のために、まちなか公共空間を活用したイベント事業などにより、交流人口・コミュニティ活動の増加や若者世代が参画する活動の増加を目指すものとして「まちなか公共空間利活用数」を目標指標として設定する。

目標指標⑤ まちなか公共空間利活用数

【基準値】
(令和 6 年度)
70 件

【目標値】
(令和 12 年度)
81 件



a. 目標値の設定

新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和 2 年度～令和 4 年度を除外した、平成 28 年度～令和元年度及び令和 6 年度の平均値から令和 12 年度の推計値を 74 件とする。これより事業を実施した際の上昇率を年 3.0% とし、目標値を 81 件とする。

[フォローアップの考え方]

計画期間中、毎年、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度終了後についても再度検証を行う。

b. 計測方法

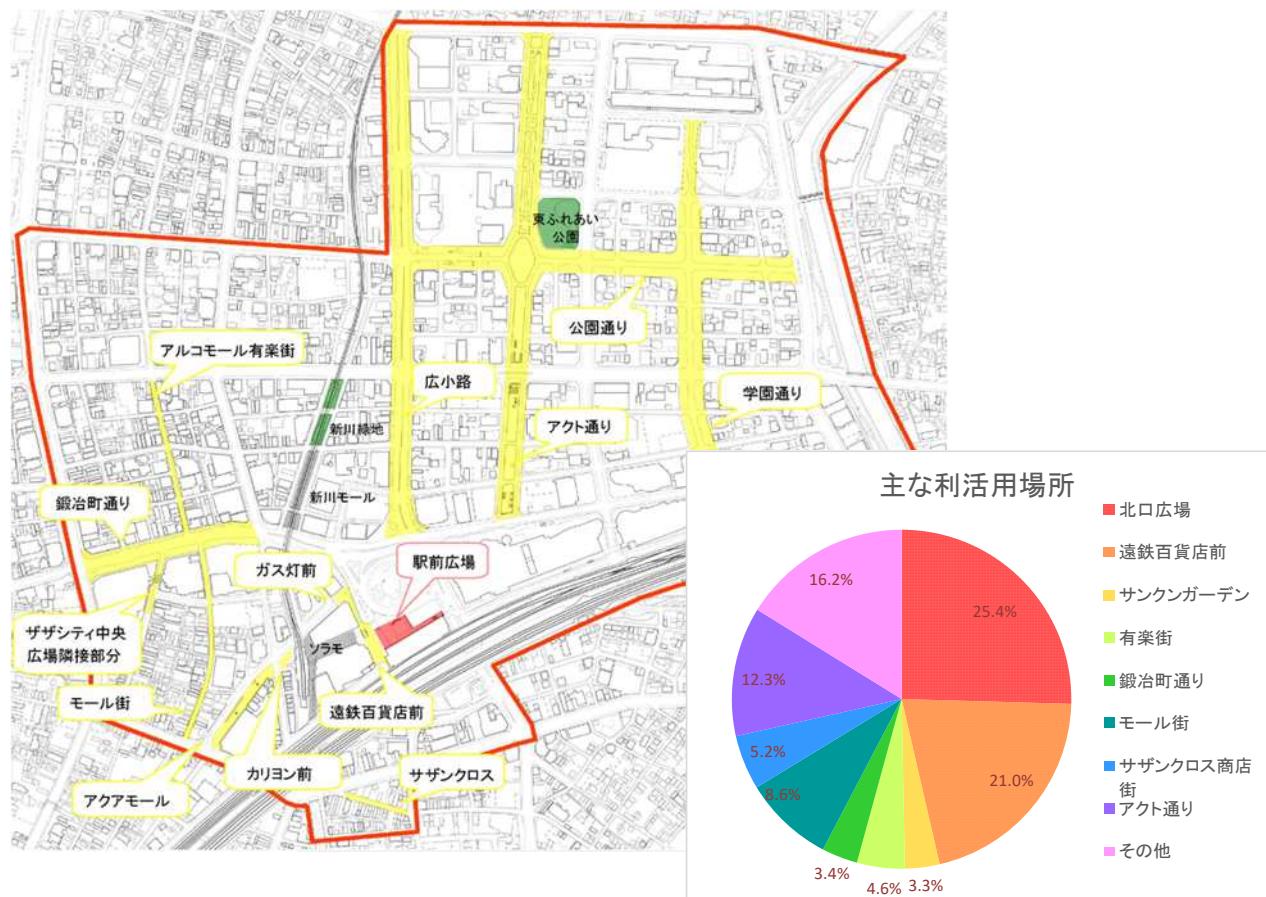
調査方法	公共空間利活用制度申請数
調査月	通年
調査主体	浜松市
調査対象	イベント事業申請者数
算出方法	年間を通しての利用者数を計上

c. 目標値へ効果が見込まれる事業

以下のア、イの事業実施により年間7件の増加を見込む

ア. まちなか公共空間利活用制度の充実・・・年間5件

制度の認知度を向上させるとともに、中心市街地での各種事業実施を促進するため、市公式ホームページや「中心市街地の情報を発信するオウンドメディアの開設事業」により利活用可能な公共施設や公共空間の情報を一元的に発信することで、中心市街地を拠点とするスポーツ・文化等多様な市民コミュニティ活動を促進させる。



イ. まちなか利活用制度を活用した事業の実施・・・年間2件

以下の事業を実施することで、市民による交流の創出やコミュニティ活動を促進させ、公共空間利活用制度申請数の増加を見込む。

- ・ 軽トラはままつ出世市開催事業
- ・ まちなか文化祭事業
- ・ 浜松市地域力向上事業
- ・ インクルーシブスポーツ環境構築事業
- ・ まちなかスポーツフェスティバル開催事業
- ・ 浜松シティマラソン開催事業
- ・ 浜松地域スタートアップ連携促進事業
- ・ 浜松花と緑の祭
- ・ 賑わいワークショップ・実証事業

- ・ アクト通りふれあいデイ
- ・ 浜松駅北口地下広場利用事業

■賑わいワークショップ実証事業（令和6年度）の様子

「まちなか文化祭事業」

内容	若者によるにぎわい創出及び若年層の交流を目的として浜松市内の高校生による吹奏楽部等のステージパフォーマンスや絵画・書道等の作品展示、大学生によるワークショップ等を実施し、学生や保護者の皆様をはじめ多くの市民が来場した。
実施日	令和6年11月23日（軽トラはままつ出世市と同日開催）
来場者数	延べ約5,000人 ※軽トラはままつ出世市来場者数約4万人
準備期間	令和6年6月～令和6年11月



吹奏楽の演奏（ザザシティ中央広場）



美術品展示（ザザシティ中央館）



書道展示（肴町公会堂）



大学生ワークショップ

d. 関連する事業

ア. 浜松ギャラリーモール管理運営事業

指定管理者が自主事業を実施することにより人とまちをつなぐとともに、コミュニティ活動を促進させることや来街者の増加に繋げ、にぎわいの創出を図る。

【主なイベント事業等】

クラフトビアフェスティバル、パブリックビューイング

イ. 新川モール管理運営事業

指定管理者が自主事業を実施することにより人とまちをつなぐとともに、コミュニティ活動を促進させることや誰でもいられる居場所づくりを目指す。

【主なイベント事業等】

BON カフェ、新川朝市、こどもの広場・絵本

■ 4から8までに掲げる事業一覧

事業番号	再掲事業番号	事業区分(新規/継続)	事業名	事業主体	目標(目標指標)				
					目標1(①公共施設利用者数)	目標2②底床利用地面積	目標3③中心市街地の居住人口	目標3④新規出店数(累計)	目標4⑤まちなか公共空間活用数
4-1		新規	浜松駅周辺自転車等駐車場再整備事業	浜松市(道路保全課)	—	○	—	—	—
4-2		新規	The GATE HAMAMATSU跡地再整備事業	浜松市(産業振興課)	—	◎	—	—	—
4-3		新規	浜松公園(鹿谷地区)整備事業	浜松市(公園課)	◎	—	○	—	—
4-4		新規	都市計画道路植松伊左地線整備事業	浜松市(道路企画課)	—	—	—	—	—
4-5		新規	国道257号整備事業	浜松市(道路企画課)	—	—	—	—	—
4-6	6-2	新規	都市計画道路砂山寺島線整備事業	浜松市(道路企画課)	—	—	—	—	—
4-7	6-1	新規	浜松市市街地再開発事業費補助金交付要綱に基づく支援事業	浜松市(市街地整備課)	—	○	○	—	—
4-8		新規	市街地再開発事業に関する公共施設管理者負担金による支援事業	浜松市(市街地整備課)	—	○	—	—	—
4-9		新規	花壇等拠点整備事業	浜松市(緑政課)	—	○	—	—	—
4-10		新規	モザイカルチャー作品維持管理事業	浜松市(緑政課)	—	○	—	—	—
5-1		新規	アクトシティ浜松施設整備事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	◎	—	—	—	—
5-2		新規	新美術館整備事業	浜松市(美術館)	◎	—	—	—	—
5-3		新規	アクトシティ浜松管理運営事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	◎	—	—	—	—
5-4		新規	浜松市楽器博物館管理運営事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	◎	—	—	—	—
5-5		新規	鴨江アートセンター管理運営事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	○	—	—	—	—
5-6		新規	浜松こども館管理運営事業	浜松市(こども若者政策課)	◎	—	—	—	—
5-7		新規	子育て支援ひろば事業	浜松市(子育て支援課)	—	—	○	—	—
5-8		新規	浜松調理菴子専門学校 新校舎移転	浜松調理菴子専門学校	—	—	○	—	—
7-1		新規	大規模小売店舗立地法の特例	浜松市(産業振興課)	—	○	—	—	—
7-2		新規	ハママツ・ジャズ・ウィーク開催事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	◎	—	—	—	◎
7-3		新規	まちなか(アロマナード)コンサート開催事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	○	—	—	—	◎
7-4		新規	浜松国際ビーナコンクール開催事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	◎	—	—	—	—
7-5		新規	静岡国際オペラコンクール開催事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	◎	—	—	—	—
7-6		新規	浜松吹奏楽大会開催事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	◎	—	—	—	—
7-7		新規	アクトシティオルガンミニコンサート開催事業	浜松市(創造都市・文化振興課)	◎	—	—	—	—
7-8		新規	浜松市商店街課題解決事業	浜松市(産業振興課)	—	—	○	◎	—
7-9		新規	浜松市空き店舗リノベーション事業	浜松市(産業振興課)	—	—	—	◎	—
7-10		新規	軽トラはまつ出世市開催事業	軽トラはまつ出世市実行委員会(浜松市(産業振興課))	—	—	○	—	◎
7-11		新規	まちなか文化祭事業	浜松市(産業振興課)	○	—	—	—	○
7-12		新規	市中心市街地の情報を発信するオウンドメディアの開設事業	浜松市(産業振興課)	◎	—	—	—	—
7-13		新規	賑わいワークショップ・実証事業	浜松市(産業振興課)	—	—	—	—	○
7-14		新規	出世の街 浜松 家康公祭り開催事業	浜松市(観光・シティプロモーション課)	◎	—	—	—	—
7-15		新規	浜松まつり事業	浜松市(観光・シティプロモーション課)	◎	—	—	—	—
7-16		新規	MICE推進事業	浜松市(観光・シティプロモーション課)	◎	—	—	—	—
7-17		新規	食と農の地域ブランド推進事業	浜松・浜名湖地区食農プロジェクト推進協議会(浜松市(農業水産課))	◎	—	○	—	—
7-18		新規	浜松花と緑の祭	浜松市(緑政課)	—	—	○	—	◎
7-19		新規	多文化創造活動促進事業	浜松市(国際課)	—	—	○	—	○
7-20		新規	建設のしごと体験イベント事業	浜松市(技術監理課)	◎	—	○	—	—
7-21		新規	スタートアップ成長支援事業	浜松市(スタートアップ推進課)	—	—	○	—	○
7-22		新規	次世代スタートアップ育成事業	浜松市(スタートアップ推進課)	—	—	○	—	○
7-23		新規	浜松市地域力向上事業	浜松市(中央区振興課)	—	—	—	—	◎
7-24		新規	インクルーンスポーツ環境構築事業	浜松市(スポーツ振興課)	—	—	—	—	○
7-25		新規	まちなかスポーツフェスティバル開催事業	浜松市(スポーツ振興課)	—	—	—	—	○
7-26		新規	浜松シティマラソン開催事業	浜松市(スポーツ振興課)	—	—	—	—	○
7-27		新規	浜松地域スタートアップ連携促進事業	浜松市(スタートアップ推進課)	—	—	○	—	○
7-28		新規	浜松市ギャラリーモール管理運営事業	浜松市(産業振興課)	—	—	—	—	○
7-29		新規	新川モール管理運営事業	浜松市(産業振興課)	—	—	—	—	○
7-30		新規	まちなか公共空間利活用事業	浜松市(産業振興課)	—	—	—	—	○
7-31		新規	都心業務機能集積促進助成事業	浜松市(産業振興課)	—	—	○	—	—
7-32		新規	リノベーション事業	浜松市(産業振興課)	—	—	—	○	—
7-33		新規	ビルの新增設に係る助成事業	浜松市(産業振興課)	—	◎	—	—	—
7-34		新規	外国人就労支援事業	浜松市(労働政策課)	—	—	○	—	—
7-35		新規	ICT企業誘致戦略事業	浜松市(企業立地推進課)	—	—	○	—	—
7-36		新規	まちなか駐車場管理運営事業	浜松まちなかにぎわい協議会	—	—	○	—	—
7-37		新規	エリアマネジメント広告を活用したイベント支援事業	浜松まちなかにぎわい協議会	—	—	—	—	○
7-38		新規	まちなかにぎわい支援事業	浜松まちなかにぎわい協議会	—	—	—	—	○
7-39		新規	若者が考えるまちプロジェクト	浜松まちなかにぎわい協議会	—	—	—	—	○
7-40		新規	まちなかワクワクアカデミー	浜松まちなかにぎわい協議会	—	—	○	—	—
7-41		新規	HAMAMATSUアートでつながるプロジェクト	浜松アーツ&クリエイション、浜松まちなかにぎわい協議会	○	—	—	—	○
7-42		新規	いいきい健康フェスタ	浜松商工会議所	—	—	○	—	—
7-43		新規	浜松サザンクロスほしの市	浜松サザンクロスほしの市実行委員会	—	—	○	—	—
7-44		新規	アクト通りふれあいデイ	アクト通り利活用事業実行委員会	—	—	—	—	○
7-45		新規	浜松駅北口地下広場利用事業	浜松駅北口地下広場等利用活性化	—	—	—	—	○
8-1		新規	道路放置自転車等防止事業	浜松市(道路保全課)	—	○	—	—	—
8-2		新規	中心市街地活性化施策調査研究事業	浜松市(産業振興課)	—	—	—	—	—
8-3		新規	鉄道駅バリアフリー化設備整備費助成事業	浜松市(交通政策課)	—	—	—	—	—
8-4		新規	鉄道施設耐震対策助成事業	浜松市(交通政策課)	—	—	—	—	—

4. 土地区画整理、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備

[1] 市街地の整備改善の必要性

① 現状分析

本市の中心市街地は、江戸時代より東海道の城下町、宿場町、明治以降は、ものづくりの街として産業の隆盛とともに発展し、近代的な都市基盤の整備が着実に進められてきた。特に、東地区土地区画整理事業に伴う民間事業者によるマンション建設は、近年の中心市街地の居住人口増加に寄与するものとなった。また、郊外からの大学や企業の本社機能の中心市街地への移転が複数計画され、昼間人口の増加が期待されている。

一方で、郊外への大型商業施設の進出に伴う中心市街地からの大型商業施設の撤退、商業販売額の減少、オフィス空室率の高止まり、小規模な低未利用区画の増加、活性化を阻害する要因への対応が遅れている状況にある。

② 市街地の整備改善の必要性

中心市街地における基盤整備は、都市機能の向上に有機的に作用し、都市環境や防災機能の向上、さらには業務機能の集積や賑わいづくりなどに資するものである。市街地再開発事業や土地区画整理事業などを活用し、道路・公園など、公共の用に供する都市基盤施設の整備事業を、引き続き進めることが重要であり、「浜松版コンパクトシティ」の都心部としての役割を担う上でも重要である。

また、中心市街地での定住化を促進する上で、豊かな生活環境の整備を進めることが必要であり、公共空間を有効活用し、にぎわい創出へとつなげていくことが必要である。さらに、徳川家康公ゆかりの浜松城等の歴史文化遺産と商店街を有機的に連携させる歩行者動線を整備することで回遊性を高め、郊外の恵まれた自然や観光資源、観光インバウンド戦略などとも連携を深めていくことが、来街者を増加する上でも必要である。

こうした取り組みを途切れることなく継続して実施することが、中心市街地の魅力の向上と、市内各地及び周辺地域とのネットワークを強化し、広域拠点都市としての総合力を高めていくことにつながる。

[2] 具体的事業の内容

① 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置

a. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業番号】4-1 【事業名】浜松駅周辺自転車等駐車場再整備事業 / (2) ①

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	浜松市（道路保全課）		
【事業内容】	浜松駅周辺の自転車等駐車場は、収容台数不足による駐車場内の混雑や路上への放置自転車が発生しているとともに、各駐車場の利用の偏りや駐車場の放置、利用頻度が低い長期間の占有、盗難等の課題が顕在化していることから、来街者が「安心して快適に利用できる駐車場の実現」のため、有料化による適正な利用の誘導と盗難防止の強化、自転車収容台数の拡大などを実施する事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	来街者が「安心して快適に利用できる駐車場の実現」のために駐輪場を整備することは暮らしやすい都心生活空間の創出や安心・安全な生活空間の形成に繋がり、多世代の市民が暮らしやすいまちに資するとともに、中心市街地の滞在時間の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省

【事業番号】4-2 【事業名】The GATE HAMAMATSU 跡地再整備事業 / (2) ①

【事業実施時期】	令和8年度～令和12年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	当施設は2021年3月末に閉館し、2023年1月に解体工事が完了しており、更地の状態となっている。JR浜松駅から中心市街地のメインストリートである鍛冶町通りへの動線となる歩行空間として、また、中心市街地の都市機能として不足している憩いの場として整備するとともに、ソフト事業を実施することで、来街者の利便性や回遊性を向上させ、滞在者数の増加と滞在時間の増加につなげる。令和7年度には実証事業を行い、令和8年度から具体化に必要な調査や基本構想を組み立て、令和9年度以降に整備を実施する。 【令和8年度実施事業】 ・床板安全点検及び耐荷力調査（河川に掛かる床板の安全性の確認等） ・整備に関する基本計画作成業務		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		

【目標指標】	低未利用地面積		
【活性化に資する理由】	当該場所を整備することにより、市民や市外の人の憩いの場や交流スペースとなり、来街者の増加に資する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業、中心市街地再活性化特別対策事業《調整中》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

- b. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

③ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】4-3 【事業名】浜松城公園(鹿谷地区)整備事業/ (3)

【事業実施時期】	～令和 8 年度		
【実施主体】	浜松市（公園課）		
【事業内容】	浜松城公園の鹿谷地区について公園整備を行い、隣接する茶室や児童プール等への動線を考慮した園路や広場を設置する。また、防災上の安全を確保しながら既存の樹木は可能な範囲で保全し、花木等を新たに植栽することで、四季を感じられるよう整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出、来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、公共施設利用者数		
【活性化に資する理由】	隣接する茶室や児童プール等への動線を考慮した園路や広場を設置したり、四季を感じられるように整備したりすることにより、市民や市外の人の憩いの場の確保に繋がり、暮らしやすいまちづくりに資する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）《調整済》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業番号】4-4 【事業名】都市計画道路植松伊左地線整備事業/ (3)

【事業実施時期】	平成 22 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	浜松市（道路企画課）		
【事業内容】	都市計画道路植松伊左地線は、東西方向の骨格を形成する幹線道路である。当該事業区間は、浜松市総合交通計画に位置付けられた環状 1 号線の一部を担うことから、道路の拡幅を実施することにより交通の整流化を図るものである。また、浜松中部学園、遠州病院などが位置し、通学・通院等による歩行者や自動車交通が多いため、歩道の設置を実施することにより、交通安全の確保を図るものである。さらに、浜松市地域防災計画において、緊急時の幹線避難路に指定されており、防災上重要な路線であることから、当該区間の拡幅に合わせ無電柱化を実施する		

ことにより、災害時における避難経路の確保を図るものである。			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	中心市街地内の道路空間やネットワークの再構築により、徒歩や自転車による安心・安全な都市空間の形成に繋がり、まちなかへの来街の増加に資する。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業費補助《調整済》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	国土交通省

【事業番号】4-5 【事業名】国道 257 号整備事業/ (3)

【事業実施時期】	平成 19 年度～
【実施主体】	浜松市（道路企画課）
【事業内容】	<p>国道 257 号は本市の主要幹線であり、第 2 次緊急輸送路にも指定されている。また、当該箇所は都心環状線の一部を構成している。</p> <p>本事業では、道路拡幅や電線類の地中化により、円滑な交通や災害に強いネットワークの確保を図る。また、整備による都心への通過交通の流入抑制や安全な歩行空間の確保、交差点の平面横断化等により、誰もが快適に移動・回遊しやすいみちづくりを推進する。</p> <p>東側の拡幅（～R8）を実施し、西側の拡幅（同 R9～）を予定</p>

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	道路の拡幅や無電柱化を実施することは誰もが快適に移動・回遊しやすい暮らしやすい都心生活空間の創出や安心・安全な生活空間の形成に繋がり、まちなかへの来街の増加に資する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	国土交通省

【事業番号】4-6 【事業名】都市計画道路砂山寺島線整備事業/ (3)

【事業実施時期】	令和 5 年度～
【実施主体】	浜松市（道路企画課）
【事業内容】	<p>都市計画道路砂山寺島線は、浜松駅南部に位置する幹線道路である。本路線はJR 浜松駅に近接し、浜松駅へアクセスする車両が多い区間であるが、現況の交差点に右折車線が無く、渋滞が著しい箇所であるため、道路の拡幅を実施することにより、交通の整流化を図るものである。</p> <p>また、駅や商業施設を利用する歩行者及び自転車が多く通行する道路であるため、歩道の設置を実施することにより、交通安全の確保を図るものである。</p> <p>さらに、沿線に電柱が立ち並んでおり、災害時における電柱倒壊により、緊急車両等の通行に支障をきたす恐れがある。このため、無電柱化を実施すること</p>

	により、災害時における避難経路の確保を図るものである。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	道路の拡幅や無電柱化を実施することは誰もが快適に移動・回遊しやすい暮らしやすい都心生活空間の創出や安心・安全な生活空間の形成に繋がり、まちなかへの来街の増加に資する。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業費補助《調整済》		
【支援措置実施時期】	令和8年度～	【支援主体】	国土交通省

【事業番号】4-7 【事業名】浜松市市街地再開発事業費補助金交付要綱に基づく支援事業/ (3)

【事業実施時期】	未定		
【実施主体】	浜松市（市街地整備課）		
【事業内容】	再開発促進地区の再生を図るため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新及び市街地環境の整備改善等を図る市街地再開発事業並びに優良建築物等整備事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものである。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	低未利用地面積		
【活性化に資する理由】	当該事業の実施により、快適な都市環境を整備することは暮らしを豊かにすることに資するとともに、まちなかへの来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業《未調整》、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、優良建築物等整備事業）《未調整》、防災・安全交付金（都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、優良建築物等整備事業）《未調整》		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	国土交通省

【事業番号】4-8 【事業名】市街地再開発事業に関する公共施設管理者負担金による支援事業/ (3)

【事業実施時期】	未定
【実施主体】	浜松市（市街地整備課）
【事業内容】	市街地再開発事業の施行により整備される重要な公共施設（都市計画道路）の整備に要する費用の全部又は一部を公共施設管理者負担金として、事業者に支出し支援するものである。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上
【目標指標】	低未利用地面積
【活性化に資する理由】	当該事業の実施により、快適な都市環境を整備することは暮らしを豊かにすることに資するとともに、まちなかへの来街者の増加に資する。

【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）《未調整》、防災・安全交付金（道路事業）《未調整》		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	国土交通省

④ 国の支援がないその他の事業

【事業番号】4-9 【事業名】花壇等拠点整備事業/ (4)

【事業実施時期】	未定		
【実施主体】	浜松市（緑政課）		
【事業内容】	中心市街地に拠点となる花壇等を配置、整備する。 市民や来街者へ、四季折々の豊かな花飾りで快適な都市環境を提供するとともに、専門家による品質の高い花飾りを実施し、花と緑のまちづくりを推進する意識向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、（参考指標）中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	四季折々の豊かな花飾りで快適な都市環境を創出することは暮らしを豊かにすることに資するとともに、まちなかへの来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】4-10 【事業名】モザイカルチャー作品維持管理事業/ (4)

【事業実施時期】	未定		
【実施主体】	浜松市（緑政課）		
【事業内容】	JR 浜松駅前に展示しているモザイカルチャー作品の維持、管理を通じて、快適な都心環境を創出するとともに、モザイカルチャーという新しい文化の定着に取り組む「創造都市・浜松」を広く国内外に発信していく。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、（参考指標）中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	快適な都市環境を創出することは暮らしを豊かにすることに資するとともに、まちなかへの来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

① 現状分析

本市の中心部には、静岡文化芸術大学などの教育施設や図書館、美術館、楽器博物館、科学館、クリエート浜松などの文化施設が数多く立地し、また、アクトシティは本格的なオペラから産業展示に至るまで、複合的な機能を有するほか、鴨江アートセンターのような多くのクリエイターが集い、クリエイティブな活動を支える施設も立地する。

加えて、計画区域内には遠州病院を始めとした医療機関が集積し、浜松市はもとより静岡県西部地域の一大拠点を形成している。また、浜松こども館やいきいきプラザ中央といった福祉施設も整備されている。

さらに、浜松調理菓子専門学校の中心市街地への移転が計画されるなど、今後も都市福利施設の基盤整備が進むことで、市民が安全・安心に過ごし、交流する拠点が形成されることが期待される。

② 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地の活性化には、商業、業務機能のみならず、居住者の利便性向上の視点から、教育文化施設や医療施設など、多様な都市機能の集積を図ることが求められる。これら福利施設の整備充実は、交流人口の拡大など賑わいの創出にも寄与するものである。

新たに移転する浜松調理菓子専門学校を中心に「フードパーク」を形成し、中心市街地における新たな食文化と賑わいを創出する。

一方、既存施設の中には老朽化が進んでいるものもあるため、必要に応じて保全・更新を図るなど適切に維持管理することで、都市福利施設の機能維持・充実を図る。

[2] 具体的事業の内容

① 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置

a. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業番号】5-1 【事業名】アクトシティ浜松施設整備事業/ (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（創造都市・文化振興課）		
【事業内容】	「音楽の都づくり」の拠点施設である当該施設については、平成 6 年の建設から 29 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。修繕計画に基づき改修工事を行うことにより施設の安全かつ適切な運営を維持し、施設の利用を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数、		
【活性化に資する理由】	市民の文化芸術活動の拠点であるアクトシティ浜松の改修工事を行うことで、音楽・文化の交流、産業・技術の交流拠点となり、市内外からの来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業（調整中）		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	総務省

【事業番号】5-2 【事業名】新美術館整備事業/ (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	浜松市（美術館）		
【事業内容】	当該施設は浜松城公園内にあり、浜松ゆかりの作家や作品を紹介する展覧会等を開催している。開館から 54 年が経過し、施設や設備が時代のニーズにマッチしていない状況である。既存施設には常設展示室がなく 7,000 点超の優れた館蔵品を鑑賞する機会が少ないとから、施設の拡充や施設利用者増に向けて新たな美術館を建設することを検討している。新美術館の在り方、コンセプトを整理するほか、望ましい整備地や必要となる規模・機能等の検討を含めた基本構想の策定を予定している。 【計画】令和 8 年度基本構想策定、 令和 9 年度以降、整備地決定、基本計画策定及び基本設計実施		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、		
【活性化に資する理由】	現在の美術館を運営するとともに、新たな美術館の建設予定を中心市街地にて検討することは中心市街地への来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業（調整中）、中心市街地再活性化特別対策事業（調		

整中)			
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
[その他特記事項]	区域内		

b. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

③ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

④ 国の支援がないその他の事業

【事業番号】5-3 【事業名】アクトシティ浜松管理運営事業/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度
【実施主体】	浜松市（創造都市・文化振興課）
【事業内容】	「音楽の都づくり」の拠点施設である当該施設を効果的に活用する。 文化的価値と市民需要の両側面を満たした多くの芸術文化事業を展開することは共創する都心（まち）づくり、魅せる都心（まち）づくりを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	市民の文化芸術活動の拠点であるアクトシティ浜松の管理を行うことで、市の文化事業の推進等を図り、創造都市・浜松としての顔にふさわしいまちづくりに資する。 当施設を貸し出すことにより、音楽・文化の交流、産業・技術の交流拠点となり、市内外からの来街者が増加するもの。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】5-4 【事業名】浜松市楽器博物館管理運営事業/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度
【実施主体】	浜松市（創造都市・文化振興課）
【事業内容】	当該施設の管理・運営を行う。 当該施設の基本方針である「楽器収集・保存・調査・展示と音楽文化の向上」、「音楽の都づくり」、「世界都市浜松としての情報発信と音楽文化への貢献」に寄与する事業を実施することは、共創する都心（まち）づくり、魅せる都心（まち）づくりを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上
------	---------------

【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	古楽器の収集・展示を中心に、展示楽器を紹介する企画展や講座、レクチャーコンサート等を実施することにより、音楽・文化の交流、産業・技術の交流拠点となり、市内外からの来街者が増加するもの。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】5-5 【事業名】鴨江アートセンター管理運営事業/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（創造都市・文化振興課）		
【事業内容】	文化芸術の創造、発信、交流の場として市民に広く開かれたアートの拠点施設として管理、運営するとともに、アーティスト・イン・レジデンス事業を実施する。クリエイター等の多くの方々に活用され、中心市街地における新たな芸術、文化が発信されることは、共創する都心（まち）づくり、魅せる都心（まち）づくりを目指とする中心市街地の活性化に資する事業である。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数		
【活性化に資する理由】	文化、クリエイティブな人材の活動など、多様な交流の場を創出し、中心市街地をフィールドとする市民活動やコミュニティが増進する都心の新たな価値づくりに資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】5-6 【事業名】浜松こども館管理運営事業/ (3)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（こども若者政策課）		
【事業内容】	浜松の特色を生かした遊びを通じた多様な社会・文化体験と交流機会の提供を目的に、遊び・創造・展示が体験できる文化施設として、年齢の異なる子どもたちが幅広く交流できる機会を提供し、児童の健全育成を図るとともに、子育て支援機能を持った複合施設を管理運営する。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出、来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、公共施設利用者数		
【活性化に資する理由】	浜松の特色を生かした遊び・創造・展示が体験できる文化施設として、子どもたちが幅広く交流できる機会を創出することや子育て支援機能を提供することで、地域子育て拠点として中心市街地への来街者の向上に資する。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金《調整済》、重層的支援体制整備事業交付金《調整済》	【支援主体】	-

【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	こども家庭庁、 厚生労働省
------------	---	--------	------------------

【事業番号】5-7 【事業名】子育て支援ひろば事業/ (4)

【事業実施時期】	～令和8年度(令和9年度以降は未定)
【実施主体】	浜松市（子育て支援課）
【事業内容】	概ね3歳未満の乳幼児及びその保護者が気軽に立ち寄ることのできる場を提供し、育児相談・遊びの指導等を行い、安心して子育てができる環境を整備する。地域の子育て支援の充実を図り、中心市街地における暮らしやすい住環境を整えることは、魅せる都心（まち）づくりを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、地域子育て支援拠点として、子ども連れの家族が安心して、まちなかに訪れる環境を整えることにより、来街者の回遊促進につながるほか、子育て世帯のコミュニティ形成の場や相談等の機会の創出となり、暮らしやすいまちに資する。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金《調整済》		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	厚生労働省

【事業番号】5-8 【事業名】浜松調理菓子専門学校 新校舎移転/ (4)

【事業実施時期】	令和9年度～		
【実施主体】	浜松調理菓子専門学校		
【事業内容】	2027年（令和9年）4月に、北寺島町に新校舎へ移転を計画しており、新校舎は、学校と言う位置づけだけでなく、誰でも気軽に立ち寄れる”フードパーク”としての機能をもつ。フードパークでは、学生が使用しない休日の165日を活用し、校舎を開放するとともに地域住民と浜松の「食」に関する講座を開設するなど地域との交流を通じて豊かな食文化の発展に寄与する。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	中心市街地に校舎を移転することにより、若者の来街が増えるとともに、フードパークを展開することにより地域住民をはじめとする市民の交流拠点として、中心市街地への来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

6. 公営住宅などを整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

① 現状分析

本市市全域では、人口は減少傾向にあるが、中心市街地の人口は増加傾向ある。民間事業者によるマンション建設の動向も確認されていることから、マンション供給に伴う市内外からの中心市街地への住み替えなど、まちなか居住の推進に向けた取組は一定の効果がみられる。

② 街なかの居住の推進の必要性

今後、人口減少を前提とした社会の中で、中心市街地が持続・発展し、多くの人で賑わうためには、継続した住宅供給を図ることで、まちなかの居住人口を増やし、維持していく必要がある。また、まちなかでの快適で安全・安心な暮らしを支えるための生活環境の整備や子育てに対する支援など、多様な居住ニーズへの対応を図ることも、まちなか居住を維持・拡大する上で必要である。

[2] 具体的事業の内容

① 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置

a. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業番号】6-1 【事業名】浜松市市街地再開発事業費補助金交付要綱に基づく支援事業/ (2) ①【再掲】

【事業実施時期】	未定		
【実施主体】	浜松市（市街地整備課）		
【事業内容】	再開発促進地区の再生を図るため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新及び市街地環境の整備改善等を図る市街地再開発事業並びに優良建築物等整備事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものである。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	低未利用地面積		
【活性化に資する理由】	当該事業の実施により、快適な都市環境を整備することは暮らしを豊かにすることに資するとともに、まちなかへの来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業《未調整》、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、優良建築物等整備事業）《未調整》、防災・安全交付金（都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等、優良建築物等整備事業）《未調整》		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	国土交通省

b. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

③ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

④ 国の支援がないその他の事業

【事業番号】6-2 【事業名】都市計画道路砂山寺島線整備事業/ (3) 【再掲】

【事業実施時期】	令和 5 年度～
【実施主体】	浜松市（道路企画課）
【事業内容】	都市計画道路砂山寺島線は、浜松駅南部に位置する幹線道路である。本路線はJR 浜松駅に近接し、浜松駅へアクセスする車両が多い区間であるが、現況の交差点に右折車線が無く、渋滞が著しい箇所であるため、道路の拡幅を実施することにより、交通の整流化を図るものである。 また、駅や商業施設を利用する歩行者及び自転車が多く通行する道路であるため、歩道の設置を実施することにより、交通安全の確保を図るものである。

	さらに、沿線に電柱が立ち並んでおり、災害時における電柱倒壊により、緊急車両等の通行に支障をきたす恐れがある。このため、無電柱化を実施することにより、災害時における避難経路の確保を図るものである。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	道路の拡幅や無電柱化を実施することは誰もが快適に移動・回遊しやすい暮らしやすい都心生活空間の創出や安心・安全な生活空間の形成に繋がり、まちなかへの来街の増加に資する。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業費補助《調整済》		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	国土交通省

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

① 現状分析

三遠南信広域都市圏における広域商圈の中核としての役割が求められている中心市街地であるが、中心市街地の小売販売額は減少の一途を辿り、相対的に市内でのシェアも大きく低下するなど商業基盤の低下が中心市街地の魅力減少の要因となるとともに、低未利用地の増加や空き床数の高止まりなどの要因となっている。

令和5年に実施した市民アンケート調査では、中心市街地に魅力を感じない理由として、「行きたい店が少ない」が突出していることから、商業基盤の強化を図ることで、中心市街地の魅力向上を図ることが求められる。また、新型コロナにより大きく影響を受けた歩行者通行量のうち、休日歩行者通行量はコロナ前の水準まで回復基調にある一方、平日歩行者通行量は回復に向けた足取りは重い状況となっている。ヒアリング等ではショッピングや遊べる場所がより充実することや物販や飲食店等の魅力的な店舗の充実を望む意向が多く挙がった。

② 経済活力の向上の必要性

中心市街地の商業機能の基盤強化と魅力を高めていくため、都心商業の核となる大規模商業施設の立地を支援するとともに、空き店舗を活用した新規出店やリノベーションを活用したエリア価値の向上を継続的に取り組む。また、「音楽のまち」として中心市街地で実施してきた各種イベントを継続するとともに、個店や個別商店街自らが活性化に取り組む事業の支援、公共空間の利活用によるイベント事業を推進し、併せて中心市街地のイベント情報をはじめ様々な魅力発信をおこなうオウンドメディアを展開することで、集客力を向上し、中心市街地の経済活力向上を図る必要がある。

さらに、インキュベーション施設を活用した創業支援をはじめ、スタートアップの創出・育成を図り、中心市街地におけるエコシステムを構築することで、平日の賑わい増加へとつなげていく必要がある。

[2] 具体的事業の内容

① 法に定める特別の措置に関する事業

【事業番号】7-1 【事業名】大規模小売店舗立地法の特例/ (1)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	大規模小売店舗立地法の手続きを簡略化することにより、都心商業の核となる大規模商業施設の進出を支援し、魅力ある商業集積の形成と中心市街地への来街者増加を図る。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	低未利用地面積		
【活性化に資する理由】	大規模小売店舗の迅速な立地を促進し、中心市街地の活性を図ることで、民間投資による中心市街地のエリア価値向上や商業機能の向上に資する事業である。		
【支援措置名】	大規模小売店舗立地法の特例《調整済》		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	経済産業省

② 認定と連携した支援措置

c. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業番号】7-2 【事業名】ハママツ・ジャズ・ウィーク開催事業/ (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（創造都市・文化振興課）		
【事業内容】	当該事業は「まちなかに音楽があり、音楽がまちをつくり出す」ことを目指し、期間中、まちなかの公共施設、街角、公共空間や民間施設（ジャズクラブ等）で気軽にジャズが楽しめるイベントとなっており、市内外から来街者が集う。イベントの開催を通じて、音楽に親しむ機会を提供し「音楽の都・浜松」の都市ブランドを構築することは「「みがく」歴史・文化の継承と活用による魅力の向上」及び「「いどむ」市民協働による新たな価値創出への挑戦」を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上、交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	公共施設利用者数、まちなか公共空間活用数		
【活性化に資する理由】	「まちなかに音楽があり、音楽がまちをつくり出す」ことを目指し、世代を問わず楽しめる「ジャズ」をテーマに官民一体となって企画運営するユニークな地域文化イベントとして 30 年以上実施している。期間中はまちなかの公共施設や民間施設を始め、街全体がジャズ一色で染まるため、中心市街地の活性化に資する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省

[その他特記事項]	区域内
-----------	-----

【事業番号】7-3 【事業名】まちなか(プロムナード)コンサート開催事業/ (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度
【実施主体】	浜松市（創造都市・文化振興課）
【事業内容】	音楽愛好者に、音楽を通じて多くの市民と交流する機会・発表の場を、市民には気軽に音楽を楽しむ機会を提供することで、「音楽の都」という都市ブランドを高めるイベント事業。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上、交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	公共施設利用者数、まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	JR 浜松駅北口広場「キタラ」等を会場に浜松市内の小学生から社会人まで様々な吹奏楽団による野外コンサートを実施することで、中心市街地の活性化に資する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-4 【事業名】浜松国際ピアノコンクール開催事業/ (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（創造都市・文化振興課）		
【事業内容】	アクトシティ浜松を会場として 3 年に一度開催される国際ピアノコンクール。世界各国の新進ピアニストに日頃の研鑽の成果を競い合う機会を与え、その育成を図ることにより、音楽文化の振興と国際交流の推進に寄与するとともに、イベント開催によるにぎわいの創出により中心市街地の交流人口を増加させる。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	本事業は、「音楽の都・浜松」を代表する国際文化事業であり、開催期間中、予選、本選、入賞者披露演奏会等様々なイベントが開催される。音楽文化の国内外への発信と交流を促進し、魅力ある音楽文化の創出に寄与するもの。浜松駅から徒歩圏内であるアクトシティで開催することは、中心市街地の滞在人口、滞在時間の増加につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月 令和 12 年 4 月～令和 13 年 3 月（予定）	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内、事業実施年度のみ		

【事業番号】7-5 【事業名】静岡国際オペラコンクール開催事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度
【実施主体】	静岡国際オペラコンクール実行委員会（浜松市（創造都市・文化振興課）、静岡県、公立大学法人静岡文化芸術大学）
【事業内容】	アクトシティ浜松を会場として 3 年に一度開催される国際オペラコンクール。才能ある若手声楽家を発掘・育成するとともに、オペラを通じた国際交流を推進するなかで、イベント開催によるにぎわい創出により中心市街地の交流人口の拡大を図る。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	本事業は、オペラを通じた国際交流事業であり、音楽文化の国内外への発信と交流を促進し、魅力ある音楽文化の創出に寄与するもの。浜松駅から徒歩圏内であるアクトシティで開催することは、中心市街地の滞在人口、滞在時間の増加につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内、事業実施年度のみ		

【事業番号】7-6 【事業名】浜松吹奏楽大会開催事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（創造都市・文化振興課）		
【事業内容】	当事業は吹奏楽の普及と地域レベルの向上を図るとともに、市民に吹奏楽の素晴らしさや楽しさに触れる機会を提供するために、高等学校吹奏楽部による「全日本高等学校選抜吹奏楽大会」及び全国の中学校と本市中学校吹奏楽団体による「全国中学校交流コンサート」を実施する。浜松市中心市街地に位置し、音楽・産業の文化拠点である「アクトシティ浜松」で開催することで、若者のまちなかへの来街きっかけを醸成し、にぎわいの創出を図る。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	本事業は全国の若者による交流を目的としており、「音楽の都・浜松」の発展につながり中心市街地の来街者数の増加に資する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-7 【事業名】アクトシティオルガンミニコンサート開催事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度
----------	------------------

【実施主体】	浜松市（創造都市・文化振興課）		
【事業内容】	アクトシティ浜松中ホールの付帯設備であるパイプオルガンのミニコンサート等を実施するもの。音楽を身近に親しむ機会を提供するイベントを開催することで、多くの人にアクトシティ中ホールへの来街を促すもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	音楽を身近に親しむ機会を提供するイベントを開催し、多くの人にアクトシティ中ホールへの来街を促すことは、中心市街地の滞在者数、滞在時間の増加に資するもの。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-8 【事業名】 浜松市商店街課題解決事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	商店街の活性化及び商業の振興を図るため、商業者が実施する商店街の課題解決事業（イベント事業、勉強会・セミナー、広告宣伝事業）に対し助成する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出継承		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、新規出店数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、まちなかの商店街活動が活発化されるとともに、商店街の魅力向上に繋がり、中心市街地の来街者数の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	一部区域内		

【事業番号】 7-9 【事業名】 浜松市空き店舗リノベーション事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	中心市街地の活性化及び商業機能の集積、リノベーションまちづくりの推進を図るため、空き店舗へ出店する事業に対し助成する。リノベーション事業や創業支援事業と連携し、リノベーションまちづくりや創業に関するノウハウを身に付けるビジネスプラン作成講座の開催、開店後のフォローアップ（調査）を行い、オウンドメディアにより店舗の魅力を発信する等により、中心市街地への誘客へ繋げると共に商業機能の魅力を高めるもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		

【目標指標】	新規出店数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、魅力的な店舗が立地されることやまちなかの商店街活動が活発化され、中心市街地の来街者数の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	一部区域内		

【事業番号】7-10 【事業名】軽トラはままつ出世市開催事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	軽トラはままつ出世市実行委員会（商工会議所、JAとぴあ浜松、浜松市（産業振興課））		
【事業内容】	<p>浜松市中心市街地の賑わいづくりと 6 次産業化の促進や農商工連携による地場産業の活性化、市民交流、浜松・浜名湖地域の新鮮な食材等の認知度向上を目的として、鍛冶町通りにおいて、軽トラックを利用した『市』を実施するもの。</p> <p>その他、松菱跡地にてキッチンカー販売や、鍛冶町通りではステージイベントを実施し、中心市街地の集客に寄与する。</p> <p>まちなかの商店等との連携、若者（学生）との連携を視野にイベントを組み立てていく。</p>		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出、交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	中心市街地のメインストリートである鍛冶町大通りを歩行者天国とし実施することにより、中心市街地のエリア価値の創造につながり、中心市街地の滞在者数、滞在時間の増加に資するもの。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-11 【事業名】まちなか文化祭事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 8 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	まちなかに若者が集い、新たなにぎわいの創出や若者の創造力と行動力を活かし、まちの活性化を図るため、市内の高校・大学等と連携し、日々の活動成果等を発表するイベントを中心市街地の公共施設や商業施設の活用し、開催する。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上、交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	(参考指標) 中心市街地の滞在者数、まちなか公共空間活用数		

【活性化に資する理由】	当事業は中心市街地の公共施設や商業施設の活用し、開催するものであり、若者の創造力と行動力を活かし、まちの活性化を図ることは中心市街地の滞在者数の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-12 【事業名】中心市街地の情報を発信するオウンドメディアの開設事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	中心市街地を始めとする店舗情報やイベント情報を掲載し、中心市街地の楽しみ方を提案するオウンドメディアを開設・運営することで、中心市街地の魅力を幅広く発信し、来街意欲の向上につなげ、滞在者数を増加させるとともに、滞在時間を増加に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	当事業を実施することにより、魅力的な店舗や中心市街地でのイベント情報を発信し、来街機会の増加に繋げるとともに中心市街地の滞在者数の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他の特記事項】	区域内		

【事業番号】7-13 【事業名】賑わいワークショップ・実証事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 8 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	中心市街地活性化及びまちづくり人材育成を目的とした官民連携の取組として、賑わいワークショップ事業を実施。市や地元企業・団体の若手職員等が協力し、中心市街地の課題を整理し、中心市街地の活性化につながるアイデアを出し合い、持続可能な中心市街地の活性化に向けた具体的な事業提案をする。提案内容に基づきワークショップ参加者をはじめとした中心市街地の関係者と実証事業を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加、居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		
【目標指標】	まちなか公共空間活用数、（参考指標）中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	当事業を実施することにより、まちづくりを担う人材育成を行うとともに中心市街地活性化に向けた実証事業することで、中心市街地の滞在時間の増加に資		

	する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他の特記事項】	区域内		

【事業番号】7-14 【事業名】出世の街 浜松 家康公祭り開催事業/（2）①

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	浜松市（観光・シティプロモーション課）		
【事業内容】	大河ドラマ「どうする家康」の放送や「家康公騎馬武者行列@浜松まつり」の開催によって大きく高まった「家康公ゆかりの地」としての認知度を定着させ、都市ブランドの確立を目指すとともに、継続した誘客を図るため、イベントを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数		
【活性化に資する理由】	浜松城公園を中心に、家康公の歴史や文化を体験できるイベントなどを実施することにより、中心市街地への誘客に資するもの。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-15 【事業名】浜松まつり事業/（2）①

【事業実施時期】	約 450 年前～		
【実施主体】	浜松市（観光・シティプロモーション課）		
【事業内容】	毎年 5 月 3 日から 5 日の 3 日間にかけて開催される本市を代表する祭り。昼間は中田島の凧揚げ会場を舞台に子どもの誕生を祝う初凧が天高く揚げられ、夜は中心市街地において御殿屋台の引き回しを実施する。本市最大のイベントである浜松まつりの実施期間中は、まちなかの各所でさまざまなイベントが行われ賑わう。本事業を円滑に運営し、観光客を誘致するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	本事業は、市内の 80 以上ある町が浜松市の中心地に集まり、御殿屋台の引き回しを行ったり、まちなかの各所でさまざまなイベントが行われたりし、中心市街地のにぎわいに資する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-16 【事業名】MICE 推進事業/ (2) ①

【事業実施時期】	平成 9 年～
【実施主体】	浜松市（観光・シティプロモーション課）
【事業内容】	浜松地域へのコンベンションの誘致促進を図り、地域経済の活性化と文化の向上を図るもの。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	本市は東京と大阪の 2 大都市のほぼ中間地点であり、交通アクセスがスムーズであることから、中心市街地の地域資源を活かして、国際会議やコーポレートミーティング等を実施することは、来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-17 【事業名】食と農の地域ブランド推進事業/ (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松・浜名湖地域 食×農プロジェクト推進協議会（浜松市（農業水産課）		
【事業内容】	<p>徳川家康にゆかりのある浜松城と浜松城公園周辺で農林水産物・食品の販売や茶事等のイベントを実施することにより浜松パワーフードをはじめとする当地域の食に関する魅力を PR するもの。</p> <p>内容：地元農林水産物・食品の販売や食育体験プログラムの実施、浜松パワーフードの広報等を実施する。販売や食育体験プログラムには生産者等が参加し、来場者との交流を図る。また、外国人旅行者の中でも富裕層向けに「茶の湯の文化」を楽しんでもらうため茶事のプログラムを造成し、市中心部及び周辺への誘客を図る。</p>		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、中心市街地で浜松・浜名湖知育の食文化や農林水産物に触れる機会を創出するため、中心市街地市街地への誘客に資するもの。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-18 【事業名】浜松花と緑の祭/ (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度（毎年 10 月開催予定）		
【実施主体】	浜松市（緑政課）		

【事業内容】	緑化や環境に対する意識高揚を図るとともに、「花と緑のまち・浜松」を広く市民にPRし、また商業者、地域住民との連携を深め、市民協働により中心市街地においてイベントを開催し、中心市街地の活性化を図るもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出、来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	暮らしやすいまちとしての中心市街地の魅力を発信し、来街機会の増加に繋げるとともに中心市街地の滞在者数、滞在時間の増加に資するもの。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-19 【事業名】多文化創造活動促進事業/（2）①

【事業実施時期】	令和8年度～令和12年度		
【実施主体】	浜松市（国際課）		
【事業内容】	<p>外国人市民による文化的・創造的活動の表現の場として「はままつインターナショナルフェスティバル」を浜松市ギャラリーモール・ソラモにおいて開催する他、地域社会で活躍するロールモデルとなる外国人市民の取組を広く発信するセミナー等を行う。</p> <p>当事業は「浜松市多文化共生都市ビジョン」が掲げる「多様性を活かして新たな価値・文化を生み出すまち」を目指す取り組みであり、中心市街地で実施することにより、日本人市民、外国人市民、来街者の交流を図る事業である。</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出、来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	浜松駅近郊の浜松市ギャラリーモール・ソラモで実施することにより、来街機会の増加に繋げるとともに中心市街地の滞在者数、滞在時間の増加に資するもの。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-20 【事業名】建設のしごと体験イベント事業/（2）①

【事業実施時期】	令和8年度～令和12年度		
【実施主体】	浜松市（技術監理課）		
【事業内容】	近年建設業界への就職が減少傾向にあることを受け、子どもたちやその保護者が、普段あまり触れることのない「建設のしごと」に関わる機会を提供し、建設業が子どもたちの将来の就職の選択肢のひとつになるよう「建設のしごと」に親		

	しみ、理解を深めていただくことを目的として「はままつ建設フェスタ」を開催する。 特に、近い将来建設業の担い手となりうる中・高校生が、公共交通機関で来場しやすい浜松城公園東葵広場で行うことで、事業の効果を高めるとともに、中心市街地への回遊を促すもの。
--	---

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出、来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、公共施設利用者数		
【活性化に資する理由】	浜松城公園東葵広場で実施することにより、来街機会の増加に繋げるとともに中心市街地の滞在者数、滞在時間の増加に資するもの。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-21 【事業名】スタートアップ成長支援事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 4 年度～		
【実施主体】	浜松市（スタートアップ推進課）		
【事業内容】	<p>第 2 期浜松市スタートアップ戦略に基づき、スタートアップが生まれ、集まり、地域と共に育つエコシステムの構築にむけて、スタートアップ等に対して事業成長のステージに応じた育成プログラムや専門家の相談等のきめ細やかな支援を実施することにより、スタートアップの成長を促進する。</p> <p>1 スタートアップ総合相談窓口</p> <p>2 スタートアップ育成プログラム</p> <p>3 スタートアップ・エコシステムクラブ開催</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			

【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	本支援事業を実施することにより中心市街地への業務機能の集積を促すことや雇用の創出につながるとともに、支援の拠点である FUSE 等での育成プログラムやイベントの開催によって来街者の増加につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-22 【事業名】次世代スタートアップ育成事業/（2）①

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	浜松市（スタートアップ推進課）		
【事業内容】	第 2 期浜松市スタートアップ戦略に基づき、スタートアップが生まれ、集まり、		

	<p>地域と共に育つエコシステムの構築にむけて、大学生、専門学校生、高校生等のコミュニティを形成するとともに、育成プログラムを実施することにより、浜松地域の次世代を担うスタートアップ経営者やアントレプレナーシップに満ちた人材等を育成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学生のためのアントレプレナーシップ醸成コミュニティ 2 トライアルオフィスの管理運営
--	---

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	本支援事業を実施することはコミュニティ拠点「Startup Cross Hamamatsu」が中心市街地にあるため、育成プログラムの開催によって来街者の増加につながる。また将来的には中心市街地への業務機能の集積を促すことや雇用の創出につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
その他特記事項	区域内		

【事業番号】7-23 【事業名】浜松市地域力向上事業 / (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（中央区区振興課）		
【事業内容】	<p>市民協働の手法により、住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し、市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業 2 区民活動・文化振興事業 地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業 3 区課題解決事業 地域の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業 4 協働センター等を核とした地域課題解決事業 支所、協働センター及びふれあいセンターにおいて、地域の課題を解決するため、地域団体等との協働によって実施する事業 		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	本支援事業を実施することは、市民協働による中心市街地の新たな価値の創出及び市民団体等が主催のイベント実施によるにぎわいの創出・交流人口の増加につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		

【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
その他特記事項	区域内		

【事業番号】 7-24 【事業名】 インクルーシブスポーツ環境構築事業 / (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度
【実施主体】	浜松市（スポーツ振興課）
【事業内容】	<p>浜松市スポーツ推進ビジョンに掲げる誰もが身边にスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツ環境が市民の間で文化として定着し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」が相互に機能することで市民の活力が生まれ、にぎわいが創出されているまちを目指すため、中心市街地において「はままつインクルーシブスポーツ連携プラットフォーム」の枠組みの中で以下の事業を実施する。</p> <p>1 交流セミナー開催 2 プラットフォーム共通発信事業 3 プラットフォームまちなか PR 事業</p>

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間活用数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することは、スポーツ等多様な市民活動による中心市街地の新たな価値の創出及びにぎわいの創出に繋がり交流人口の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
その他特記事項	区域内		

【事業番号】 7-25 【事業名】 まちなかスポーツフェスティバル開催事業 / (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度
【実施主体】	まちなかスポーツフェスティバル実行委員会 共催：浜松市（スポーツ振興課）
【事業内容】	中心市街地の公共空間の利活用を促進し、スポーツ等多様な市民活動の場を創出するため、まちなかで多様なスポーツを楽しむ「まちなかスポーツフェスティバル」を開催するもの

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加、来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	まちなか公共空間活用数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することは、スポーツ等多様な市民活動による中心市街地の新たな価値の創出及びにぎわいの創出に繋がり交流人口の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
その他特記事項	区域内		

【事業番号】7-26 【事業名】浜松シティマラソン開催事業/（2）①

【事業実施時期】	令和8年度～令和12年度		
【実施主体】	浜松シティマラソン実行委員会（浜松市（スポーツ振興課））		
【事業内容】	中心市街地の公共空間の利活用を促進し、スポーツ等多様な市民活動の場を創出するため、多くの市民ランナーが浜松の中心市街地を駆け抜ける「浜松シティマラソン」を開催するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間活用数		
【活性化に資する理由】	本事業を開催することは、多くの市外、県外ランナーの参加が期待できることから交流人口の増加とともにぎわいの創出に資する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
その他特記事項	区域内		

d. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】7-27 【事業名】浜松地域スタートアップ連携促進事業/（2）②

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	浜松市（スタートアップ推進課）		
【事業内容】	第2期浜松市スタートアップ戦略に基づき、スタートアップが生まれ、集まり、地域と共に育つエコシステムの構築にむけて、スタートアップと地域企業等の連携に繋がるマッチング環境の整備や連携プロジェクトの支援を実施することにより、社会課題の解決や市民サービスの向上、産業の振興を図る。 1 マッチング環境の整備 2 連携プロジェクト支援		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	本支援事業を実施することでスタートアップや地域企業の活性化により中心市街地への業務機能の集積を促すことや雇用の創出につながるとともに、中心市街地における社会課題の解決や市民サービスの向上につながる。		
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	内閣府-

③ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

④ 国の支援がないその他の事業

【事業番号】7-28 【事業名】浜松市ギャラリーモール管理運営事業/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	遠州鉄道株式会社の提案による「浜松駅前旭・砂山地区再生事業」の具体化に伴い、平成 23 年に浜松市ギャラリーモール条例を制定し、平成 23 年 10 月 1 日から歩行者専用通路兼イベント広場として供用を開始、平成 24 年 4 月から指定管理者制度を導入して維持管理を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	市民の交流を促進し、まちなかのにぎわいを創出する拠点として、整備し、維持管理することにより中心市街地の来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-29 【事業名】新川モール管理運営事業/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	浜松駅周辺部の回遊性を高める新たなにぎわい創出の拠点の場として、また中心市街地の憩いの場所とするため、新川緑地（都市公園）の一部を新たな公共空間として整備。令和 3 年に新川モール条例を制定し、令和 4 年 4 月 1 日から供用を開始、指定管理者制度を導入して維持管理を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	にぎわい創出の拠点の場や中心市街地の憩いの場所として整備し、維持管理することにより中心市街地の来街者の増加に資する事業である。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-30 【事業名】まちなか公共空間利活用事業/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	中心市街地でのイベント等の開催を促し、中心市街地活性化につなげるため、中心市街地活性化に向けた内容であれば、公共空間利用手続きの簡略化・許認可の期間の短縮を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間活用数		

【活性化に資する理由】	中心市街地でのイベント等の開催を促し公共空間利用手続きの簡略化をすることにより共創する都心（まち）づくりに資する事業である。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-31 【事業名】都心業務機能集積促進助成事業/（4）

【事業実施時期】	令和8年度～令和12年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	対象区域内のオフィス賃料を補助し、中心市街地への業務機能の集積を促すもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	中心市街地への業務機能の集積を促すことや雇用の創出につながるもの。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-32 【事業名】リノベーション事業/（4）

【事業実施時期】	令和8年度～令和12年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	中心市街地における空き店舗、空き床等の解消を図るため、中心市街地における事業者の支援やエリアリノベーションの促進、まちづくりの担い手を増やす取り組みを実施し、低未利用地の解消による中心市街地の活性化を図るもの。 1 まちづくりセミナー 2 エリアマネジメントセミナー 3 実践サロン まちなか次事業計画作成セミナー（浜松起業家カフェ運営協議会）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		
【目標指標】	新規出店数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、魅力的な店舗が立地されることや中心市街地への業務機能の集積を促すこと、エリア価値の向上につながり、平日のにぎわい創出に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-33 【事業名】ビルの新增設に係る助成事業/（4）

【事業実施時期】	令和8年度～令和12年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		

【事業内容】	対象区域内に一定規模のオフィスビルを整備し、賃貸用オフィスを提供する事業を行う事業主に対し、ビルの建設費用を補助し、中心市街地への業務機能の集積や雇用の創出を促すもの。令和 8 年度から事業設計やヒアリング調査を実施し、令和 9 年度以降に事業主体へ補助するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	低未利用地面積		
【活性化に資する理由】	市内中心部の賃貸用オフィスが不足していることから、整備費用を補助することにより、雇用の創出につながるもの。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】 7-34 【事業名】 外国人就労支援事業 / (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（労働政策課）		
【事業内容】	<p>地域の産業を担う外国人材を確保するため、外国人労働者が気軽に安心して就労に関する相談ができる環境を整えるとともに、外国人留学生等の優秀な人材が市内企業へ就職することを促進する。</p> <p>1 外国人の雇用・就労に関する相談窓口の設置 『浜松市外国人雇用サポートデスク』を設置し、外国人求職者及び地元企業からの相談やマッチングを実施する。</p> <p>2 外国人留学生等を対象としたメンター相談の実施 外国人メンターが、市内の外国人留学生等を対象に就労・起業・生活等に関する相談や交流会を実施する。</p> <p>3 外国人留学生に対する就職支援の実施 外国人留学生と市内企業とのマッチングイベントを開催する。</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			

【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本支援事業を実施することにより外国人住民の雇用の創出や定住に繋がり、人口の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】 7-35 【事業名】 ICT 企業誘致戦略事業 / (4)

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	浜松市（企業立地推進課）		
【事業内容】	第 2 期はままつ産業イノベーション構想に基づき、ICT 企業を積極的に誘致することで市内の中小企業をはじめとした地域産業の DX 推進を加速し、地域産業の		

	高度化・高付加価値化を支援するとともに、ICT企業の集積により雇用機会の多様化を図り、持続可能な地域産業の発展に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	低未利用地面積		
【活性化に資する理由】	中心市街地への業務機能の集積を促すことや雇用の創出につながるもの。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-36 【事業名】まちなか共通駐車券運営事業/ (4)

【事業実施時期】	平成 29 年度～
【実施主体】	浜松市中央地区駐車場協同組合 浜松まちなかマネジメント株式会社 浜松まちなかにぎわい協議会
【事業内容】	中心市街地内の時間貸し駐車場で利用できる共通駐車券を近隣店舗・消費者等に販売し、店舗利用客等が駐車場を使用した際に利用する。 まちづくり団体、駐車場事業及び商店街との連携によって実施することで来街者の利便性を高め、来街しやすい環境を整える。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出、民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	中心市街地内の各店舗利用の際の利便性向上を図ることで、来街機会の増加および商業機能の維持拡充につなげる。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-37 【事業名】エリアマネジメント広告を活用したイベント支援事業/ (4)

【事業実施時期】	平成 23 年度～
【実施主体】	浜松まちなかマネジメント株式会社
【事業内容】	公共空間を活用した広告事業を展開し、その収益を各種イベントに投下することで、持続的なイベント開催によるにぎわい創出を図る。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、持続可能な資金運用が実現できるとともに、持続的なイベント開催による中心市街地の来街者の増加に資する事業である。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-38 【事業名】まちなかにぎわい支援事業/ (4)

【事業実施時期】	平成 23 年度～
【実施主体】	浜松まちなかマネジメント株式会社
【事業内容】	Any (コワーキング・レンタルスペース) 運営、はままちプラス (ポップアップレンタルスペース) 運営、浜松市ギャラリーモール・ソラモ指定管理事業の実施により中心市街地にて様々な分野でチャレンジしたい事業者を呼び込み支援。事業運営を通じてまちづくり財源を生み出すことに加え、来街者数・交流人口の増加につなげ新たな賑わいを生み出す。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加、民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数、(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、持続可能な資金運用が実現できるとともに、持続的なイベント開催による中心市街地の来街者の増加に資する事業である。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-39 【事業名】若者が考えるまちプロジェクト/ (4)

【事業実施時期】	令和 7 年～
【実施主体】	浜松まちなかにぎわい協議会
【事業内容】	次世代のまちづくりを担う若者の感性を活かした若者参画型まちづくり推進活動。主に大学生や専門学生がプラットにまちづくりに関わることができるプラットフォームを立ち上げ、企業や団体、地域の方々との連携を図りながら進める実践型プロジェクトを開始。活動拠点は Any コミュニティスペース内、ワークショップやミーティングを通じて、実際に企画の実行を目指す。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加、民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数、(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、まちなかに関わる次世代の人材育成や地域をつなぐ新たなハブの創出を目指すとともに若者の中心市街地への来街きっかけの創出を図る。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-40 【事業名】まちなかワクワクアカデミー/ (4)

【事業実施時期】	令和 6 年度～
【実施主体】	浜松まちなかにぎわい協議会
【事業内容】	小学生を対象に地元地域の企業、文化のシビックプライドの醸成、中心市街地へ

	の来街促進を目的として多種多様な体験プログラムを実施。プログラムは企業や地域団体と連携。さらに、まちなか商業施設で使用可能クーポンを提供、消費意欲を高め、まちなか回遊性と経済効果を生み出す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出、来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、子どものシビックプライドの醸成や中心市街地への来街促進に資する事業である。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-
その他特記事項	浜松みらいっこ事業（浜松市労働政策課）との連携により実施		

【事業番号】7-41 【事業名】HAMAMATSU アートでつながるプロジェクト/ (4)

【事業実施時期】	令和 7 年度～		
【実施主体】	浜松アーツ＆クリエイション、浜松まちなかにぎわい協議会		
【事業内容】	アート音楽を基軸としたまちなかにぎわい創出に向けて、団体・商店会・自治会・行政・アーティスト等の横断的な連携図り、新たな取組を展開する。まちなかの空き地や路上、軒先など様々な場所を舞台とし、アーティストに活動発信・発表の機会を創出するとともにまちなかの賑わい創出に繋げる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、エリア価値の向上を図り、中心市街地への来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-42 【事業名】いきいき健康フェスタ/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松商工会議所		
【事業内容】	静岡県・浜松市・協会けんぽ静岡支部と浜松商工会議所健康・医療・福祉部会で実行委員会を組織し、浜松地域の健康を推進するヘルスケアイベント。健康寿命や健康経営の取り組みを普及する目的で浜松市ギャラリーモール・ソラモにて病院、歯科医院、整体、介護、スポーツ施設など 33 のブース出店の他、ステージイベントやスタンプラリーを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出		
【目標指標】	中心市街地の居住人口		

【活性化に資する理由】	本事業は、地域の健康増進を目的とした大規模ヘルスケイイベントであり、浜松市ギャラリーモール・ソラモで実施することにより中心市街地の来街者の増加に資する事業である。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-
【その他特記事項】	浜松市（ウェルネス推進事業本部）共催事業		

【事業番号】7-43 【事業名】浜松サザンクロスほしの市/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松サザンクロスほしの市実行委員会		
【事業内容】	JR 浜松駅南口から徒歩 3 分の立地にある砂山銀座サザンクロス商店街にてサザンクロス商店街のエリア価値や魅力を知ってもらうことを目的にこだわりの食と暮らしを集めたマーケットを開催する。（毎月第 2 日曜日）		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	居住人口の増加・維持、経済活動の活性化・雇用の創出、来街者の増加、回遊性の向上		
【目標指標】	中心市街地の居住人口、（参考指標）中心市街地の滞在者数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、中心市街地への来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-44 【事業名】アクト通りふれあいデイ/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	アクト通り利活用事業実行委員会		
【事業内容】	アクト通りにて、地域住民の交流を促進し、アクト通りや中心市街地のにぎわい創出を目的として、地域農産物や特産品を販売、PR するコミュニティイベント「アクト通りふれあいデイ」を開催する。（毎月 1 回）		

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	交流人口・コミュニティ活動の増加、若者世代が参画する活動の増加		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、まちづくりに取り組む市民や地域住民の交流を図り、中心市街地の新たな価値創出に繋がるとともに、中心市街地への来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

【事業番号】7-45 【事業名】浜松駅北口地下広場利用事業/ (4)

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松駅北口地下広場等利用活性会		

【事業内容】	まちなかの公共空間を利活用し、中心市街地の活性化やまちなかのにぎわいを創出するため、単独イベントのほか、イベントのPR会場・サブ会場としての利用や物販・飲食店の出店などの利用に対して、浜松駅北口地下広場の貸出を行っている。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	「いどむ」市民協働による新たな価値創出への挑戦		
【目標指標】	まちなか公共空間利活用数		
【活性化に資する理由】	本事業を実施することにより、中心市街地への来街者の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一緒に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

① 現状分析

市民アンケート調査より、中心市街地へのアクセスは自家用車が大半を占めているが、高齢化の進展等に伴い、世帯あたりの乗用車保有台数は減少傾向にある。

中心市街地の魅力を高め、活性化するために必要な取組として、市民アンケートではバス鉄道を利用した利便性の向上が一定の割合を占めている。今後、大学等の中心市街地への移転が計画されていることから、自動車に依らない中心市街地へのアクセスに対するニーズが高まることが見込まれる。

一方、中心市街地の駐車場は小規模区画の駐車場が増加し、駐車場の散在や土地利用の細分化が進む懸念があることから、その抑制を図ることも求められる。

② 公共交通機関の利便性の増進の必要性

中心市街地の賑わいを増加させるためには、公共交通機関や自転車の利便性向上を図り、自動車以外での来街者を増やす必要がある。今後、高齢化や大学等の移転により、公共交通機関や自転車による中心市街地へのアクセスのニーズが高まることが見込まれることから、その利便性を向上し、利用促進を図ることが必要である。

また、渋滞解消のための道路基盤の整備及び駐車場対策を併せて行うことで、中心市街地内への自動車の流入を抑制し、回遊性を高めることも求められる。人流や土地利用などの現況を把握した上で取り組むことが、その効果を高める上でも必要である。

[2] 具体的事業の内容

① 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置

a. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業番号】8-1 【事業名】道路放置自転車等防止事業/ (2) ②

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度（過年度より継続して実施）
【実施主体】	浜松市（道路保全課）
【事業内容】	道路への放置自転車は、車いすやベビーカーを含む歩行者の通行を阻害するとともに、景観の悪化による中心市街地の魅力の低下、発災時の来街者の避難、救命活動の妨げとなるため、放置自転車等によって生じる問題点や駐車マナーを SNS 等により広く啓発するとともに、巡回により路上へ自転車を放置しようとしている自転車利用者に対し移動の命令を行い、移動しない場合は放置自転車等の撤去を行うことで居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を図る事業。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	（参考指標）中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	巡回により路上へ自転車を放置しようとしている自転車利用者に対し移動の命令を行い、移動しない場合は放置自転車等の撤去を行うことは、暮らしやすい都心生活空間の創出や安心・安全な生活空間の形成に繋がり、多世代の市民が暮らしやすいまちに資するとともに、中心市街地の滞在時間の増加に資する。		
【支援措置名】	中心市街地ソフト事業《未調整》		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】8-2 【事業名】中心市街地活性化施策調査研究事業/ (2) ①

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	浜松市（産業振興課）		
【事業内容】	中心市街地の基礎調査として、以下の調査事業を実施する。 1 人流データ調査 GPS 等で収集された人流データ（滞在人口（15 分以上滞留）データ、その他取得可能な属性データ（性別、年代、居住地等）一覧表）を取得する。また、イベント時の回遊性調査として、中心市街地の来訪者回遊状況がわかる OD データまたは移動軌跡データを活用し分析する。 2 土地利用の現況把握調査 中心市街地の空き地、平面駐車場等を地図上に整理し、土地利用の現状を把握する。 3 オフィスマーケットの現況把握調査		

	中心市街地におけるオフィスの空室率等を調査し、オフィスマーケットの現況を把握する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来街者の増加、回遊性の向上、民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	(参考指標) 中心市街地の滞在者数、(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	本調査の実施により、中心市街地の来訪者回遊状況がわかるとともに、中心市街地の滞在者数、中心市街地の滞在時間の増加に資する施策の検討につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省

b. 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

③ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】8-3 【事業名】鉄道駅バリアフリー化設備整備費助成事業 / (3)

【事業実施時期】	令和 6～8 年度		
【実施主体】	浜松市（交通政策課）		
【事業内容】	交通事業者の実施する鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に要する経費の一部を、国と地方公共団体が協調して補助することにより、誰もが利用しやすい鉄道駅を実現し、利用者の利便性、安全性の向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	(参考指標) 中心市街地の滞在時間		
【活性化に資する理由】	都心生活空間の創出による暮らしやすいまちを実現し、中心市街地の居住人口の確保に資する。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金《調整済》		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	国土交通省

【事業番号】8-4 【事業名】鉄道施設耐震対策助成事業 / (3)

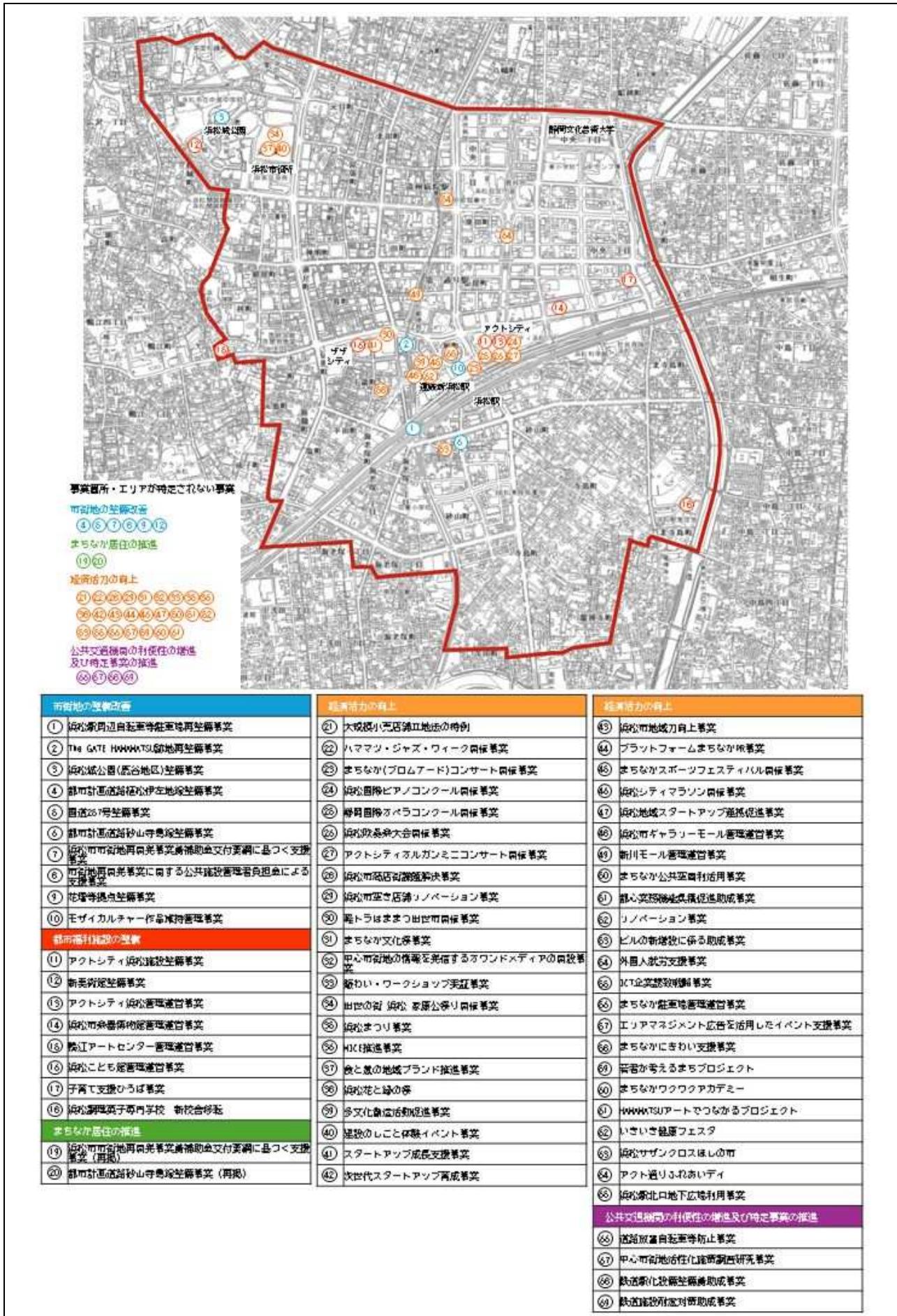
【事業実施時期】	令和 6～10 年度		
【実施主体】	浜松市（交通政策課）		
【事業内容】	交通事業者が実施する鉄道耐震化整備事業に対して、補助金を執行することにより、今後発生が予想されている大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行うことにより、列車の安全運行並びに鉄道利用者の安全確保を図る取組みを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	(参考指標) 中心市街地の滞在時間		

【活性化に資する理由】	都心生活空間の創出による暮らしやすいまちを実現し、中心市街地の居住人口の確保に資する。		
【支援措置名】	鉄道施設総合安全対策事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和 6～10 年度	【支援主体】	国土交通省

④ 国の支援がないその他の事業

該当なし

■ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 本市の推進体制の整備等

① 中心市街地活性化を総括する組織

本市では、産業部産業振興課を事務局に、市長を委員長とした庁内部局長により構成される中心市街地活性化委員会にて計画の推進を統括している。

中心市街地活性化委員会

- ・ 市長を委員長とした庁内部局長による協議組織（事務局 | 産業振興課）
- ・ 庁内各部局が情報を共有し、連携しながら総合的に取り組みことで、実効性のある計画を策定する

幹事会・検討部会

- ・ 庁内関係課による協議組織
- ・ 中心市街地活性化ビジョン及び中心市街地活性化基本計画の策定に向けた登載事業の検討等を実施
- ・ 庁内関係課
企画課、創造都市・文化振興課、スポーツ振興課、こども若者政策課、産業振興課、企業立地推進課、スタートアップ推進課、観光・シティプロモーション課、都市計画課、交通政策課、市街地整備課、公園課、道路企画課

② 庁内検討会議

a. 中心市街地活性化委員会

役職	職名	
委員長	市長	
副委員長	副市長	
委員	教育長	都市整備部長
	技術統括監	土木部長
	政策補佐官	ウエルネス推進事業本部長
	危機管理監	中央区長
	企画調整部長	学校教育部長
	デジタル・スマートシティ推進部長	財務部税務担当部長
	総務部長	市民部文化振興担当部長
	財務部長	市民部スポーツ振興担当部長
	市民部長	健康福祉部医療担当部長
	健康福祉部長	産業部スタートアップ推進担当部長
	保健所長	産業部観光・ブランド振興担当部長
	こども家庭部長	産業部カーボンニュートラル推進担当部長

	環境部長	産業部農林水産担当部長
	産業部長	都市整備部花みどり担当部長

■ 中心市街地活性化委員会の開催状況

年月日	内容
令和 6 年 6 月 11 日	浜松市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和 7 年 3 月 16 日	基本計画の策定、進捗報告、原案書の作成について
令和 7 年 12 月 11 日	基本計画：本申請 ビジョン：策定（案）、パブリックコメントの実施について（予定）

b. 中心市街地活性化幹事会及び検討部会

幹事会	検討部会
企画調整部企画課長	企画調整部企画課 副主幹
市民部創造都市・文化振興課長	市民部創造都市・文化振興課 副主幹
市民部スポーツ振興課長	市民部スポーツ振興課 副主幹
こども家庭部こども若者政策課長	こども家庭部こども若者政策課 主幹
産業部産業振興課商業振興担当課長	産業部産業振興課 副主幹
産業部企業立地推進課長	産業部企業立地推進課 副主幹
産業部スタートアップ推進課長	産業部スタートアップ推進課 副主幹
産業部観光・シティプロモーション課長	産業部観光・シティプロモーション課 副主幹
都市整備部都市計画課長	都市整備部都市計画課 副技監
都市整備部交通政策課長	都市整備部交通政策課 主幹
都市整備部市街地整備課長	都市整備部市街地整備課 副技監
都市整備部緑政課長	都市整備部緑政課 副技監
土木部道路企画課長	土木部道路企画課 技監

■ 中心市街地活性化幹事会及び検討部会の開催状況

年月日	内容
令和 6 年 8 月 27 日	中心市街地活性化幹事会（第 1 回）及び検討部会（第 1 回） 中心市街地活性化基本計画、中心市街地活性化ビジョンについて
令和 6 年 9 月 20 日	検討部会（第 2 回） 基本的な方針、中心市街地に係る課題や必要な視点、エリア設定について、The GATE HAMAMATSU 跡地活用（協議）
令和 6 年 11 月 15 日	検討部会（第 3 回） 進捗報告及びスケジュール、前回計画の検証、現状分析、課題抽出、 基本的な方針・目標・目標指標
令和 6 年 12 月 6 日	検討部会（第 4 回）

	進捗報告、前計画の主要事業、主要事業（案）、事業一覧（案） ビジョン策定：中心市街地における各課の方向性（計画や方針など）
令和 7 年 1 月 31 日	検討部会（第 5 回） 計画原案書について、中心市街地関連事業について ビジョン策定：スケジュール、ビジョン記載項目について
令和 7 年 2 月 25 日	中心市街地活性化幹事会（第 2 回） 基本計画の策定、進捗報告、原案書の作成について
令和 7 年 5 月 16 日	検討部会（第 6 回） 進捗報告等、素案内容調整、具体的な施策の検討 ビジョン策定：ミッション、ビジョンについて、ビジョン骨子の検討
令和 7 年 6 月 13 日	検討部会（第 7 回） 国ヒアリング実施報告、素案内容調整 ビジョン策定：バリュー、ビジュアル化について
令和 7 年 8 月 27 日	中心市街地活性化幹事会（第 3 回） ビジョンの策定 計画：基本方針の見直しについて、主要事業について、素案内容確認
令和 7 年 9 月 2 日	検討部会（第 8 回） 基本方針の見直しについて、素案内容確認 ビジョン策定：ビジョン案の共有、イラスト案の検討
令和 7 年 11 月 12 日	検討部会（第 9 回）※書面開催 基本計画：計画案の確認 ビジョン策定：ビジョンイラスト（案）の確認

③ 浜松市議会における審議

年月日	内容
令和 6 年 6 月 11 日	浜松市中心市街地活性化基本計画及び中心市街地活性化ビジョンの策定について（実施、スケジュール、推進体制等）
令和 7 年 3 月 25 日	中心市街地活性化基本計画及び中心市街地活性化ビジョンの策定について（協議内容等の進捗報告）
令和 7 年 12 月 12 日	基本計画：本申請 ビジョン：策定（案）、パブリックコメントの実施について（予定）

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

本市では、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項に定める中心市街地活性化協議会は設置されていないものの、浜松商工会議所、地元企業が出資した民間のまちづくり会社である浜松まちなかマネジメント株式会社、浜松商店界連盟、浜松市等が構成員となっている任意団体「浜松まちなかにぎわい協議会」が中心市街地活性化協議会に準ずる組織として活動をおこなっている。

① 浜松まちなかにぎわい協議会開催状況

年月日	議題
令和6年7月11日	総会（理事会（第1回））
令和6年10月22日	推進部会（第1回）
令和6年10月31日	幹事会（第1回）
令和6年11月21日	推進部会（第2回）
令和6年12月16日	理事会（第2回）
令和6年12月19日	推進部会（第3回）
令和7年2月20日	推進部会（第4回）
令和7年3月11日	幹事会（第2回）
令和7年5月22日	推進部会（第5回）
令和7年6月26日	推進部会（第6回）
令和7年7月10日	総会（理事会（第2回））
令和7年9月18日	推進部会（第7回）
令和7年10月23日	幹事会（第3回）
令和7年11月20日	推進部会（第8回）
令和7年12月11日	理事会（第3回）

② 法第15条各項の規定に適合していること

項・号	内容
第1項第1号	<p>当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、一般財団法人浜松まちづくり公社を構成員としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>浜松市告示第296号</p> <p>中心市街地活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成19年4月13日</p> <p>浜松市長 北脇 保之</p> <p>1 中心市街地整備推進機構の名称 財団法人浜松まちづくり公社</p> <p>2 中心市街地整備推進機構の住所 静岡県浜松市中区中央一丁目13番3号</p> <p>3 中心市街地整備推進機構の事務所の所在地 静岡県浜松市中区中央一丁目13番3号</p> </div>
第1項第2号	当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、浜松商工会議所を構成員としている。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

① 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

a. 統計的データの客観的な把握・分析

本市における人口、商業、土地利用等に関する統計データ等の把握・分析をおこない、「1.2 中心市街地活性化の課題」、「2.3 中心市街地の要件に適合していることの説明」に記載している。

b. 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

令和5年度ならびに令和6年度に実施した中心市街地活性化に関する市民アンケート調査にて、地域住民のニーズの把握・分析をおこない、「1.1 これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」に記載している。

c. 過年度の取組の把握・分析

平成27年4月に策定した「浜松市中心市街地活性化基本計画」ならびに令和2年度に策定した「中心市街地活性化の方針」にもとづく事業等の実施状況や前計画の数値目標の達成状況の評価をおこない、「1.1 これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」に記載している。

② 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

■自治会及び商店会向けタウンミーティング

年月日	内容
令和6年11月1日	有楽街商店街振興組合
令和6年11月1日	事業協同組合浜松ショッピングセンター
令和6年11月7日	肴町発展会
令和6年11月8日	後道繁栄会連合会
令和6年11月11日	中央地区自治会連合会
令和6年11月20日	砂山銀座サザンクロス商店会
令和6年11月20日	アクト地区自治会連合会
令和6年11月20日	駅南地区自治会連合会
令和7年3月26日	中央地区自治会連合会
令和7年4月3日	田町南仲通り発展会・後道繁栄会連合会・板屋町繁盛会
令和7年4月15日	浜松商店界連盟
令和7年4月23日	アクト地区自治会連合会
令和7年6月1日	駅南地区自治会連合会
令和7年6月2日	肴町発展会
令和7年6月9日	池町繁栄会

合計 15回 参加者 94名

■浜松市中心市街地活性化セミナーの実施

開催日	令和 6 年 12 月 5 日（木）	
内容	中心市街地活性化基本計画等概要説明 基調講演「多様な人が活躍するまちなかを育もう」- 名古屋錦二丁目のまちづくり実践の現場から- 登壇者 名畠 恵 氏（錦二丁目エリアマネジメント株 式会社 代表取締役、NPO 法人まちの縁側育くみ隊 代 表理事）	
参加者	60 人	

■まちなか賑わい創出ワークショップの実施

令和 5 年度から実施、中心市街地の賑わい創出に向けた人材育成を行うことを目的に、支援機関や商業者団体など関係機関の次代を担う職員・従業員が、中心市街地活性化に向けた課題を体系的に整理し、課題解決に向けた実証事業を検討する実践的なワークショップを実施（委託：浜松まちなかにぎわい協議会）

【令和 5 年度】

開催日	令和 5 年 10 月 17 日（火）～ 令和 6 年 12 月 5 日（火）（全 3 回）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかの賑わい創出実現の方策について、ワークショップを通じて課題の整理や理想について議論し、今後、目指すべき方向性を検討。 ・講義や参加を通じて、これからまちなか賑わい創出の中核メンバーとなる人材や、次年度以降のワークショップや取り組みにおいて、主体的にコーディネートができるメンバーの養成を目的に実施。 ・まちなかの『にぎわい』の要素抽出、にぎわい創出施策案、アクションプラン立案等を個人ワークやチームにて実施。 	
参加者	9 団体、23 人	

【令和 6 年度】

開催日	令和 6 年 9 月 26 日（木）～ 令和 7 年 1 月 29 日（水）（全 7 回）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度（令和 5 年度）に実施したワークショップの枠組みを活かし、支援機関や商業者団体など関係機関の次代を担う職員・従業員が、中心市街地活性化に向けた課題を体系的に整理し、課題解決に向けた実証事業を検討。 ・ワークショップを開催することで、中心市街地の 	

	<p>賑わい創出に向けた人材育成を行うことを目的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりやエリアマネジメント有識者の講演、まち歩き、理想の街に対する意見交換・ディスカッションを重ね、チームごとに実行計画を作成、発表会を実施。 	
参加者	19団体、32人	

■市若手職員によるワーキング

開催日	令和7年1月28日（木）～ 令和7年3月3日（月）（全3回）	
内容	<p>第1回～第3回でテーマを設定し、これからのまちづくりに必要な視点やアイデアについて個人ワーク及びグループワークを実施し、グループ内で議論し、浜松の中心市街地の将来像を考えるワーキングを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回「中心市街地の現状について」 ・ 第2回「活用・改善・更新すべき中心市街地の資源について」 ・ 第3回「中心市街地の将来像について」 	<p>中心市街地の将来像</p> <p>（将来像に近づけるために必要なこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活気あふれる多機能な中心市街地 ・若者が集まり、働く環境づくり ・歩いて楽しめるアクティブなまちづくり ・浜松らしさの強化とブランディング ・官民連携による魅力的な空間創出 <p>（将来像）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目なく見所のあるまち ・自ずと集まる 自然と集まる、集まっているまち浜松 ・寄せられるまち浜松 ・アクティブなまち ・若者が誇れるまち
参加者	13人	

■学生へのヒアリングの実施

年月日	内容
令和5年11月30日	浜松市立高校
令和5年12月13日	静岡文化芸術大学（文化政策）
令和5年12月20日	静岡文化芸術大学（デザイン学科）
令和5年12月20日	静岡県立江之島高等学校
令和7年2月19日	浜松調理菓子専門学校
令和7年3月6日	常葉大学浜松キャンパス
令和7年3月27日	浜松学院大学

合計 7回 参加者 58名

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

本市では2010年5月に「浜松市都市計画マスタープラン」を策定。2021年3月に計画を見直し、目標年次を浜松市総合計画と同じく2045年とする新たな「浜松市都市計画マスタープラン」として策定した。

基幹的な公共交通沿線に複数の拠点を形成し、その拠点や公共交通を中心に都市の集約を図ることにより、公共交通を主体とした便利な暮らしが可能となる「拠点ネットワーク型都市構造」を本市が目指すべき将来都市構造とし、都市構造の転換を図る。

[2] 都市計画手法の活用

① 浜松市都市計画マスタープラン

『多彩に輝き、持続的に発展する都市』を掲げ、創造都市の顔である都心（中心市街地）では、市民、出張者、観光客などの多くの人々が集まり、活動や交流が活発化するよう、音楽・食文化、歴史資源を生かした商業・業務、教育・文化、コンベンションなどの多様な高次都市機能の集積と広域連携の強化、中心市街地居住の促進、歩きたくなる魅力ある都心空間の創出により、賑わいの再生・都心の再生を目指す、としている。

創造都市の顔としてふさわしい中心市街地を形成していくためには、多くの人々が集まり、交流するにぎわいの創出とともに、商業機能、業務機能はもとより、居住機能、文化機能、観光交流など様々な都市機能を集積することが必要である。

また、行政による基盤整備とあわせ、商業者・事業者・企業など民間による活発な設備投資を促す環境整備が必要である。

さらに、ショッピングモールなど郊外開発を基本的に抑制していく中で、規制緩和やインセンティブの付与など、民間のノウハウや資金などの活力が注入されるよう都市機能の集積を促進する。

② 浜松市立地適正化計画

- 浜松駅周辺を都市誘導区域（広域サービス型）と定め、広域な公共交通ネットワークを生かして、交流や賑わい創出に資する商業・文化等の機能を集積し、創造都市の顔としてふさわしい都市機能の向上や維持を図る区域と位置付けている。
- 中心市街地を概ねの対象エリアとする広域サービス型区域について、誘導を図るべき誘導施設を以下のとおり設定している。

■広域サービス型

公共施設（広域施設）	大規模集客施設
<ul style="list-style-type: none">ホール（客席数1,000席以上）展示イベントホール楽器博物館科学館美術館こども館	<ul style="list-style-type: none">劇場、店舗、飲食店、展示場など

[3] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積を図るための事業として、本計画では下記の事業を推進していく。

分類	事業名
市街地の整備改善のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ The GATE HAMAMATSU 跡地再整備事業 ・ 浜松城公園(鹿谷地区)整備事業 ・ 浜松市市街地再開発事業費補助金交付要綱に基づく支援事業 ・ 市街地再開発事業に関する公共施設管理者負担金による支援事業
都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクトシティ浜松施設整備事業 ・ 新美術館整備事業 ・ 浜松調理菓子専門学校 新校舎移転
街なか居住の推進のための事業	-
経済活力の向上のため事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗立地法の特例 ・ 浜松市商店街課題解決事業 ・ 浜松市空き店舗リノベーション利活用事業 ・ MICE 推進事業 ・ 食と農の地域ブランド推進事業 ・ スタートアップ成長支援事業 ・ 次世代スタートアップ育成事業 ・ 浜松市地域力向上事業 ・ 浜松地域スタートアップ連携促進事業 ・ 新川モール管理運営事業 ・ まちなか公共空間利活用事業 ・ 都心業務機能集積促進助成事業 ・ オフィス・商業ビル新增設助成事業 ・ ICT 企業誘致戦略事業
公共交通機関の利便性の増進 及び特定事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化施策調査研究事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 都市計画等との調和

計画名	実施年度あるいは作成年度
浜松市総合計画 基本構想	平成 27 年 4 月～令和 27 年 3 月
浜松市総合計画 第 2 期基本計画	令和 7 年 4 月～令和 17 年 3 月
浜松市都市計画マスタープラン	平成 22 年 4 月～令和 27 年 3 月
浜松市立地適正化計画	平成 30 年 4 月～令和 27 年 3 月
国土利用計画浜松市計画	平成 22 年 4 月～
浜松市商業集積ガイドライン	平成 19 年 4 月～
浜松市自転車活用推進計画	令和 2 年 4 月～令和 11 年 3 月
浜松駅周辺自転車等駐車場再整備計画	令和 4 年 4 月～
浜松市総合交通計画	平成 22 年 4 月～令和 13 年 3 月
浜松市地域公共交通網形成計画	令和 3 年 3 月～

① 浜松市総合計画について

- 平成 26 年 12 月に策定した浜松市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層で構成している。基本構想では、長期的な展望に立って課題を認識した上で、希望に満ちた未来を創造すべく、30 年後（1 世代先）の理想の姿を示すとともに、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げている。また、12 の浜松市の理想の姿が描かれた「1 ダースの未来」のうち、「つなぐ【繋ぐ】」では、「『まちなか』は、創造都市・浜松の顔」として、創造性豊かな文化を感じられること、歩いてショッピングを楽しめること、居住人口の拡大により都市機能が集積していることなどが挙げられている。

○第 2 期基本計画<令和 7 年 3 月策定> 令和 7 年度から令和 16 年度まで

「ウェルビーイング」の視点を取り入れ、一人ひとりが幸福を実感できる暮らしを実現する計画とし、10 年間の総合的な政策を定めている。中心市街地に関する取組の方向性政策としては、多様な人々が集い、交流し、滞在できる、魅力ある地域づくりの促進や拠点ネットワーク型都市構造の実現をめざし、都市機能の集積や居住エリアが集約したコンパクトな拠点をつなぐにぎわいのあるまちづくりを推進することとしている。

② 浜松市都市計画マスタープランについて

- 平成 22 年 5 月に策定し、令和 3 年に見直しを行った浜松市都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的な視点に立ち、都市計画の目標や都市づくりの方向性を示すものとなっている。基本理念に、「多彩に輝き、持続的に発展する都市」を掲げている。その中で、中心市街地を概ねの対象エリアとする都心について、都市づくりの基本方針として以下が掲げられている。

①多様な高次都市機能の集積と連携強化による賑わいと活力ある都心づくり

②多様な資源を活かして新たな価値や交流を生み出す都心づくり

- ③創造都市の顔としてふさわしい魅力的な空間形成による歩きたくなる都心づくり
- ④みどりによる魅力ある空間創出と環境負荷の小さな都心づくり
- ⑤安全・安心な災害に強い都心づくり

③ 浜松市立地適正化計画について

- ・ 平成 31 年 1 月に見直し策定した浜松市立地適正化計画は、人口減少・少子化・超高齢社会に対応した「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」の実現を目指し、都市計画区域を対象とした、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとなっている。中心市街地を概ねの対象エリアとする広域サービス型区域について、都市機能と居住を誘導するための取り組みとして、以下が挙げられている。

①都市型産業等の集積促進

- ・ 浜松市商業集積ガイドラインに基づく大型商業施設等の立地誘導
- ・ 新たな産業の起業・集積促進、都心部での雇用創出、文化創造拠点の形成に向けた建物のリノベーションや低未利用地の活用
- ・ 中心市街地活性化に向けた施策の推進
 - ✓ 公共空間の利活用推進事業（イベント開催等） 等
- ・ 浜松市創業支援事業計画＊に基づく相談支援体制整備、人材育成、資金支援

②歴史文化機能の集積促進

- ・ 歴史・文化のシンボル拠点としての浜松城公園再整備
- ・ 市民が良質な音楽文化に触れる機会の創出
 - ✓ まちなかコンサートの開催
 - ✓ こども音楽鑑賞教室の開催 等
- ・ 市民が安全で快適に利用できる芸術文化とコンベンション＊の拠点施設の運営

③都心の回遊性向上

- ・ 都心の回遊性向上に資するバリアフリー化
 - ・ 魅力ある空間形成のためのオープンスペースの確保、歩行者空間の整備、花やみどりによる演出等推進
 - ・ 快適な歩行空間を創出する緑陰の形成
 - ・ 風格と魅力をそなえた都心のまち並み景観の形成
- また、重要業績指標（KPI）を以下のとおり設定している。
- 歩行者通行量（休日・8 地点）約 90,000 人（2015 年）⇒ 118,000 人（2024 年）

④ 浜松市地域公共交通網形成計画について

- ・ 令和 3 年 3 月に策定した浜松市地域公共交通網形成計画は、暮らしやすく、持続可能でコンパクトなまちづくりと、公共交通を中心とした交通ネットワークの構築を目指すための計画となっている。公共交通サービスの基本方針は「浜松市の魅力を高める、使いやすい公共交通ネットワーク・市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスの提供」、公共交通体系の運営、維持、管理する仕組みに関する基本方針は「地域が主役となって育てる、持続可能な公共交通」を掲げている。

- ・ 地元ニーズの把握手法として、平成 30 年～令和 2 年度にわたり、学識経験者、市民、交通事業者、関係行政機関等により構成する浜松 21 世紀都市交通会議において、専門知識や多角的な視野から検討を進めた。市民参加としてアンケート調査、パブリックコメントにより市民への情報提供と市民意見の集約に努めた。

＜環境・エネルギー等への配慮＞

■浜松市クーリングシェルター

本市では、熱中症から市民の健康を守るため、市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定しており、当事業に協力いただける民間施設を募集し、指定施設を市ホームページ上で公表している。

浜松市中心市街地活性化ビジョン(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市中心市街地活性化ビジョン(案)」とは

中心市街地活性化に向けて、中心市街地のミッション（使命・存在意義）、ビジョン（目標・理想像）、バリュー（価値観・行動指針）を整理し、10年後、20年後を見据えた中長期的な目標を「目指す将来像」として示すものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和7年12月19日（金）～令和8年1月19日（月）

3. 案の公表先

産業部産業振興課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	産業部産業振興課（市役所本館6階） まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 産業振興課あて
③電子メール	shougyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2283（産業振興課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和8年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

産業部産業振興課（TEL 053-457-2285）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●意見提出様式（参考）

●浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）

●浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）資料編

1 中心市街地活性化ビジョン策定の背景	P 1
2 中心市街地活性化ビジョンの位置づけ	P 1～P 2
3 計画期間	P 3
4 協議体制	P 3
5 現状と課題	P 4～P 5
6 中心市街地目指す姿・将来像	P 6～P 13
7 ビジョンの実現に向けて	P 14
8 用語解説	P 14～P 15

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の活性化に向けては、官民が連携し、同じ目標に向かって取り組みを進めることが重要です。 こうしたことから、中心市街地活性化に向けた将来像を目標として示す中・長期的なビジョンを策定し、市民の皆さんとも共有するとともに将来像の実現に向けて、関係団体や関係機関が一体となって取り組むものです。
策定に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> これまで中心市街地活性化に向けて、1999年に第1期計画、2015年に第2期計画を策定し、その後は本市独自の「中心市街地活性化の方針」に基づいて取り組みを進めてきました。 令和5年度に「まちなか賑わい創出実現方策調査検討事業」を実施するなかで、市民アンケートやまちなか関係者へのヒアリング等において、ビジョン策定を求める声が多くありました。 令和8年3月末の認定を目指した中心市街地活性化基本計画を策定とともに、10年、20年後の中長期的なビジョンを策定し、市民と共有して取組む必要があることから同時にビジョン策定をすることに至りました。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化に向けて、中心市街地のミッション（使命・存在意義）、ビジョン（目標・理想像）、バリュー（価値観・行動指針）を整理し、10年後、20年後を見据えた中長期的な目標を「目指す将来像」として示しました。
案のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 骨子となるMVV（ミッション 使命・存在意義）、ビジョン 目標・理想像、バリュー 価値観・行動指針）を定め、平易な文章とイラストで構成しました。 <p>【ミッション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■未来へ紡ぐ“CREATIVE HUB” ・中心市街地の使命・存在意義を「創造の中心地=Creative Hub」と定義しました。 <p>【ビジョン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち ・中心市街地の理想の将来像を市民が誇りを持てるより良い未来として描きました。 <p>【バリュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■世界を魅了する。創造は無限大。 ■成長を止めない。未来を現実に。

	<p>■心豊かな暮らしへ。浜松愛をもっと。</p> <p>■共に挑む。時代の先へ。</p> <p>・「価値を創る・価値を継ぐ」、「ひと・まち」の二つの軸で、中心市街地活性化に向けた価値観・行動指針を示しました。</p>
関係法令・ 上位計画など	浜松市総合計画 基本計画
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	<p>令和7年12月～令和8年1月 案の公表・意見募集</p> <p>令和8年3月 案の修正、市の考え方の作成</p> <p>令和8年3月 意見募集結果および市の考え方を公表</p> <p>令和8年3月 最終案報告</p> <p>令和8年4月 施行</p>

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）
意見募集期間	令和7年12月19日（金）～令和8年1月19日（月）
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入のご意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 産業部産業振興課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

FAX : 053-457-2283

E-mail : shougyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からぬ場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

＜書き方例＞

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。





多様な人の交流と、それによるイノベーションにより
地域経済の成長を支える「Glocal Creative City」の中心地

浜松市は、挑戦を恐れず、開かれた心で新たな価値を生み出してきたまち。

グローバル企業を輩出してきたその原動力は、

人と人が出会い、つながり、育ち合う中心市街地にあります。

いま、価値観やライフスタイル、社会が大きく変化する中で、

中心市街地に求められる役割も多様化しています。

私たちは、過去から現在へ受け継がれてきた中心市街地の普遍的な価値と存在意義を見つめ直し、

さらなる飛躍を遂げるため、未来へと紡いでいくビジョンを描きます。

浜松市の中心市街地から、未来への挑戦が、また始まる。

計画期間：2026年4月～2044年3月



歴史、文化、未来に触れ、 豊かさを実感する 世界水準のまち

- 市民の暮らしを支える都市機能が充実し、国内外からの来訪者が歴史、文化、技術など浜松市特有の魅力に触れ、豊かさを感じることができる質の高い環境が整備されていく。
- 中心市街地が結び目となり、創造都市・浜松を舞台とした世界の多様な人々や企業が交わることにより生み出されるアイデアや挑戦が新しい価値を創造し、地域経済の成長を実現する。
- 市民が誇りを持てるより良い未来を描きます。





世界を魅了する。

創造は無限大。

浜松市の中心市街地は、文化や芸術が日常に溶け込み、個性豊かな人々が集い、互いに刺激し合いながら新しい価値を生み出す場所です。多様な企業や人材が活躍し、国際的な視点を持った暮らしや働き方が広がるこのまちでは、歴史や伝統、クリエイティブな活動が魅力となって人々を惹きつけます。まちなかから浜松の輝きが世界へと広がっていきます。



Point
01

創造都市・浜松を象徴する文化芸術活動や市民活動が盛んなまち

Point
02

グローバル企業や人材が惹かれ、集まる、
世界水準の暮らしや働き方を実現するまち

Point
03

歴史、文化、クリエイティブな人材や活動など
都市の魅力を世界に発信するまち





VALUE — 価値観・行動指針 —

成長を止めない。

未来を現実に。

浜松市の中心市街地は、民間と公共が連動し、次々と新しい価値が生まれる舞台です。活発な投資とインフラ整備が、エリア全体の可能性を引き出し、駅の南北がつながることで、まち全体がひとつの大きな魅力となって広がります。まちなかでは、挑戦と成長が止まることなく、描いた未来が着実に現実となっていきます。



Point
01

活発な民間投資によるエリアリノベーションにより
新たな価値が創出されるまち

Point
02

民間投資を誘発する公共投資やインフラ整備が活発なまち

Point
03

駅の南北が共存し、互いの魅力を補完する回遊性の高いまち

心豊かな暮らしへ。 浜松愛をもっと。

浜松市の中心市街地では、新しいお店と歴史ある老舗が肩を並べ、日々の暮らしに彩りを添えています。多彩なサービスや人との出会いが新鮮な発見と心地よさをもたらし、誰もが自分らしく過ごせる場所です。まちなかで過ごすうちに、浜松への愛着と誇りが自然と育まれていきます。



Point 01 魅力的な店舗やサービスが市民のWell-beingを支える
健康で文化的なまち

Point 02 むらし、働き、学び、楽しむ、全ての人が豊かさを実感する
便利で快適なまち

Point 03 浜松の魅力がつまつたシビックプライドを満たすまち

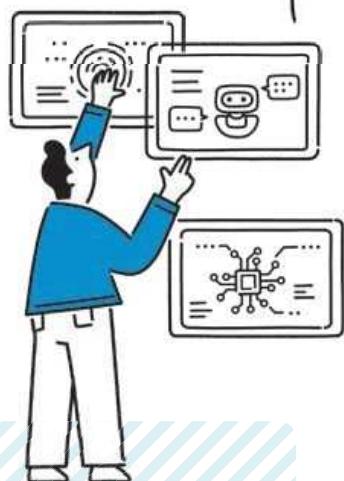




VALUE — 価値観・行動指針 —

共に挑む。 時代の先へ。

浜松市の中心市街地は、挑戦する人や団体が集い、まちの未来を切り拓くエネルギーに満ちた場所です。企業や市民の新たなチャレンジが次々と生まれ、先端技術や先進的な取り組みが都市の成長と共に歩みを進めています。日本初、世界初を目指す果敢な精神が息づき、まちなかから時代の一歩先を行くまちづくりが動き出します。



Point
01

まちづくりを担う人材やエリアマネジメント団体が活躍するまち

Point
02

企業や市民のチャレンジを応援し、
先端技術や先進的な活動を都市の発展につなげるまち

Point
03

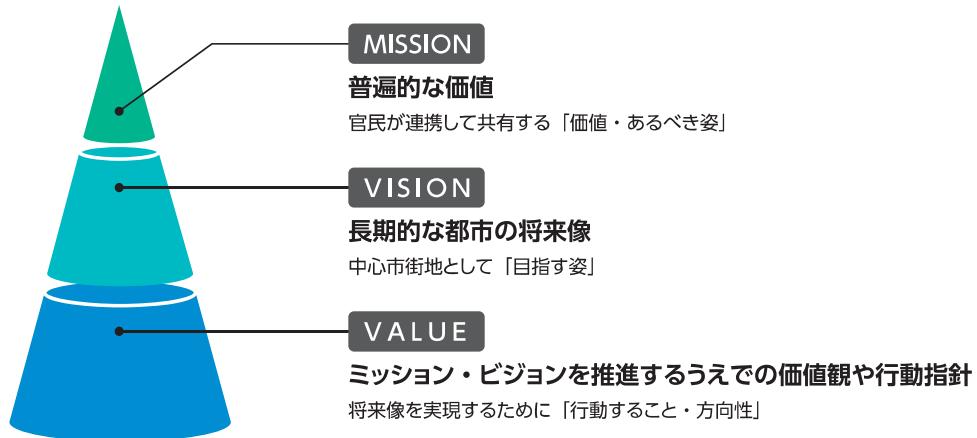
日本初、世界初へ果敢に挑戦する文化が根付くまち

MISSION・VISION・VALUEの構成

中心市街地の未来を描くために、MISSION・VISION・VALUEという3つの視点で整理を行いました。

「MISSION」では、このまちが果たすべき使命と存在意義を明確にし、
「VISION」では、目指すべき理想の将来像を描きました。
「VALUE」では、大切にしたい価値観・行動指針を定義しています。

この3つの指針が交わることで、中心市街地は、時代の変化にしなやかに応えながら、未来へと歩み続けます。

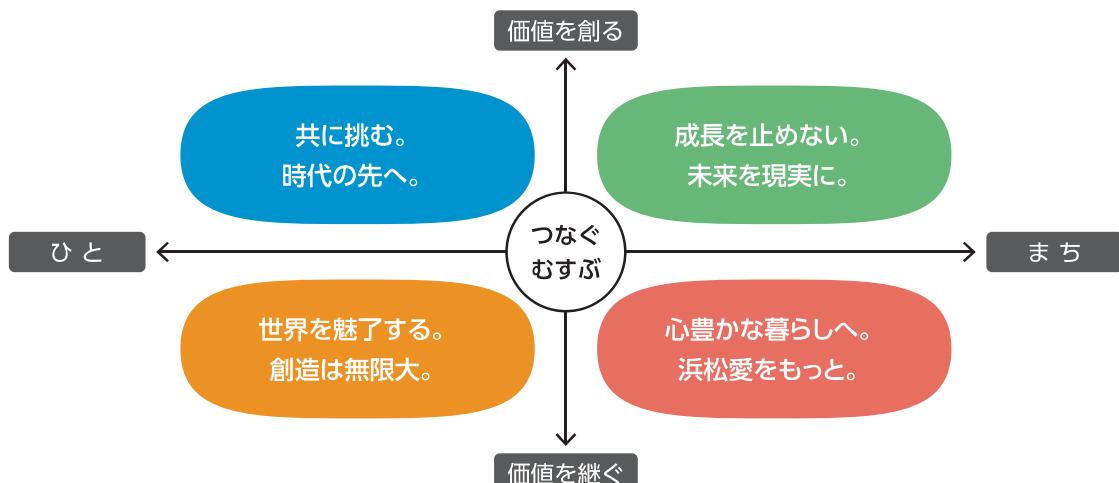


VALUEの構成について

VALUEは、「価値を創る・価値を継ぐ」、「ひと・まち」という二つの軸で描きました。

ひとつは、今あるものに新たな発想や技術を重ね、未来へと新しい価値を生み出す「価値を創る」と、受け継がれてきた伝統や文化、知恵を守り、次世代へとつなぐ「価値を継ぐ」という軸。
もうひとつは、中心市街地で活躍する「ひと」という主体と、その舞台となる「まち」という環境。

この二つの視点が交わることで、中心市街地に新たな価値が生まれ、未来へと受け継がれていきます。



浜松市中心市街地活性化ビジョン (資料編)

目次

1 浜松市中心市街地活性化ビジョン策定の背景	1
(1) 主旨	1
(2) 策定に至った背景・経緯.....	1
2 本ビジョンの位置づけ	1
(1) 策定の流れ.....	1
(2) 中心市街地活性化ビジョンの概要.....	2
(3) 策定の意義.....	2
3 計画期間.....	3
4 協議体制.....	3
5 現状と課題.....	4
6 中心市街地の目指す姿・将来像	6
Mission(ミッション):使命・存在意義.....	8
Vision(ビジョン):理想の将来像	8
Value(バリュー):価値観・行動指針	9
7 ビジョンの実現に向けて	14
8 用語解説.....	14

1 浜松市中心市街地活性化ビジョン策定の背景

(1) 主旨

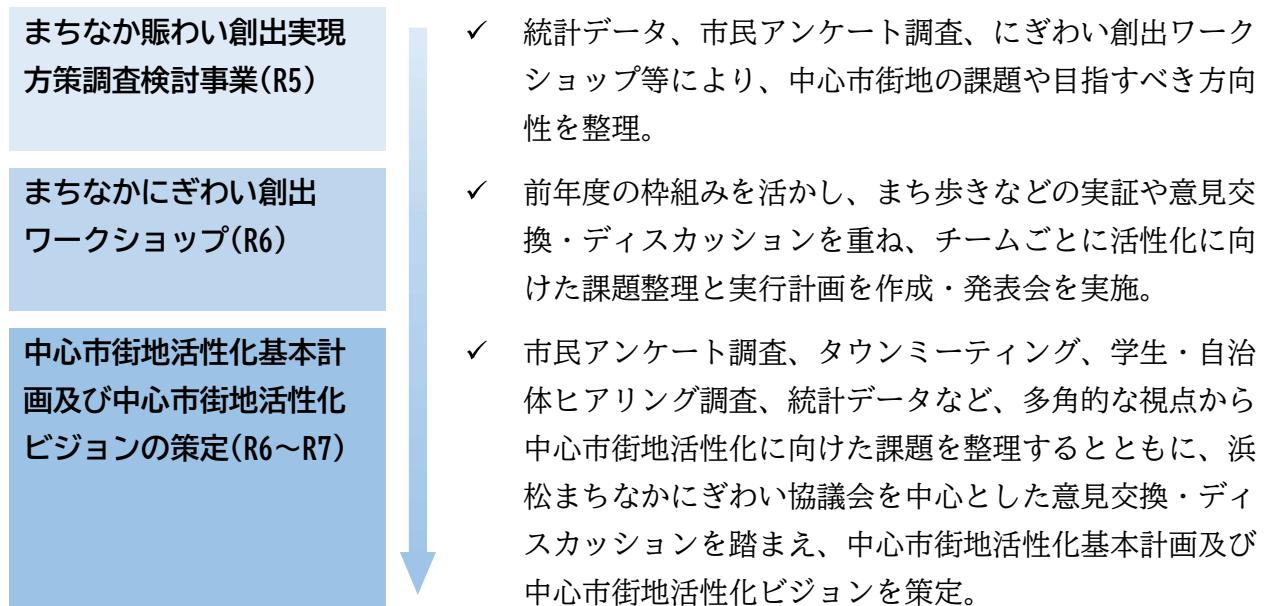
- 中心市街地の活性化に向けては、市民の皆さんをはじめ官民の様々な関係者が連携し、同じ目標に向かって、ともに取り組みを進めることが重要です。
- 本ビジョンは、中心市街地活性化に向けた将来像を目標として示し、市民の皆さんとも共有するとともに、その実現に向けて、企業、関係団体、関係機関が一体となって中長期的に取り組むための方針等を示すものです。

(2) 策定に至った背景・経緯

- これまで中心市街地活性化に向けて、中心市街地活性化基本計画を、第1期計画（1999年）から第2期計画（2015年）まで策定し、その後は本市独自の「中心市街地活性化の方針」を策定し、取り組みを進めてきました。
- そのような中、令和5年度に「まちなか賑わい創出実現方策調査検討事業」を実施する中で、市民アンケート調査やまちなか関係者へのヒアリング調査等において、中心市街地活性化に向けて拠り所となる将来像策定を求める声が多くありました。
- そこで、令和8年3月末の認定を目指した中心市街地活性化基本計画を新たに策定するとともに、10～20年後を見据えた中長期的なビジョンのもと、市民の皆さんをはじめ官民が連携して取り組みを進める必要があることから、本ビジョンの策定に至ったものです。

2 本ビジョンの位置づけ

(1) 策定の流れ



(2) 中心市街地活性化ビジョンの概要

- MVV（ミッション・ビジョン・バリュー）を骨子とし、平易な文章とイラストで構成します。

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ➤ ミッション (Mission) | ：中心市街地の使命・存在意義
(価値・あるべき姿) |
| ➤ ビジョン (Vision) | ：目標、理想の将来像（目指す姿） |
| ➤ バリュー (Values) | ：上記を推進するための価値観、行動指針 |



- これらを明文化することで、行政、市民、民間団体との共通認識をつくり、官民一体となり中心市街地活性化に向けた取組を実施していきます。

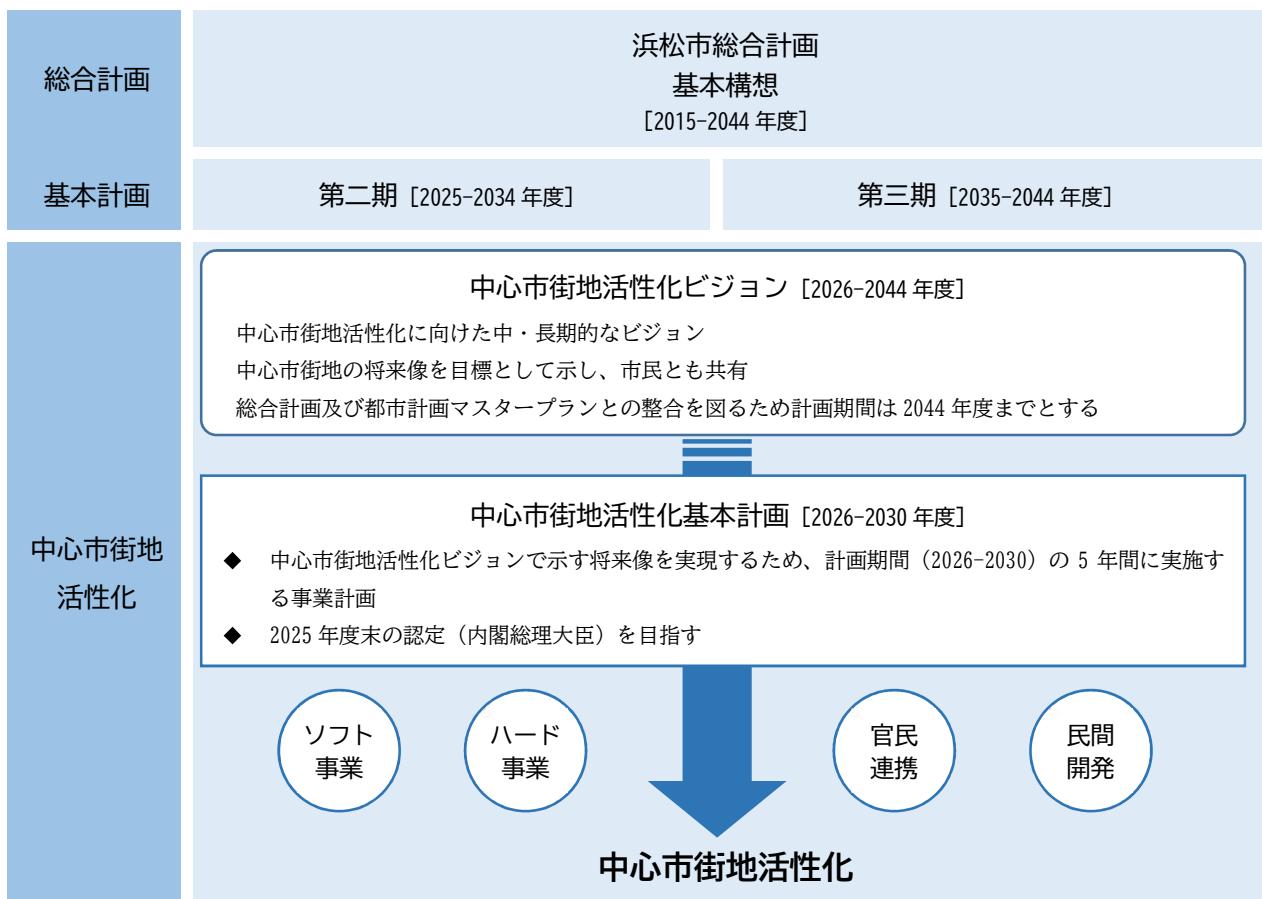
(3) 策定の意義

- まちなかを拠点に活動する団体や商業者等とのタウンミーティング、学生・自治会へのヒアリング、アンケート調査等により様々な意見を聞くことで、まちなかに対する印象や思い、どのような課題があるかを抽出し、整理しました。
- また、令和5年度から実施してきた「まちなかにぎわい創出ワークショップ」や庁内若手職員を対象としたワーキングや庁内・庁外協議会において、どのようなまちなかを目指していくか、目指す将来像について協議を行いました。
- 上記取組から見えてきた中心市街地活性化ビジョンの策定意義は、以下のとおりです。

- 浜松市は、これまでやらまいか精神と称される開放的で何事にも恐れずに前向きに挑む市民気質のもと発展してきた都市であり、多くのグローバル企業を輩出してきた。
- また、中心市街地は発展を支える人々が交わり、つながることで新たなモノ、コトを生み、はぐくみ、つなぐ、いわば苗床として機能してきた。
- 一方、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、変化が激しく不確実性が高まる社会経済環境などを背景に、中心市街地に求められる役割や機能が多様化しているが、その要求に十分に応えることができず、都市における中心性や求心力が相対的に低下している状況にある。
- このような中、中心市街地が引き続き、浜松市の発展を支える苗床として機能していくためには、中心市街地が有する普遍的な価値や存在意義を改めて確認し、未来へ紡いでいくことが重要であるとの認識のもと、その指針となるビジョンを策定するものである。

3 計画期間

- 本ビジョンの計画期間は、浜松市総合計画及び浜松市都市計画マスターplanとの整合を図るため、『2026（令和8）年度から2044（令和26）年度（19年間）』までとします。

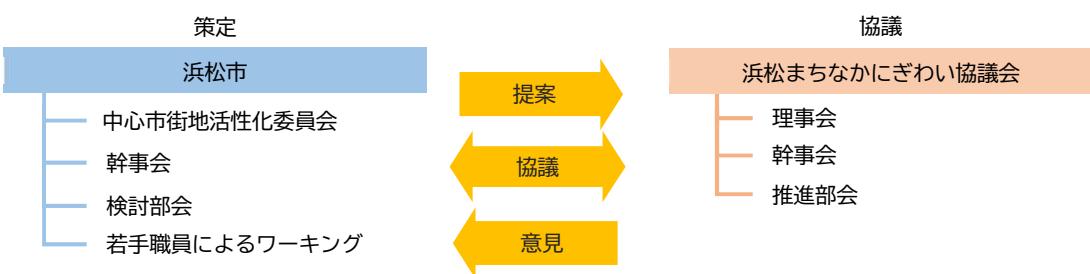


4 協議体制

- 中心市街地活性化ビジョンは、「中心市街地活性化基本計画」と同時に策定していることから、同計画と同様の協議体制で策定しています。

■協議体制（中心市街地活性化基本計画および中心市街地活性化ビジョン）

中心市街地活性化基本計画は、中心市街地活性化法に基づく国の認定を受ける必要があるため、まちづくり会社、商工会・商工会議所、地域住民等の多様な主体、担い手の参画を得た協議の場が組織されることが求められているため、浜松まちなかにぎわい協議会を協議機関として、中心市街地活性化ビジョンとあわせて策定を進めています。



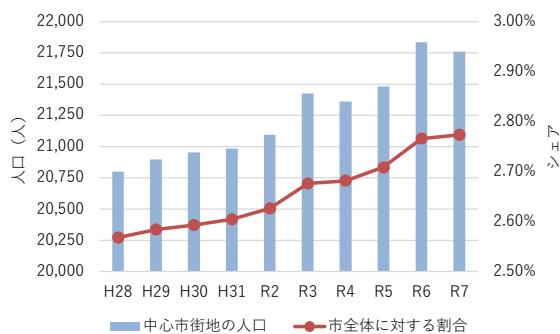
5 現状と課題

- 統計データ、市民アンケート調査、タウンミーティングなど関係者との意見交換などから、中心市街地の現状ならびに活性化に向けた課題を整理しました。

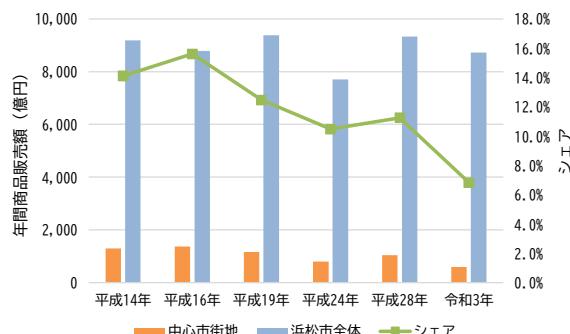
統計資料等

- マンション開発・供給が進み、中心市街地の人口・世帯は増加傾向
- 民間主導によるイベント開催が定着、コロナ後の賑わい回復に寄与
- コワーキングスペース等の新設、スタートアップの集積
- 大学、専門学校等の移転計画と新たにぎわいへの期待
- 中心市街地商業は売場面積、販売額ともに大きく減少・衰退
- にぎわいの回復も休日に限定、場所にも偏りがみられる
- コロナ以前と比較し、売上や来客が回復途上である
- 空きテナントの需要回復も小規模物件が中心

中心市街地の人口の推移



浜松市及び中心市街地の年間商品販売額の動向



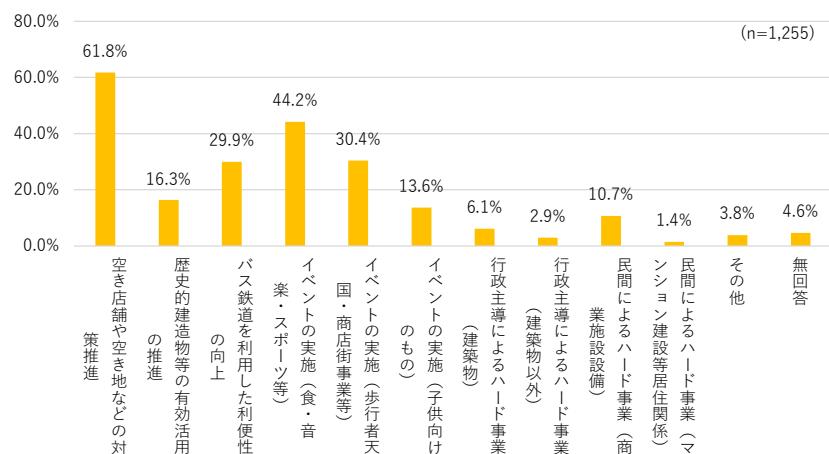
出典：区別・町字別世帯数人口一覧表（各年1月1日現在）

出典：平成19年までは商業統計調査、平成24年以降は経済センサス・活動調査

市民アンケート調査・ヒアリング調査

- 市民の多くは中心市街地活性化の必要性を感じる（83.5%）
- 中心市街地に対する満足度は十分でなく（39.7%）郊外からみた中心市街地の魅力低下（魅力を感じない：46.2%）、中心市街地居住者も郊外商業施設を日常的に利用している現状。
- 中心市街地へのアクセスは自家用車（63.7%）が中心であり、公共交通機関のアクセスやまちなかの移動などに対する不満が高く、訪れやすさや移動しやすさの改善が必要な状況である。
- 中心市街地活性化へ必要な取組として「空き店舗や空き地などの対策推進」「イベントの実施（食・音楽・スポーツ、ホコ天、商店街事業等）」等の意見が多い。
- 中心市街地での滞在時間増には「歩いて巡ることのできる環境整備」「バスなどの公共交通の充実」「魅力ある店舗や施設の増加」などが求められている。

中心市街地の魅力を高め活性化するために必要と思う取組 (市民アンケート調査)



自治会・商店会等タウンミーティング

- 道路で中心市街地のエリアが寸断している。アクト地区、浜松駅周辺、浜松城・五社神社エリアなどを連携させていくことが求められる。
- 子ども、女性、高齢者が遊べてゆっくり過ごせる場所が不足している。
- 中心市街地における人の流れと賑わいに偏りが生じている。
- 市街地内に大小様々な未活用用地が存在している。
- 既存住民の高齢化率の高まり
- 生鮮食品や日用品が購入できるスーパー・マーケットが不足している。
- 家族向けの飲食店や物販店が少ない。
- 歓楽街では朝にゴミが散乱しているため、まちの美化が必要である。
- 自転車が安全に通行するための道路が不足している。

中心市街地を取り巻く現状を踏まえた活性化に向けた課題 (キーワード)



6 中心市街地の目指す姿・将来像

- 令和6年度に開催した「まちなかにぎわい創出ワークショップ」では、6グループより中心市街地活性化の事業計画案が提案されました。
 - 事業計画案では、いずれも「ひと」が主役であり、多様な「ひと」を結びつける苗床（ハブ）として中心市街地が機能することで、これまで培われてきた価値を活かし、新たな価値を生み出していく、「ひと」と「まち」が未来を紡ぎ出していく考えが示されています。
 - この考えをもとに、多様な「ひと」の活動が新たな価値を紡ぎ出すことを中心市街地の「ミッション」（使命・存在意義）とし、新たな価値を創造・創発することを「ビジョン」（目指す姿）、その推進に向けた中心市街地での取り組み方針をバリューとして導出し、整理しました。

「令和6年度まちなかにぎわい創出ワークショップ」で提案された事業計画案

A:まちなかま

お母さんが我慢しない、コミュニティが広がる街

B:熊と犬と仲間たち

遇替わり〇〇マルシェ・路上アクリウムによる 一日楽しめる街中、歩いて楽しめる街中

C:あらしのよるに

選ばれるまちなか ～「学び」から始める日常のにぎわい創出戦略～

D:るつぼ

「ほこみち」を活用したにぎわい創出

E:en

マチ・イク・プロジェクト ～まちにいく・まちではぐくむ～

F:チャーリーズエンシェル+♂

「まちなかキャンバス」を起点としたにぎわい創出 ～若者が輝けるまちづくりを目指して～

04 EXA

The GATE HAMAMATSU跡地

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

04 EXA

コンテナショップ

04 EXA

LIBERAL Hamama-tsu

04 EXA

まちなかキャンバス

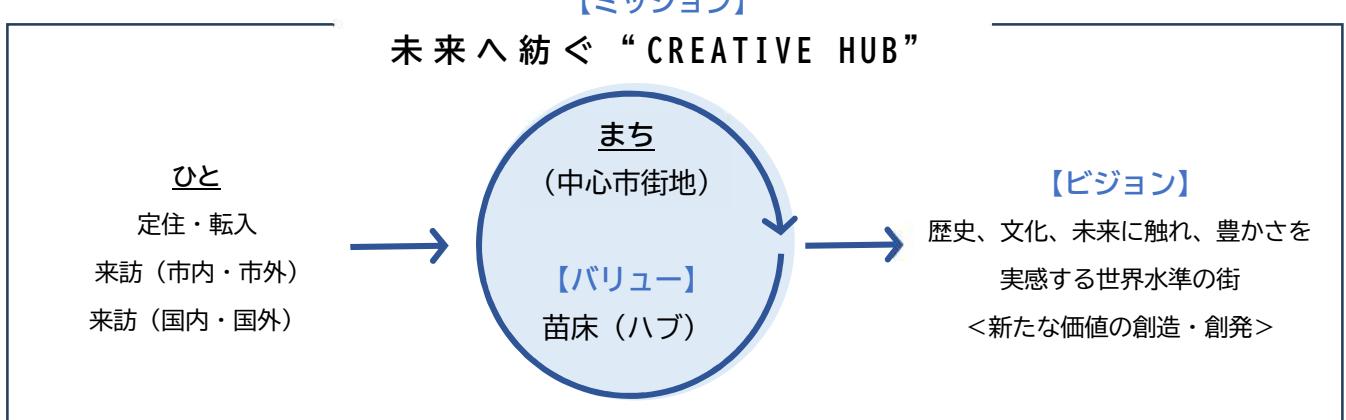
04 EXA

マチ・イク・プロジェクト

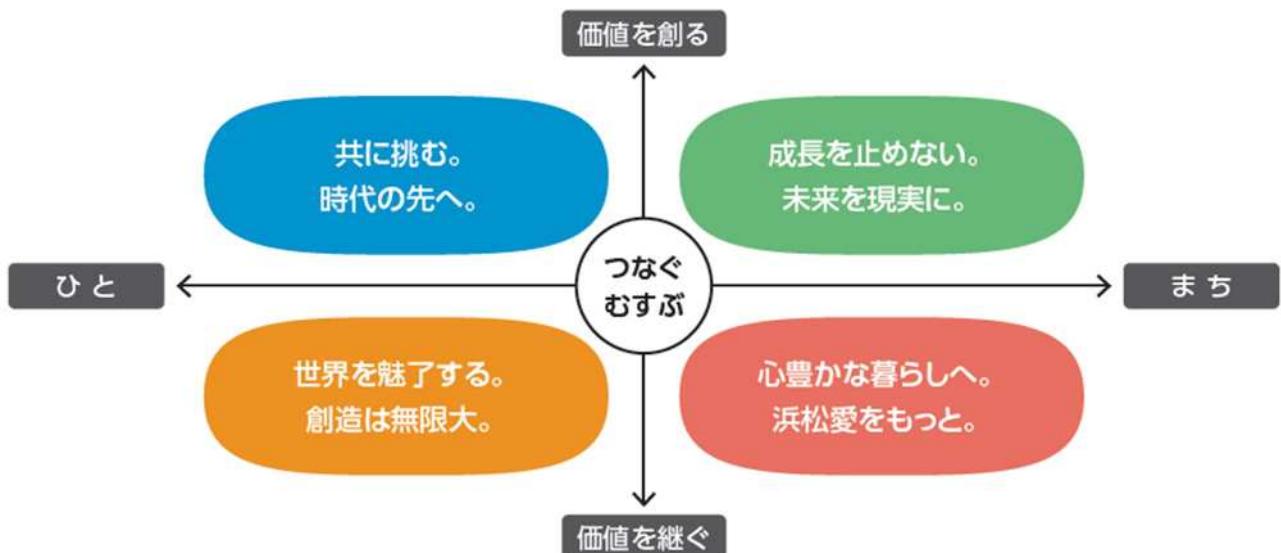
04 EXA

チャーリーズエンシェル+♂

中心市街地活性化ビジョンのMWVの関係性について



- ・ バリューは中心市街地活性化に向けた具体的な取り組み方針を示すものであることから、ミッション、ビジョンを踏まえ、「価値を創る・価値を継ぐ」、「ひと・まち」という二つの軸で整理しました。
- ・ この2つの軸が交わり、つなぎ、結ばれることで、中心市街地で新たな価値を創造・創発し、未来へと受け継がれていくことを目指します。



Mission (ミッション)：使命・存在意義

未来へ紡ぐ“CREATIVE HUB”

- 多様な人の交流と、それによるイノベーションにより、地域経済の成長を支える「Creative City」の中心地。

Vision (ビジョン)：理想の将来像

- Vision (ビジョン) は、中心市街地として「目指す姿」を設定しました。
- 浜松市の中心市街地の魅力や課題、今ある資源、今後活かすべき資源等を整理し、10 年後、20 年後の「未来の目標」や「将来こうありたい姿」を協議しました。
- また、将来像を設定し、イラストで表現することでイメージを共有しやすいように、イラストで表現しました。

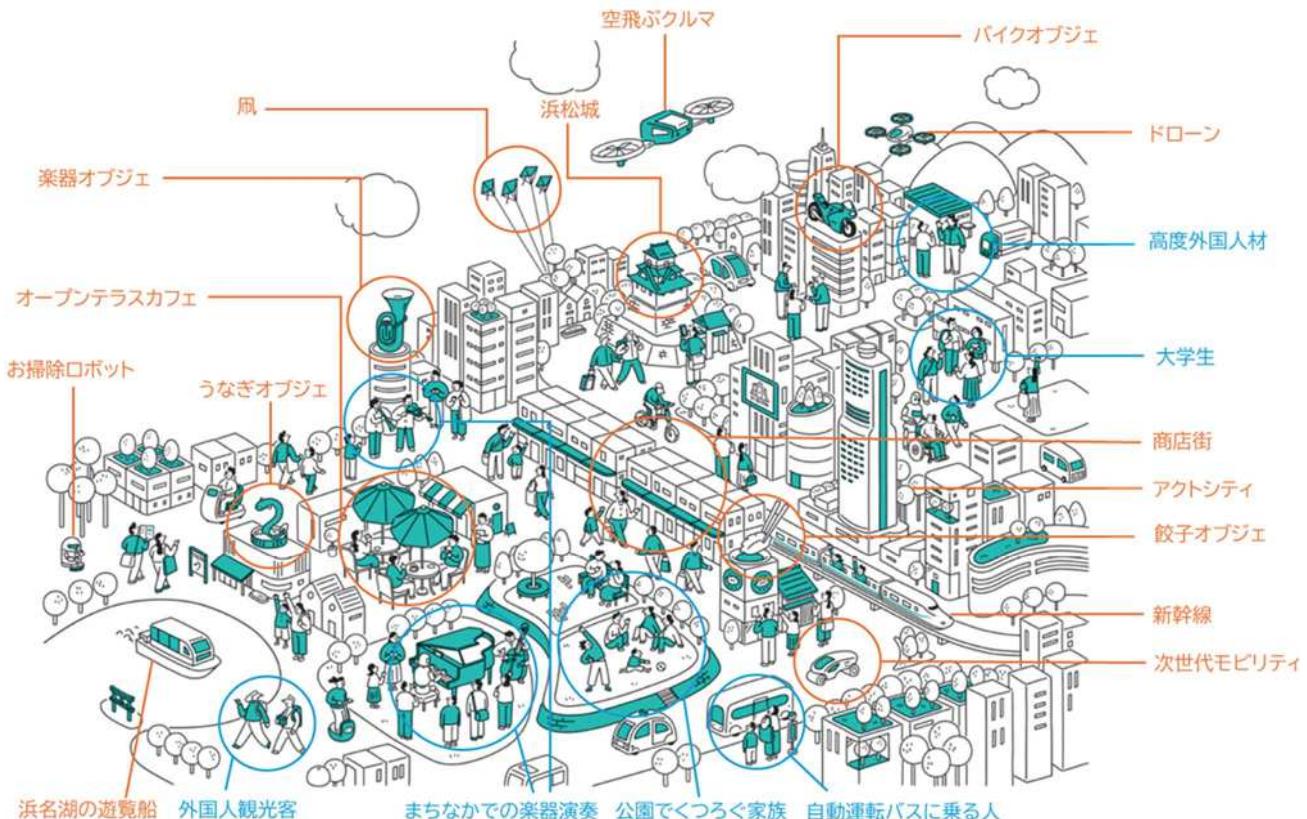
<キャッチコピー>

「歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち」

市民の暮らしを支える都市機能が充実し、
国内外からの来訪者が歴史、文化、技術など浜松市特有の魅力に触れ、
豊かさを感じることができる質の高い環境が整備されていく。
中心市街地が結び目となり、創造都市・浜松を舞台とした世界の多様な人々や
企業が交わることにより生み出されるアイデアや挑戦が新しい価値を創造し、
地域経済の成長を実現する。
市民が誇りを持てるより良い未来を描きます。

<ビジョンイラスト>

- 20 年後の浜松市中心市街地の姿として、他の都市とは異なる「浜松らしさ」を持つ中心市街地を描きました。4 つのバリューを踏まえ、実現したい価値観や行動指針をビジョンにも反映させることで、これまで浜松が育んできた価値を継承しつつ、未来の浜松市に必要な要素を加えています。そのため、バリューを構成する視点である「ひと（青字）」と「まち（オレンジ字）」の両面から中心市街地の姿を表現しています。
- まず、「ひと」の視点では、中心市街地に暮らす人や訪れる人の姿を通じて、将来の中心市街地の使い方を示しています。暮らす人が利便性や居心地の良さを実感でき、誇りを持てるまち、訪れる人にとって憧れとなる豊かさを表現しました。また、国内外から多様な人々が行き来することで生まれる交流や挑戦が形となり、人が集まることによるエネルギーに満ちた活動の様子も垣間見ることができます。
- 次に、「まち」の視点では、中心市街地が備えるさまざまな都市機能を示しています。「ひと」の視点で描かれた暮らしや活動を支える基盤となる都市環境が官民双方の投資や仕掛けによって実現していく、好循環の中心地としての姿を描きました。一方で、すべてを新しくするのではなく、過去から受け継いできた資産を活用し、時代に合った形へと変化させている様子も表現しています。



Value (バリュー)：価値観・行動指針

- Value (バリュー) は、Vision (ビジョン) 達成するために共有すべき価値観や具体的な行動指針を整理し、4つのValue (バリュー) を設定しました。
- 浜松市の中心市街地の魅力や今ある資源、今後活かすべき資源等を協議し、「未来の目標」や「将来こうありたい姿」をまとめました。
- 将来像を設定し、イラストで表現することでイメージを共有しやすいようにしています。

【世界を魅了する。創造は無限大。】

- 創造都市浜松を象徴する文化芸術活動や市民活動が盛んなまち
- グローバル企業や人材が惹かれ、集まる、世界水準の暮らしや働き方を実現するまち
- 歴史、文化、クリエイティブな人材や活動など都市の魅力を世界に発信するまち

<関連キーワード>

歴史・文化、魅力発信(メディア戦略)、浜松アーツ＆クリエイション、文化・芸術活動支援、国内外企業誘致、高度外国人材招請、インバウンド

<バリューアイラスト>

- ・ 浜松市の中心市街地は、文化や芸術が日常に溶け込み、個性豊かな人々が集い、互いに刺激し合いながら新しい価値を生み出す場所です。
- ・ 多様な企業や人材が活躍し、国際的な視点を持った暮らしや働き方が広がるこのまちでは、歴史や伝統、クリエイティブな活動が魅力となって人々を惹きつけます。まちなかから浜松の輝きが世界へと広がっていきます。



【成長を止めない。未来を現実に。】

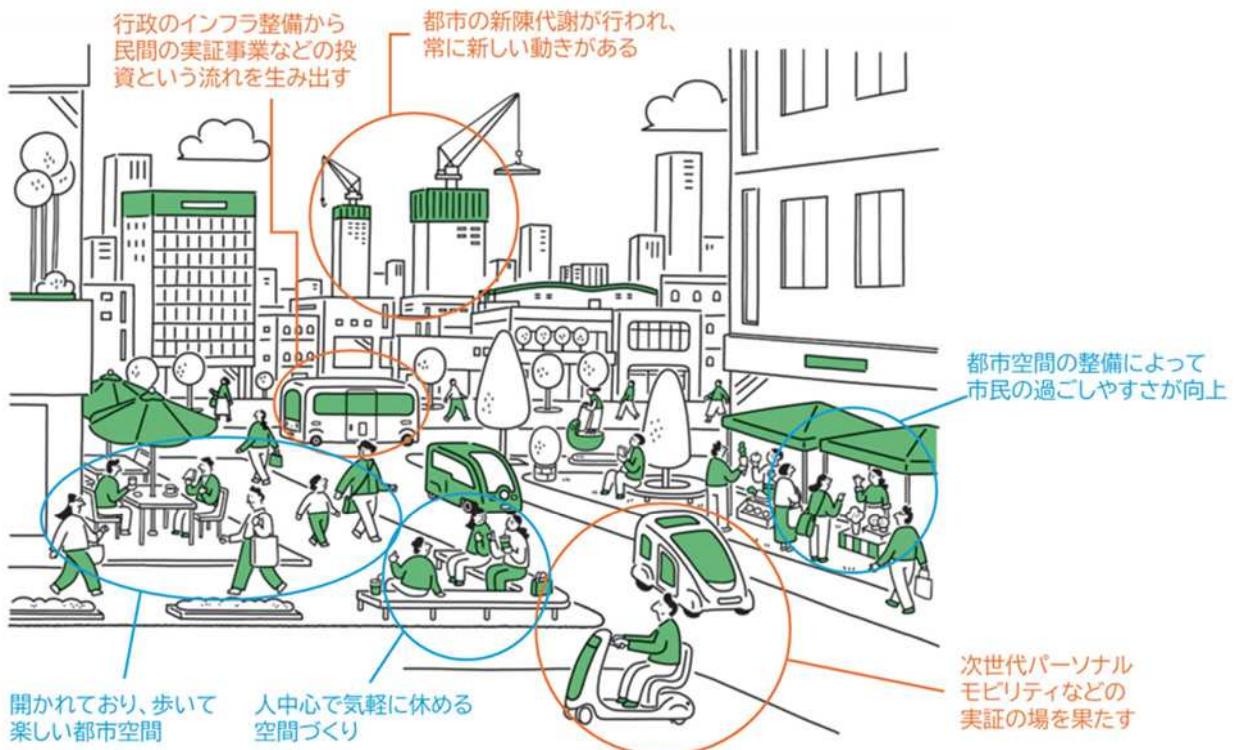
- 活発な民間投資によるエリアリノベーションにより新たな価値が創出されるまち
- 民間投資を誘発する公共投資やインフラ整備が活発なまち
- 駅の南北が共存し、互いの魅力を補完する回遊性の高いまち

<関連キーワード>

投資促進、歩行空間整備(トランジットモール、遊歩道、ネットワーク)、マイクロモビリティ、リノベーション促進、都市再生推進法人

<バリューアイラスト>

- ・ 浜松市の中心市街地は、民間と公共が連動し、次々と新しい価値が生まれる舞台です。
- ・ 活発な投資とインフラ整備が、エリア全体の可能性を引き出し、駅の南北がつながることで、まち全体がひとつの大きな魅力となって広がります。まちなかでは、挑戦と成長が止まることなく、描いた未来が着実に現実となっていきます。



【心豊かな暮らしへ。浜松愛をもっと。】

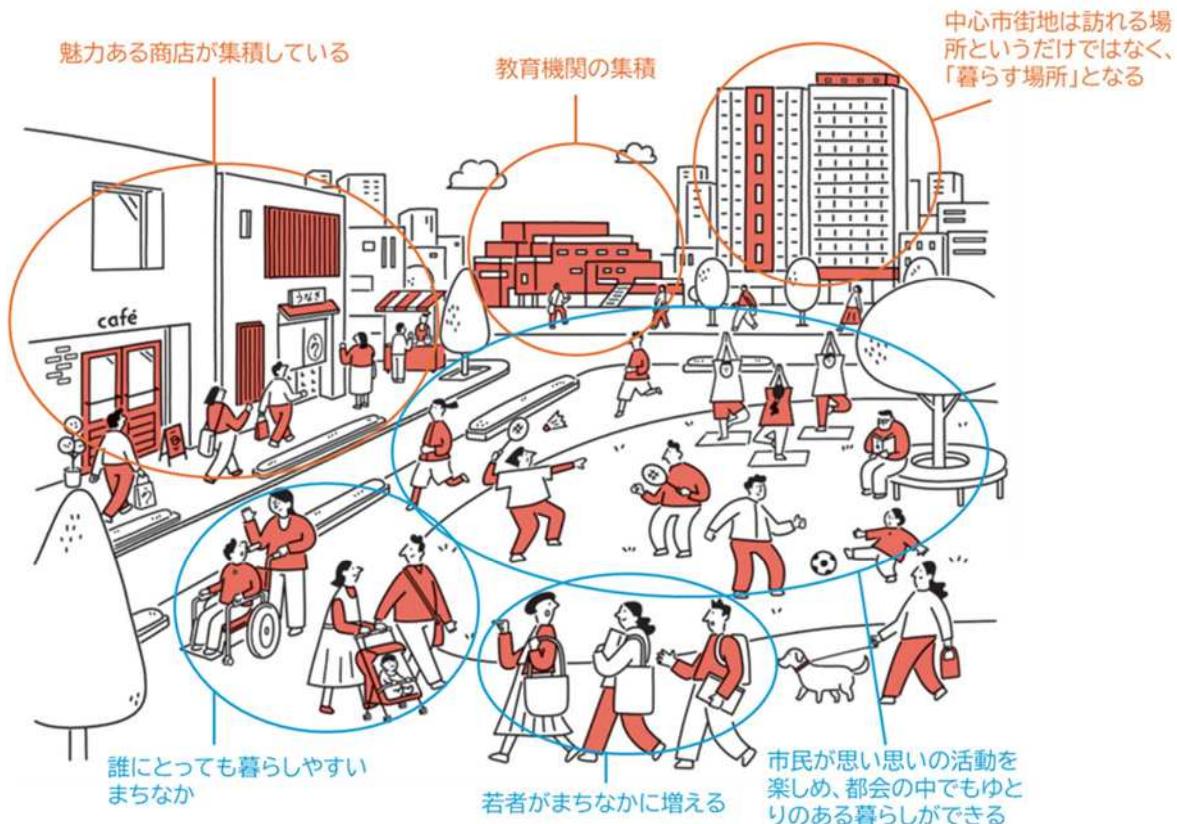
- 魅力的な店舗やサービスが市民の Well-being を支える健康で文化的なまち
- 暮らし、働き、学び、楽しむ、全ての人が豊かさを実感する便利で快適なまち
- 浜松の魅力がつまったシビックプライドを満たすまち

<関連キーワード>

居心地、シビックプライド、商業集積・商業者支援、ウェルネス、学生・教育機関集積、買い物・スポーツ・憩いの場、インクルーシブ、就学・就労、子育て支援・人口増

<バリューアイラスト>

- ・ 浜松市の中心市街地では、新しいお店と歴史ある老舗が肩を並べ、日々の暮らしに彩りを添えています。多彩なサービスや人との出会いが新鮮な発見と心地よさをもたらし、誰もが自分らしく過ごせる場所です。
- ・ まちなかで過ごすうちに、浜松への愛着と誇りが自然と育まれていきます。



【共に挑む。時代の先へ。】

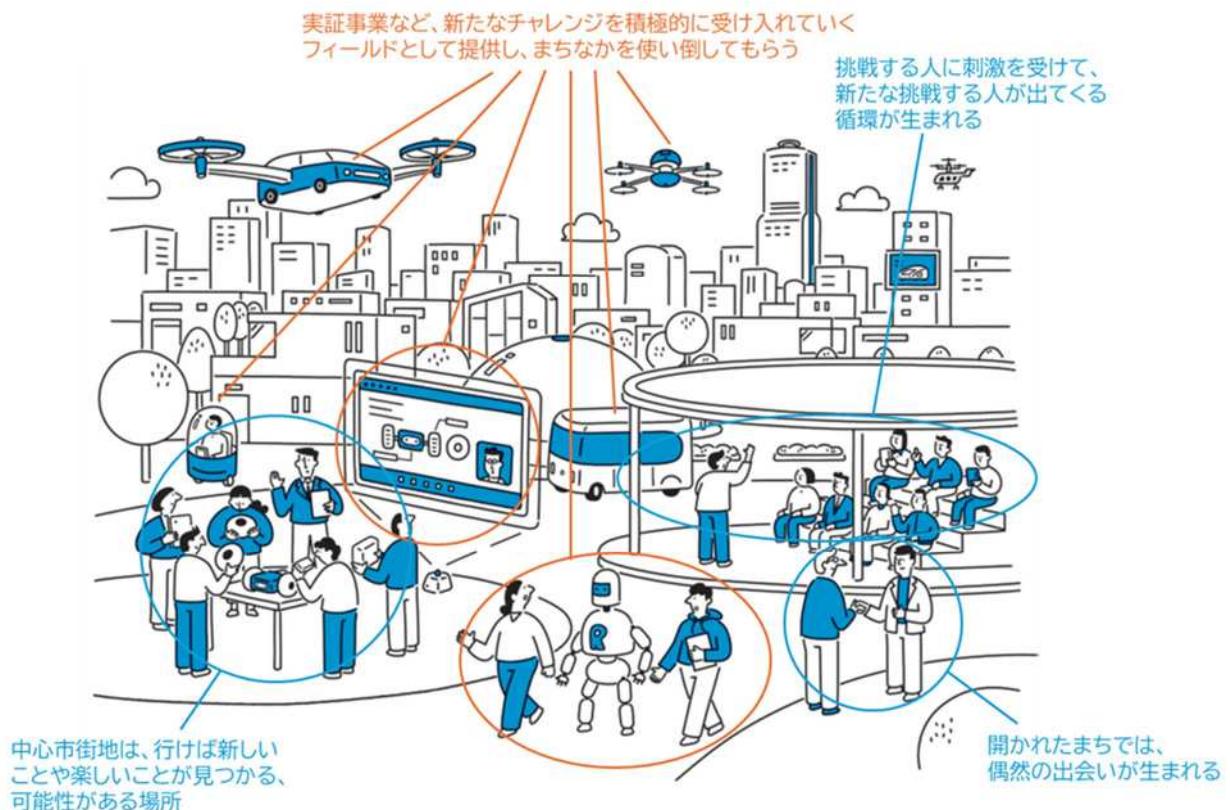
- まちづくりを担う人材やエリアマネジメント団体が活躍するまち
- 企業や市民のチャレンジを応援し、先端技術や先進的な活動を都市の発展につなげるまち
- 日本初、世界初へ果敢に挑戦する文化が根付くまち

<関連キーワード>

共創、イノベーション、DX支援、公共空間利活用、スタートアップ集積・実証実験

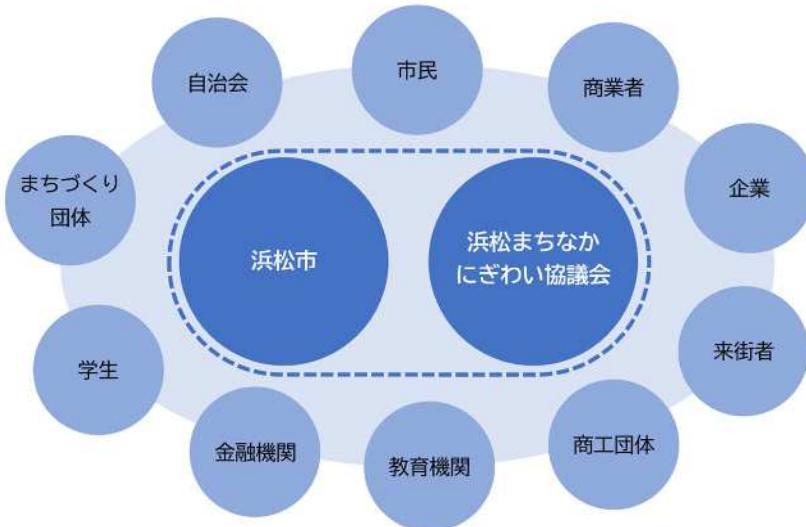
<バリューアイラスト>

- ・ 浜松市の中心市街地は、挑戦する人や団体が集い、まちの未来を切り拓くエネルギーに満ちた場所です。
- ・ 企業や市民の新たなチャレンジが次々と生まれ、先端技術や先進的な取り組みが都市の成長と共に歩みを進めています。日本初、世界初を目指す果敢な精神が息づき、まちなかから時代の一歩先を行くまちづくりが動き出します。



7 ビジョンの実現に向けて

- 浜松市と浜松まちなか協議会が緊密な連携を図りながら、中心市街地に関わる市民、商業者、民間企業、関係団体・組織などと連携し、中心市街地活性化に向けた取組を進めていきます。



8 用語解説

●「英数字」

用語	内容
Creative City(クリエイティブシティ)	創造性を活かした都市づくりを進める都市のこと。芸術・文化、デザイン、技術革新などの創造的活動を通じて、都市の魅力向上や経済発展を目指す。
CREATIVE HUB(クリエイティブハブ)	創造的な人材や企業、活動が集まり、交流・連携する拠点のこと。新しいアイデアやイノベーションが生まれる場として機能する。
DX(デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術を活用して、企業や組織の仕組みや働き方を根本的に変え、より良いサービスや価値を生み出すこと。
Glocal (グローカル)	Global(地球規模の)と Local(地域的な)を合わせた造語。地域性を考慮しながら、地球規模の視点で考え、行動すること。
MVV	Mission(使命・存在意義)、Vision(理想の将来像)、Values(価値観・行動指針)の頭文字。組織や地域の方向性を明確にするフレームワーク。
Well-being (ウェルビーイング)	心と体が健康で、人とのつながりも良好な状態のこと。病気がないだけでなく、生活に満足感や幸福感を感じられる豊かな暮らしを指す。

●「あ行」

インクルーシブ	年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての人が排除されることなく参加できる包括的な社会や環境のこと。
インバウンド	外国から日本を訪れる観光客のこと。訪日外国人観光客による消費活動も含む。
エリアマネジメント	住民や事業者が協力して、地域における良好な環境や魅力といった価値を維持・向上させる取り組み。

エリアリノベーション	既存の建物や地域を活用し、新たな機能や価値を付加して再生・活性化を図る取り組み。単体の建物ではなく、エリア全体を対象とする。
------------	--

●「か行」

回遊性	人々がまち中を歩いて移動し、複数の場所を巡りながら滞在する性質のこと。商業地域では売上向上、観光地では満足度向上につながる。
グローバル企業	世界規模で事業を展開する企業。浜松市が輩出してきた国際競争力を持つ企業群を指す。
コワーキングスペース	異なる職業や所属の人々が共同で利用する仕事場のこと。個人事業主やフリーランス、スタートアップ企業などが利用する。

●「さ行」

シビックプライド	都市に対する市民の誇りのこと。単なる愛着を超えて、まちをより良くするため自分自身が関わっているという当事者意識を伴う。
スタートアップ	革新的なアイデアや技術をもとに、短期間で急成長を目指す新興企業のこと。
創造都市	文化芸術や創造性を都市政策の中核に据え、それらを産業振興や都市再生に活用する都市モデル。浜松市が目指す都市像の一つ。

●「た行」

都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、市町村が指定する法人。都市再生に関する事業やまちづくりの推進を担う。
トランジットモール	公共交通機関(バス、路面電車等)と歩行者・自転車のみが通行可能で、一般車両の通行を制限した道路空間のこと。

●「は行」

ホコ天	歩行者天国の略。一定時間、道路を歩行者専用とし、車両の通行を禁止すること。イベントや賑わい創出に活用される。
-----	--

●「ま行」

まちづくり会社	中心市街地活性化法に基づき、まちづくりの推進を図ることを目的として設立された会社。TMO(タウンマネジメント機関)とも呼ばれる。
マイクロモビリティ	電動キックボードや小型電動車両など、短距離移動に適した小型で環境に優しい交通手段のこと。
民間投資を誘発	行政が道路や施設などを整備することで、民間企業が「この地域に投資したい」と思うようになり、実際に投資してもらうこと。

●「や行」

やらまいか精神	浜松地域に根ざした「やってみよう」という前向きで挑戦的な気質・精神のこと。困難を恐れず新しいことに取り組む姿勢を表す。
---------	---

浜松市中心市街地活性化ビジョン 資料編
2026（令和8）年3月発行（2026～2044）

<発行>浜松市 産業部 産業振興課
〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2
電話：053-457-2285 FAX：053-457-2283
E-mail：shougyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp